

平成28年第4回定例会

(12月1日招集)

山都町議会会議録

平成28年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月1日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	7
日程第6 議案第78号 工事請負契約の締結について（白小野鶴越線②道路災害復旧工 事）	11
散会	13

○12月6日（第2号）

出席議員	14
欠席議員	14
説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため出席した事務局職員	15
開議	15
日程第1 一般質問	15
12番 中村益行議員	15
10番 稲葉富人議員	28
4番 後藤壽廣議員	41
6番 赤星喜十郎議員	57
散会	68

○12月7日（第3号）

出席議員	69
欠席議員	69
説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため出席した事務局職員	70

開議	70
日程第1 一般質問	70
1番 吉川美加議員	70
日程第2 議案第71号 専決処分事項（山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	85
日程第3 議案第72号 平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について	89
日程第4 議案第73号 平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例の制定について	90
日程第5 議案第74号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	92
日程第6 議案第75号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	103
日程第7 議案第76号 平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	105
散会	107

○12月8日（第4号）

出席議員	108
欠席議員	108
説明のため出席した者の職氏名	108
職務のため出席した事務局職員	109
開議	109
日程第1 議案第77号 工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）	109
日程第2 議案第79号 工事請負契約の締結について（重要文化財「通潤橋」保存修理工事）	111
日程第3 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）	114
日程第4 議案第81号 町有財産の譲渡について	118
日程第5 発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について	120
日程第6 委員会報告 陳情等付託報告について	122
日程第7 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	123
閉会	124

12 月 1 日（木曜日）

平成28年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年12月1日午前10時0分招集
2. 平成28年12月1日午前10時0分開会
3. 平成28年12月1日午前10時51分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 議案第78号 工事請負契約の締結について(白小野鶴越線②道路災害復旧工事)

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

13番 佐藤一夫

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二
環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	森田京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。ただいまから平成28年第4回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、藤原秀幸君、3番、飯星幹治君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は本日から12月9日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月9日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおります。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他はお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出がっております。この際、これを許します。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。行政報告をさせていただきます。

まず最初に、山都町コミュニティバス運行等業務委託事業者選定結果について。平成29年4月からのコミュニティバス運行等業務委託事業者を選定いたしましたので、御報告させていただきます。

ます。

事業者名、名称、有限責任事業組合山都交通。住所、山都町浜町252の2。代表者、組合長、深瀬俊一。委託期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日の3カ年間となります。

これまでの経緯について、説明を申し上げたいと思います。

公募に関しましては、10月3日、公募を開始いたしました。そして、その間に第1回目の山都町コミュニティバス運行等業務委託事業者選定委員会を10人で構成いたしまして、この中で委員会の運営要綱、また選定の概要、スケジュールを説明いたしまして、公募要綱についての説明と、それから審議を行いました。また、選定要綱についての協議を行ったところであります。

応募受け付け期間につきましては、11月7日まで、1カ月以上を期間として設けましたけれども、応募事業者は有限責任事業組合山都交通1社でございました。それで、もともと定めておりましたように、期限延長を1週間いたしまして、再度広報いたしましたけれども、追加応募の事業者はございませんでした。

これを受けまして、第2回目の選定委員会を11月25日に行いまして、まず最初に、審査の事前打ち合わせを、裏面でございますが、審査の実施を行いました。これにつきましては1社でございましたが、企画提案書につきましてプレゼンテーションをいただき、ヒアリング、質問、協議を行いました。その後、選定委員会における事業者選定を行ったところであります。

これを受けまして、町長へその報告をいたしまして、おととい、平成28年11月29日に、来年度以降の業務委託者の決定をいたしたところでございます。

なお、下のほうに選定基準のことについて基準を列記しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上、コミュニティバス運行事業者の選定についての行政報告を終わります。

続きまして、山の都創造ファンドの概要についてということで、御説明を申し上げたいと思います。

一般財団法人民間都市開発推進機構という国交省の外郭の財団がございまして、そちらにファンドがございます。こちらのファンドの基金を活用しようということで、今、計画をしておりますので、その概要についてお知らせをしておきたいと思います。

基金の目的でございますが、読み上げます。山の都創造を目的に、地域住民が自主的かつ主体的に行う公益的まちづくり活動及び移住者を呼び込む起業家支援やにぎわいの再生、並びに震災、豪雨からの創造的復興支援のための財源に充てるため、山の都創造ファンドを設置しますということで、このMINTO機構といいますけれども、こちらの資金を受けまして、住民参加型のまちづくりファンドの基金を設置し、これを既存事業と復興支援の事業に充てまして、復興、並びに既存事業の活用の一助としたいと今考えております。

これにつきましては、基金を設置する必要がございます。2番でございます。

3番ですけれども、基金の創設年月日は、平成29年3月を予定しております。これにつきましては、今後、条例制定、要綱制定、並びに予算措置も必要でございますので、現段階ではこういうことを計画しているということで、また次期議会のほうへお諮りをしていくことになると思います。

ます。

4番目の事業計画でございますが、下に、後で説明いたしますが、基金9,000万を予定しておりますけれども、29年度から30年度の6カ年間におきまして、9,000万を最初の3年間は2,000万ごと、残りの3年間1,000万ということで計画を立てております。最初の3年間は重くしておりますのは、災害復旧復興の事業の一助としたいという部分もございますし、また、今現在行っております山都町の主要事業、並びに地方創生の観点からも、急ぎ取り組むべき部分について厚くしておるところでございます。

5番の山の都創造ファンドのスキームでございますが、山都町から拠出金を5,000万、民間企業からは1,000万、そしてMINTO機構から3,000万の資金の拠出をいただきたいということで、9,000万の基金を取り崩し型で設置するというところでございます。これにつきましては、公募、そして審査、助成という形をとりたいと思っておりますが、右側の枠にございますが、山の都創造支援事業ということで、にぎわい再生事業、定住支援事業、災害からの創造的復興支援事業、起業支援事業、コミュニティ活性化事業、まちづくり支援事業ということで、今、想定しているところでございます。

ちなみに、災害からの創造的復興支援事業以外のものにつきましては、毎年度、予算化いただいている既設事業でございますが、これを基金事業に充てまして、弾力的な活用もできるように、今、協議をしているところでございます。

この審査につきましては、今のところ、四角の中にありますが、山の都創造ファンド審査会というのをこのような形で設置したらどうかと考えておりますが、あくまでも住民参加型でございますので、そういった基金の支援を受けてやる団体なりに申請いただいて、それを審査して、助成をするという形をとりたいと今考えております。

なお、6番の既存事業との整合性でございますけれども、先ほどちょっと申しましたとおり、これまで既存事業をやっておりますが、これを包括しまして新たに、町民とありますが住民の起業支援や、そして新たに災害復興支援の1メニューとして活用できるように、柔軟かつ弾力的な運用を図るという予定を今計画しているところでございます。

なお、28年度の既存事業につきましては、一番最下段にある事業でございますが、このようなものをこの中に包括してやっていくことで、今計画しております。なお、詳細については、また、議会にお諮りを、次期なり定例議会のほうでさせていただく予定で今考えております。

以上、行政報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 次に、環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） おはようございます。環境水道課のほうから、行政報告をさせていただきます。資料のほうをごらんください。

簡易水道・上水道事業の統合期限の延長についてということで、読み上げます。

山都町で運営しております上水道1施設、簡易水道事業18施設は、平成29年度に統合し、山都町水道事業として新たに企業会計として運営していく計画でありましたが、本年4月に発生しました熊本地震により、水道施設に甚大な被災を受け、その対応と復旧に不測の時間を要しており、

統合に向けての準備作業に大きく影響している状況にあります。本年度は災害復旧事業を最優先で行うこととし、統合年度を延長する方針としました。

それと、ここに記載はしておりませんが、また後でも触れますが、本町では現在、第2次の簡易水道整備事業を平成27年度から平成31年度までの5カ年で進めているところですが、国からの補助金が町からの要望額の6割程度での決定率で推移しており、整備事業が計画どおりに進んでいない状況があります。このことにつきましては、全国の簡易水道を運営している自治体でも同様の課題を抱えていることから、この事業体で組織しております全国簡易水道協議会から、この財源の確保と統合期限の延長について、厚生労働省のほうに要望がなされているところです。このことを補足として、つけ加えさせていただきます。

資料のほうにお戻りください。

(1) 総合計画の経緯です。平成20年に厚生労働省から各自治体が運営する水道事業において、平成21年度までに統合計画を策定しない事業体においては、簡易水道事業での国庫補助事業の対象外とする制度の見直しがされたところです。これを受けて、本町では平成20年度に統合計画と10カ年の簡易水道整備計画を策定し、事業に取り組んでいるところです。

次に、統合に向けての準備です。

平成20年度に統合計画及び10カ年の整備計画を策定し、平成21年度に第1次簡易水道整備事業に着手しております。それから、平成24年度には、簡易水道事業の利用料金の統一をしております。それから、平成26年度に、第1次整備事業が完了し、第2次の整備計画を策定したところです。平成27年度から第2次の簡易水道整備事業、これは5カ年ですけれども、着手し、現在に至っております。それから、平成26年度から28年度の3カ年間に、統合に向けた資産調査を実施したところです。そして、本年4月には、上水道事業の利用者へ料金改定、これは簡易水道との統一の件についてですけれども、説明会を実施しております。

次に、統合期限の延長についてです。

本年1月に、厚生労働省より全国の事業体に対し、統合期限の延長の対象事業についての通知がなされました。これは別添の資料をごらんください。この中で、下から6行目になりますけれども、延長の要件として、東日本大震災など自然災害による整備のおくれとありますけれども、熊本地震はこれを理由に延長ができると読みとっていただければいいかと思えます。これは、先ほど申し上げました全国簡易水道協議会からの要望を受けての通知であろうと聞いております。

次に、本年4月に熊本地震より本町の水道施設に甚大な被害が発生しました。これにつきましては、本年11月に厚生労働省の災害査定を受けて、水道施設災害復旧事業費として9,838万2,000円の査定の決定を受けております。

次に、本年8月ですけれども、熊本県を通じ、統合期限の延長について、厚生労働省に協議しましたところ、熊本地震を理由としての統合期限の延長は可能。また、その延長期間における簡易水道整備は、国庫補助事業として継続できるという回答を得たところです。

次に、変更のスケジュールですけれども、黒で表示しているものが平成29年度の場合です。赤色が延長したときの変更の工程でございます。縦の欄で簡易水道施設18施設ありますが、このう

ち4地区、山都中央、矢部、朝日、柏地区が整備事業を進めている地区でございます。このうち、山都中央地区は平成29年度までの計画でしたが、本年度の国の第2次補正で交付決定の内示を受けており、この地区は前倒しで事業を実施することができることとなり、工事は繰り越すこととなりますが、予算上は本年度予算で完了することになります。

それから、その下の矢部、朝日、柏の3地区については、計画では平成31年度までを予定しておりますが、先ほど申し上げましたように、来年度統合することになりますと、簡易水道事業での国庫補助の対象外となり、残事業については統合しました上水道で、引き続き単独の事業として実施していかなければならないこと。それから、平成31年まで3カ年延長すると、整備事業が国庫補助事業として継続できることを示しております。

最後に、統合準備についてですけれども、平成26年度から本年度までの3カ年で統合に向けての資産調査を進めてきたところですが、延長することにより、平成29年から31年まで実施する簡易水道事業分の追加の資産調査が必要になります。これを平成30年と31年に実施します。それから、本年度に予定しておりました統合認可業務を平成31年度に先送りすることになります。

以上が統合、延期の変更のスケジュールとなります。

今回の議会で行政報告をさせていただいた後、町の簡易水道審議会、水道事業運営協議会に諮った上で、正式な事務手続に入ることとしております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次に、健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） おはようございます。

山都町統合保育所名称選考につきましては、第3回定例会で行政報告いたしました中で、11月選考決定の変更を行いましたので、再度報告させていただきます。

10月に委員長であります学識経験者の委員が、体調不良によりまして委員辞退届がございました。新たな学識経験者の委員選任に時間を要しましたので、12月に選考決定を行いたいと思っております。

これまでの経過といたしまして、1、募集結果、募集期間につきましては、平成28年9月14日水曜日から平成28年10月14日金曜日まで実施し、応募総数303通、88作品の応募がございました。

2、11月11日金曜日に、第2回山都町統合保育所名称選考委員会を開催し、委員、学識経験者の体調不良によりまして委員辞退のために、新たに委員長を選任、審査要領の確認、応募作品の中から各委員が10作品を選考し、各作品に1点を付与していただくために、全ての作品のリスト及び名称理由を配付し、一次審査を依頼しているところでございます。

今後の予定といたしまして、12月13日火曜日に、第3回山都町統合保育所名称選考委員会を開催し、二次審査で、一次審査の上位10作品について、各委員が最優秀1作品に5点、優秀に2作品に各3点を付与していただきます。三次審査で、二次審査の上位3作品について意見交換を行った上、各委員の投票により最優秀1作品を選定することとしております。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。提案理由の説明を行います。

平成28年第4回定例会を招集しましたところ、御参集賜りありがとうございます。

前定例会以降の町政について御報告いたしますとともに、今定例会に提出しております議案について説明申し上げます。

さきに実施されました米国大統領選挙につきましては、国防、経済など我が国と密接な関係にある国として強い関心を持って見ておりましたが、次期大統領となったトランプ氏は、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に反対の意向を表明しています。

一方、国内では、TPP承認案・関連法案が衆議院を通過し、最終的な決定を目指し、政府は国内手続を急ぐとしています。全国農業協同組合中央会会長は、米国大統領選挙の影響について未知数との見解を出していますが、中山間農業地域の本町にどのような影響を及ぼすのか、注視していく必要があります。

さきの議会でも真摯に御議論いただきました熊本地震と豪雨による関連災害からの復興につきましては、深刻な影響を受けた高齢農業者の方などから、耕作に対する見切り、諦めの声も聞こえてまいります。まずは、道路、水路など生産基盤の早期復旧と、個々農家等の負担の圧縮に懸命に努めているところであり、1日も早く以前の姿を取り戻すとともに、引き続き、農林業生産基盤の確立と農林業の経営安定に立ち向かわなくてはなりません。

また、本町においては、熊本地震に起因する豪雨災害が多数発生していることから、山本農林水産大臣及び熊本県小野副知事に対し、熊本地震と梅雨豪雨の関連性を認識した制度構築や支援事業への配慮を強く要請してまいりました。

公共災害、農業災害の査定につきましては、外部からの人的支援もいただきながら、職員一丸となって取り組んでいるところです。

農地・農業施設の受益者負担については、でき得る限りの軽減措置をとりたいと考えております。

また、世界かんがい遺産にも登録されている通潤橋につきましては、国指定重要文化財として文化庁の補助を受け、復旧工事を実施することとしており、その契約案件について、今議会に提案することとしております。

公共土木災害につきましては、道路、橋梁など、住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすものであり、その迅速な復旧に努めているところです。道路陥没により全面通行どめになっている町道藤木猿渡線の藤木瀬峰間については、年内には通行可能となるよう、工事の進捗を図っております。

また、大規模な道路崩壊により、津留地内で通行不能となっている白小野鶴越線については、工事契約案件を今議会に提案しており、早期の開通を目指すこととしております。

一方、長年の悲願であります主要地方道矢部阿蘇公園線の未供用区間の早期着工につきまして、先月22日に整備促進期成会の会長であります私と副会長の南阿蘇村長、両町村の議会議員及び地元期成会会長ともに、熊本県、並びに熊本県議会議長に対し、合同要望活動を行ってまいりました。

今回の大災害を通じ、非常時の避難ルート、災害支援物資・人員の輸送ルートはもとより、山都町を初め、県南地域と阿蘇地域を結ぶ国県道の補完ルートとして、その重要性が一層高まっており、南阿蘇村の皆さんとともに早期着工を強く訴えてまいりました。また、来週5日に、国に対しての要望活動を予定しております。

次に、商工観光の状況であります。観光客の減少と、それに伴う売上額の低迷は、震災から半年たった現在も続いております。それぞれの施設、業者の皆さんにおかれては、集客イベント開催や外販ルートの開拓など懸命な取り組みをされています。来訪者数を回復させ、さらに増加させる取り組みに対し、町も積極的に支援していきたいと考えております。

また、町の出資法人が管理運営する通潤山荘、清和文楽の里、そよ風パークにつきましては、町の経済を牽引する重要な施設であります。前例のない大災害による入り込み客の大幅な減少により、運営に支障を来していることから、町の責務として財政支援をすることとして、関連の予算案を計上しております。

こうした中、明るい話題として、先月19日、御船町の九州中央自動車道、田代第2トンネルの貫通式がとり行われ、高速道路の本町へのアクセスも目前となってまいりました。

この好機に、1日も早い観光分野の復旧復興を果たし、観光客や交流人口の一層の増加を図っていききたいと考えております。

また、去る3日の文化の日には、清和文楽の里協会が第75回西日本文化賞を受賞しました。江戸時代末期から続く人形浄瑠璃を継承し、地域振興に貢献してきたことが高く評価されたものです。この春には、20代の後継者3人も加わり、懸案であった後継者問題が大きく前進しました。今回の受賞を契機として、伝統をさらに発展させてもらいたいと思っています。

次に、震災復興基金であります。総額523億円のうち26億円を取り崩す補正予算案が12月県議会に提出されます。

配分方針において、五つの基本事業が示されましたが、少し文章がわかりにくいので、つけ加えます。その五つの基本事業の一つのメニューである被災宅地の復旧支援は、国庫補助の拡充を待つとして最終判断は先送りされました。もう一つのメニューである防災・安全対策については、住宅耐震化支援の耐震診断のみを、さらに公共施設等の復旧支援については、自主的な農家の自力復旧支援を行う。加えて、地域コミュニティ施設復旧支援については、地域管理の神社やほこら、地域自治公民館の再建を支援することとされています。各メニューについては、条件が付されており、補助率も異なっております。県の補正予算成立後の通知を待ちたいと思います。

こうした中、各地域においてさまざまなイベントが開催されました。災害からの復旧・復興を祈念した新たな催しとともに、恒例の行事にも工夫が凝らされ、住民が一堂に会する場が設けられていることは、地域コミュニティの活性や災害時の対応、さらには集落存続の大きな後押しに

なるものです。関係者のみなさんや地域の方々の御尽力に深く感謝を申し上げたいと思います。

次に、山都塾についてであります。これまでに5回の山都塾を開講いたしました。第6回となる明後日は「百年の木を育てる」として、実際に森を歩き、林業の名人から話をうかがうこととしております。

これまで地元の専門家を中心にさまざまな分野の講師をお招きしておりますが、対象も小学生から高校生まで幅広い年代層にわたっております。講座の内容をうかがう度に、本町の将来への可能性を実感しています。

これからの山都町を担っていく子供たちに対し、地域の歴史文化、自然環境を知ってもらうとともに、グローバルな視野を持つ人材の育成に大きく寄与していけるよう、さらに講座の充実を図ってまいります。

次に、矢部高校支援についてであります。10月18日に、教育長とともに県教育委員会に対し、入学選抜試験における県外合格者5%枠の見直しを要望してまいりました。町内出生者が減少する中、県内はもとより県外からの入学者拡大も、矢部高校存続の観点から欠かせないものであるとともに、五ヶ瀬町から本町内中学校に進学している生徒たちの教育的配慮も求めたものです。

また、先週24日には、第2回矢部高校応援会議を開催いたしました。各委員から、矢部高校入学者の増加策などについての提言や建設的な意見が多数出されましたが、有効な提言については、実現化を図っていききたいと考えております。

次に、地方創生事業であります。食農観光塾や農産物ブランド化事業も若人を中心に活発な動きが見られつつあります。次代を担う青年たちに希望を与えることができるよう、さらに支援をしていきたいと思っております。

また、学生のインターンシップとのタイアップも相乗効果をもたらしています。単なる職業体験ではなく、山都町の魅力を若者らしく提言いただいております。地域の新たな活力に結びつく予感がしています。

地域おこし協力隊につきましては、現在2名の隊員が活動していますが、各地域や団体からの要望もふえており、拡充の方向で考えています。地域づくりや移住定住促進にとどまらず、さまざまな分野で幅広く活躍いただけるように調整していきたく思います。

次に、高速通信網の整備であります。10月31日に矢部局開通セレモニーを開催し、11月から申し込み世帯に対し、順次工事が入っています。今年度末には、清和、蘇陽局管内が開通し、来年度末には町内全域が利用可能域となります。情報化社会に対応するとともに、経済、福祉、防災など、さまざまな分野での活用が期待されており、町としても積極的に普及を推進し、高速通信の活用について議論を深めていくこととしております。

ことしも残すところ、一月になりましたが、1月の大雪、4月の大地震、6月の豪雨と予想だにしない天災に見舞われ、その対応に追われた年となりました。こうした中であって、予定している事業の遅延は、最小限に抑えなければなりません。議員各位の御理解と御協力を賜りながら、円滑な町政運営を図るべく、最大限に努力していく所存でございます。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。今回の定例会に提出する

議案は、条例2件、補正予算3件、報告1件、その他4件です。

議案第71号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、大規模な災害等の発生により、災害応急対策や災害復旧のため、本町へ派遣された職員に対する手当を支給する必要があるため、条例の一部改正の専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告を行うものです。

議案第72号、平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定については、6月の豪雨災害による被災者に対して、町民税等の減免を行うことに伴い、新たに条例を制定するものです。

議案第73号、平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例の制定については、平成28年熊本地震及び平成28年豪雨災害に係る農地等の被災者の負担軽減を図るため、新たに徴収に関する特例を定めた条例を制定するものです。

議案第74号は、平成28年度山都町一般会計補正予算（第5号）です。熊本地震及び梅雨前線による集中豪雨災害により被災した農地や農道、用水路等の農林業施設の復旧に係る予算を中心に、16億9,800万円の増額補正を行い、補正後の予算を220億9,700万円とする予算を編成しました。

歳出の主なものとして、熊本地震による被災者支援として、解体家屋等の増加に伴い、4款衛生費に被災家屋等解体撤去費1億1,529万円、解体家屋に係る廃棄物処理費として1億2,381万円を計上しました。

5款農政費には、国の総合的なTPP関連政策として、意欲ある農業者に対し、経営発展に必要な農業用機械等の導入のための支援策、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,930万円を計上しました。

10款災害復旧費には、熊本地震及び梅雨前線豪雨により被災した農林業施設の復旧事業経費13億9,612万円を計上したところです。今補正予算により、1日も早い復旧・復興を図ってまいります。

議案第75号、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）については、簡易水道施設の整備費に係る国の補助金が確定しましたので、1億37万円を減額し、補正後予算を6億265万円としています。

議案第76号、平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）については、熊本地震や豪雨災害により被災した水道施設の修繕費及び整備費1億365万円を主な内容とした増額補正予算を計上しました。

続く議案第77号の大川大矢線道路改良工事の工事請負変更契約の締結について、並びに議案第78号、白小野鶴越線道路2の道路災害復旧工事、議案第79号、重要文化財「通潤橋」保存修理工事（災害復旧）及び議案第80号、平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事に係る各工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

なお、説明書には記してございませんが、旧清和高原野菜市場の建物に係る町有財産譲渡について、準備が整いましたら、今会期中に御提案申し上げるところです。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第78号 工事請負契約の締結について（白小野鶴越線②道路災害復旧工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第78号「工事請負契約の締結について（白小野鶴越線②道路災害復旧工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） おはようございます。御説明を申し上げます。厚い冊子のほうについておるかと思えますけれども、後ろのほうについておると思えます。よろしいでしょうか。

議案第78号、工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。平成28年12月1日提出。山都町長、工藤秀一。

1、工事番号。28災補道矢第4415号。

工事名。白小野鶴越線②道路災害復旧工事。

契約金額。9,860万4,000円、これは税込みでございます。

4、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町下市242-1。株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

5、入札の方法。指名競争入札。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次に、1ページをお願いいたします。工事請負契約概要です。

工事番号。28災補道矢第4415号。

工事名。白小野鶴越線②道路災害復旧工事。

工事場所。山都町津留地内。

入札年月日。平成28年11月24日。

工事内容。復旧延長、L=127メートル。掘削工（土砂、岩）V=1万2,646立米。のり面植生工、A=425平米です。モルタル吹きつけ工、A=2,235平米。アスファルト舗装工、A=1,010平米です。排水工（L型側溝等）一式でございます。

6番、指名業者。次に上げております11社により指名をしております。業者名のみ読み上げてまいりたいと思えます。1、矢部開発株式会社さん。2、株式会社坂本建設さん。3、株式会社尾上建設さん。4、大栄企業株式会社さん。5、株式会社今村建設さん、6、有限会社佐藤重機建設さん。7、株式会社協信総業さん。8、有限会社清和建設さん。9、後藤工業有限会社さん。10、三栄総合建設株式会社さん。11、株式会社協立さんです。

次、お願いいたします。

次に、公共工事請負仮契約書を上げております。4の工期のほうから御説明をいたします。

平成28年12月6日から平成29年3月31日までとしております。請負代金は9,860万4,000円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額は、730万4,000円です。

契約保証金、986万400円です。

解体工事に要する費用等。上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社坂本建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして、本通2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月25日。発注者、山都町。代表者、山都町長、工藤秀一。受注者、住所、上益城郡山都町下市242-1。商号または名称、株式会社坂本建設。代表者氏名、代表取締役、中崎晃紀となっております。

次に、入札におきまして、結果の開札調書をつけております。これはごらんいただきたいと思っております。

次に、内容のほうに移らせていただきます。

一番最初に位置図をつけております。2枚目に縦断面図及び平面図をつけております。この色がついているところの間に白い部分がございますけれども、これが本道でございます。津留のほうから上がってきた道路と交わる交差点が一つありますので、そのところの勘案をしまして、現在の計画に至っております。

黄色の部分が土羽部です。山部に入りますので、土羽部になります。それから、赤色でしておるところは、現況道路が少し残っております。切り取った後も少しありますので、この分につきましては、モルタルをして水が入らないように。これ以上の崩壊を防ぐために、このような工法としております。

次に、標準断面を上げております。

計画としましては、全部5メートルです。それから、耐水処理を設けておりまして、それから崩壊した道路部分に土手を少し残しております。これはわざと残しておりまして、それ以上の車がこれに当たって、崩壊している部分に行くのを防ぐということにしております。防護柵はございませんので、これが一つの防護柵の役目を果たすものとしております。

標準断面のほうで、標準の下のほうの断面図がございますけれども、下層路盤、上層路盤、そして表層と、通常はこういうふうになりますけれども、ここは岩でございますので、下はペーラインコンクリートと書いてありますが、これは通常の敷きならしコンクリートとお考えいただければいいかと思っております。下が岩でございますので整形することができませんので、コンクリートで生成を行って、その上に上層工、そして、表層をかぶせるというような感じの工法になってお

ります。

以上が工事の内容となっております。なお、この中で用買と立木のほう、補償がございますが、これはこの補助対象の中に入れておりますので、これもあわせて御報告をいたします。よろしく
いたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第78号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） お尋ねします。

復旧延長が127メートルとなっておりますが、これで全てか。まだあと出るのか。そのことが一つです。

それから、工期が3月までとなっておりますね、3月31日まで。最初から延長を考えているのか。工期の延長というのを考えて出されているのかどうか。工期の延長を考えるぐらいならば、最初から延長した工期を出すほうがよくはないか。二つです。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。

延長につきましては、この分につきましては、全部です。工期につきましては3月31日とめておりますのは、これは繰り越し事業となります。1回年度内で工期を切りまして、その後するという事務手続がこういうふうな手続になっております。明許繰り越しはこういうふうにしなさいという手続になっておりますので、一応3月いっぱいまで工期を1回切って、そして、その後、9月までとか、10月までといったような工期のまた変更をお願いすることになるかと思えます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「工事請負契約の締結について（白小野鶴越線②道路災害復旧工事）」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までにお願ひいたします。時間厳守でお願いいたします。本日はこれで散会とします。

散会 午前10時51分

12 月 6 日（火曜日）

平成28年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年12月1日午前10時0分招集
2. 平成28年12月6日午前10時0分開議
3. 平成28年12月6日午後3時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 12番 中村益行議員
- 10番 稲葉富人議員
- 4番 後藤壽廣議員
- 6番 赤星喜十郎議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 11番 田上聖 | 12番 中村益行 |
| 13番 佐藤一夫 | 14番 中村一喜男 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|----------|------|
| 町長 | 工藤秀一 | 副町長 | 岡本哲夫 |
| 教育長 | 藤吉勇治 | 総務課長 | 坂口広範 |
| 清和支所長 | 増田公憲 | 蘇陽支所長 | 江藤宗利 |
| 会計課長 | 山中正二 | 企画政策課長 | 本田潤一 |
| 税務住民課長 | 田中耕治 | 健康福祉課長 | 玉目秀二 |
| 環境水道課長 | 佐藤三己 | 農林振興課長 | 藤島精吾 |
| 建設課長 | 後藤誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林力也 |
| 地籍調査課長 | 山本祐一 | 老人ホーム施設長 | 藤原千春 |
| 学校教育課長 | 荒木敏久 | 生涯学習課長 | 工藤宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫厚文 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。5人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、あす1人としたいと思います。

順番に発言を許します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さん、おはようございます。いよいよ押し迫ってまいりました。

最近、福島原発のことは忘れて、豊洲市場、そして小池劇場だけが、マスコミでは大変洪水のように流されております。福島原発の放射能は大変な確率で甲状腺を発生させている。それすら小さくしか取り扱っていない。私どもはこのことを忘れてはならないと思います。

そういう中で、放射能から避難をしてきた子供たちが、あちこちでいじめを受けている。ばい菌みたいな言い方で呼ばれる。教師までそれに加わる。何ということでしょうか。まさに二重の加害です。そういうことを大きく私は叫びたいと思います。

さて、ことしは大変な1年でした。私も生涯で初めての、まさに天地が覆るような大地震と、1時間当たり130ミリにも及ぶような大豪雨に遭いました。皆さんもそうですね。この歴史的な天災を、私はそれを受けながら、自然の猛威の中で人間がいかにか小さい存在であるか、全く歯が立ちません。どんなに文明が発達しても、全くどうしようもない状態に陥ってしまった。まさに、私の人生観が変わるような体験でした。まだ私の中ではそれが整理できておりません。極限的な恐怖の中で、自分の魂のありようが、その整理ができてないんです。恐らく益城や西原の人たちはそれ以上かと思います。

話は変わりますけれども、アメリカでは史上最悪の中傷合戦だといわれた大統領選挙が、差別、排外主義者のトランプ候補がまさかの勝利を得てしまいました。各地でテロや紛争は絶えず、世界各国の中には右翼タカ派の勢力が台頭してきております。まさに、あのファシズム、ナチズムが生まれた時代状況に似てきており、大変不気味に思っております。私たちのこの国だって、決して例外ではありません。右翼、ナショナリズムが行き着く先は、いわゆる自国中心主義が行き着く先は戦争しかない。改めて平和憲法の大切さをかみしめたいと思います。

誹謗中傷の話在先ほどしましたが、他人を誹謗中傷して自分を正当化する、そういう人間がときどき出てまいります。私もそんな被害を受けることがあります。他人を誹謗中傷して自分を正当化する人間ほど低級な人間はおりません。私たち町議会議員は、町民の厳粛な信託を受けて議会活動をやっております。ですから、その自覚を持った品格のある議員活動をしなきゃならない

と私は自分自身に言い聞かせながら、年末に当たって改めて自覚をしながら、この一般質問を続けてまいりたいと思います。とにかく民主主義を冒瀆するようなことはしてはならないと、自分の戒めにしておるところであります。

それじゃ、通告に従って質問をやっていきますけれども、順序を少し変えまして、グラウンドゴルフ場問題を最初に取り上げてまいります。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） グラウンドゴルフ場が2度にわたって否決されました。私に言わせれば、反対のための反対だったと、そういうふうに思います。当初予算で決めておきながら、そして、それを懇切丁寧な説明を受けながらも、2度とも反対したと。ある人間は、可決を前提にする議案であれば、議会は要らんと書いておりましたが、それこそ否決を前提にしてきた、そういう動きではなかったかなど。そちらのほうによっぽど議会否定ではあります。

私どもは開札調書、それから提案者の説明、あるいはまた談合はなかったか、本当にこれに問題はないのか、いわゆる瑕疵はないのか、予定価格あるいは最低制限価格内の入札であったのか、そういうことを含めて、私どもはいつも判断をしながら、その結果の可決をしたり、そういう議会判断であります。最初から全くそういうことを抜きにして、我々は請負契約の審議をしたことはありません。業者に、過去において問題はなかったのか。業者の受注の能力はどうか。そういうことを論議をしながら可決をするわけですから、最初から承認ありきということ、あるはずがありません。

そこで執行部にお尋ねします。グラウンドゴルフ場はどうとう否決してしまった。この前、9月が町長はタイムリミットですと。デッドラインは9月なんですという説明でした。その理由を、その意味を、町民の皆さんにわかるように話していただきたい。

きょう私が通告しておることは、ほとんど今まで執行部のほうから提案理由でも説明されてるし、予算にも出してあります。災害問題でも何でも全部。しかし、余りにも誤った情報が町民の間に流布されておりますので、それをわかりやすく、町民の誤解を解くためにも、あえて私は聞いてまいりますので、まずその一つとしてグラウンドゴルフ場です。どうぞよろしくお願いします。

ついでに言うておきます。そして、このグラウンドゴルフ場のてんまつはどうかということなんです。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） グラウンドゴルフ場の件につきまして御説明いたします。

グラウンドゴルフ場の整備事業につきましては、昨年度までに基本設計と実施設計を行い、公共施設整備基金を活用して日本スポーツ振興センターからの補助金を得た上で、本年度の当初予算に計上された整備工事費に基づき、町議会におきまして工事請負契約の承認を受ける予定でありましたけれども、8月臨時議会にその契約の承認を得ることが、まずできませんでした。本課といたしましては、このグラウンドゴルフ場整備工事に要する残る工期を考え、予算を執行するという行政の責務を果たすべく、ラストチャンスとして、再度、速やかに入札手続を行い、9月

議会へお諮りしたところでございますが、再びその承認をいただくことができませんでした。

グラウンドゴルフ場整備事業が平成28年度中に工事を完了するための日本スポーツ振興センターからの補助金であるため、翌年度への事業繰り越しが原則できないこととなっており、去る10月21日に当センターへ出向き、補助金の取り下げ申請を行い、11月22日に当センターより正式に不交付の決定が通知をされました。

グラウンドゴルフ場の整備には、いまだ多くの町民からの要望があり、加えて、地震や豪雨による災害を受けた今だからこそ復興への意欲を高める役割を担っているとも考えます。

また、通潤橋の復旧が数年かかることや、平成30年度には高速道路が本町まで来ることなどを考えると、早期の整備が今後必要であるとも考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大体わかりましたが、とにかく結果としては対外的な大変な信用を失墜されたことになりはしないのか。せっかくついたこの補助金を、2,000万を返上しなきゃならないというのは異例のことなんです。一生懸命陳情をして、制度資金を導入してきます。そういう活動をしながら導入してきておいて、それを今になって返上すると。これは、町の体面を大変汚すことでもありますし、今後のこの町の制度事業導入に大変な支障になるんじゃないかと思っておりますが、それは町長、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、課長が説明したのが大筋そのとおりでありますけども、つけ加えて言うならば、これは実施設計から予備調査まで含めて数年かかっております。私は、一番当初に、議員の中からこのグラウンドゴルフ場の必要性について言われ、そして私もいろんなことを総合的に勘案してこれを必要だと考えて、数年がかりで当初予算に盛り込める段階まで持ってきたということでありまして。

そしてまた加えて、うちの職員が一生懸命補助金を探して、2,000万という高額な補助金を獲得ができました。そのためにもしっかりとやりたいということでもありますし、どうしてもグラウンドゴルフの愛好者の気持ちも考えて、そして先ほど課長が言ったとおり、今だからこそ、被災を受けた今だからこそ、何か光の見えるものを現実的にあらわしていきたいということも含め、そしてまた高速道路のことを考えると、開通のことを考えると、何らかのやっぱり施策がいる、誘客の施策がいる。そしてまた、通潤橋の放水だけに頼っていた観光が、こういうことに結果的になった。そういうことを考えますと、本当に大事だなと改めて思い、9月議会に再度上程したわけでありまして。

そういう思いでありましたので、このスポーツ振興センターの補助金が、今後、この町がいろんなスポーツ施設に補助金をもらっていかなければならないことなんかを考え合わせると、ただただできませんでしたということじゃいけませんので、私と教育長、一緒に出向いて、スポーツ振興センターに事情を申し上げ、今後も山都町のそういう施設に対しての補助について、今後もよろしくお願ひしますということの礼は尽くしてまいりました。

ただ、これができないという話になりますと、結果的になりましたけども、やはり今後の発注

状況、私も9月の議会で説明しましたとおり、来年3月までは比較的建設業のほうもやれるということで私は踏んでおりましたけども、4月以降になると現実的に農災を初め、ほかからの、この町以外のところからも応援をいただかないと、これは多分、応札ができないだろうということを考えましたときに、ラストチャンスであると。繰り越しとかどうということじゃありません。現実的にできないという判断をいたしまして、9月にちょっと無理は承知の上で、皆さんの……。8月議会からすぐに9月議会に再度出すというのは非常に議会軽視という話もありましたけども、その辺を総合的に勘案して出したわけでございます。なかなか御理解が得られなかったことに、非常に私の政治家としての力が足りなかったということもあわせて考えているところでもございます。大変申しわけなかったなという思いでいっぱいでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は、執行部となれ合うわけじゃないけれども、大変苦渋の、今のお話だったろうというふうに思います。こういうことで町の信用を失墜させ、そして、町民サービスをおくらせてしまったというのは、我々議会の、これは重大な責任だと、私は議会の一員としてそう思っております。

そこで総務課長、このことで財源についていろいろ言われております。甲佐のことあたりを引き合いに出して言われておりますが、その辺と比較しながら、どうでしょう。少し説明をしてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えをいたします。まず、甲佐町の例ということでございますけれども、甲佐町のほうでは、県補助金を約6,500万程度、それから起債、いわゆる借金でございますけども、これを約8,400万、それから一般財源額を700万ということで、総事業費を約1億6,000万円ということで整備をされているということでございます。

一方、本町のほうは9,590万というような金額でございます。先ほどから出ておりますように、財源はスポーツ振興センター補助金のほか、公共施設整備基金、これはさっきのいわゆる起債、借金の例になぞえれば、いわゆる貯金を取り崩しての財源としているもので、一般財源の持ち出しは予定しておりませんでした。

事業にかかります財源充実につきましては、さまざまな考え方や方法というのがございまして、一概にどういった方法が適切かということは言えませんけれども、政策的事業に充当可能な一般財源を把握して、より多くこれを確保するということが非常に重要であろうというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） とにかく、どういう制度を使って、どういう財源を振り分けるかというのは、その時々その自治体の財政状況、あるいはその自治体が持っている有利な条件、それを活用するのは当然なんですね。

例えば、中島地区でインフラ整備をやると。これ、ほとんど障害防止事業で、町の負担はわずかなんですね。それを今度は甲佐や御船の人たちが、山都はこんなに一般財源を使わずに道路を

つくってるじゃないか、農道をつくってるじゃないか、あるいは簡水をつくってるんじゃないかと、そういうことが通用しますか。それと同じようなことが逆に言われている。私が聞くところでは、これは河川敷整備事業、そういう形で県がトンネルで流してきたのか、そういうことだというふうに聞いております。

いずれにしても、次元の違うところで混同して、そして町民に誤ったメッセージを送るとするのは、これは議員として大変姿勢が間違っていると。あるいは自治法そのものを、地方自治そのものを理解していない証拠じゃないかなというふうに思う次第であります。

とにかく、グラウンドゴルフ場は、二、三日前も私は見ておりましたが、城南の温泉施設が大型車を2台連ねて矢部に迎えに来ているんですね、こちらに。あそこはグラウンドゴルフ場があるから、非常にこちらから盛んに行っておられます。御船の華ほたるだったかな、そこも山都の人たちはよく行って利用してるんですね。

さっきの話のように、通潤橋がしばらくは放水ができません。大きな、これは観光の目玉です。それにかわる施設としてのグラウンドゴルフ場の活用を、これまで執行部のほうでは説明をされた。私たちもそういうことを主張してきた。このグラウンドゴルフ場は、単なる町民の保健施設ではないんですね。もちろんここで町民の健康保持という大きな目的がありますが、同時に、観光事業、国民宿舎とリンクさせてこれを機能させていくと、非常に大きなこれはメリットがあります。

かつて国民宿舎を改築するとき、私どもは長崎のある国民宿舎を見に行きました。ここで、国民宿舎とそういう施設をどうリンクさせるか、さまざまな知恵を働かせておりました。当時は、グラウンドゴルフ場なんかありませんが、ゲートボール場。一方では、その国民宿舎主催の俳句会をやったり、吟行会をやったり、あるいは囲碁大会、将棋大会をやったりと、いろんなさまざまなことを考えられるんです。このグラウンドゴルフ場は、そういう意味で非常に大きな役割を果たすはずだったというふうに思います。それがしばらくはできないと。

今の町長の話では、4月以降になったら、今度はこちらが発注しても業者の受注能力、キャパシティを超えてしまう。そうでしょうね。農災が3,000件、公共災だって500件。それを今からどんどん発注しなきゃなりません。よそから業者を雇ってこなければ、応募する業者が不足してても対応できないという話ですから、もつともだと思えます。

次に、質問順に従って質問していきます。

災害復旧の進捗状況と課題ということで質問をいたしております。熊本県議会は、私どもが議決をしました東日本大震災並みの特別措置法を求める決議案を多数を握ってる自民党が否決しましたね。県下の自治体は全部市町村、全部同じことを決議をして国に意見書を上げておりますが、否決をした。自治体が安心して、最後まで町民になるべく負担をかけないようにして災害復旧をやりたいという願いからやりましたけれども、否決されてしまいました。

その中で、いろんな知恵を働かせてやっていくということになるわけですがけれども、今度の予算書を見ますと、目いっぱい災害復旧に関する財政の裏づけをとりながら取り込もうとしていることがよくわかります。

その中で、やっぱり一番喫緊の課題といたしますか、切実な課題は、農災についての農家負担がどうなるのかと。これは今度の条例で、町長がゼロにする条例を出してきました、設計費については、それから、工事負担についても1%、そして財源内訳も財政復興債ですか、非常に高率の交付税の裏づけがあるやつをしてきたということが、予算書や、あるいは提案理由の説明書で私ども理解できるわけですが、もう少しその辺のところを総務課長のほうから詳しくお知らせください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、農災の負担金につきまして説明を申し上げたいと思います。

まず、農災負担金には、大きく分けて、今、議員がおっしゃいましたように二つの農家負担金がございます。

一つには、測量設計負担金でございます。これは、ただいま議員がおっしゃいましたように、今回の定例会に、今回の地震及び豪雨災害に限った特例の条例案ということで、現行2%の負担をゼロにするということで上程をしているところでございます。

前回、9月の補正予算におきまして、この測量設計の委託料を約6億8,000万円という金額を計上いたしておるところでございます。この委託料の2分の1相当分は国庫補助金が手当をされますので、測量設計負担金を今回徴収しないということで、残り2分の1の3億4,000万円が町の負担ということになります。

この財源については、前回、補正予算計上時には、農地等災害復旧事業債という起債を充当いたしておりまして、今回の12月補正予算では2%からゼロ%になった影響が1億2,200万ほどになりますけれども、これについては現時点では予算書上、一般財源に振りかえているところでございます。これは今後、現行2分の1の補助率のかさ上げ、それから災害に係る特別交付税の交付額の増が見込まれるということから、これらを見通しながら、適宜対応していくということによるものでございます。

よって、今後、補助率等が決定をしますれば、一般財源額、つまりは町の負担額も減少する見込みであるというふうに考えております。

そして、二つ目が工事負担金でございます。これは、現行の農家負担率、これが国庫補助金の補助率に応じて変わるものでございまして、農地の場合で申し上げますと最大で40%でございます。これは、国庫補助率が上がれば相対的に減少していくという徴収のルールがございますけれども、今回、特例で農地、施設とも1%の負担率とするものでございます。

現在、事業費の確定作業中ですので、あくまでも現時点での試算でございますが、昭和63年、非常に大きな災害を受けました、このときと同様の国庫補助率と仮定をした場合、町の負担額は約6,000万円程度というふうに見込んでおるところでございます。

これにつきましても、事業費及び補助率の確定後に、適宜、起債もしくは財政調整基金の繰り入れによりまして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大変な絞り込み、努力を評価したいと思います、今の話のあれは5・3災害だったかな、そのときになぞらえて、一応試算をしておるということですね。わかりました。

ついでに聞いておきますが、今の段階で財政調整基金、どれだけ取り崩して、どれだけ残りますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをいたします。財政調整基金、27年度末、ことしの3月末の現在高が約12億8,600万でございました。今回の12月補正の時点では5億2,000万円という残高になりますので、約7億6,000万円を取り崩すということに現時点ではなっております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私どもは財政調整基金がゼロになっても、底をはたいてでも被災者の救済に当たってほしい。特に農家の心が折れないように、農家対策だけは万全を期してほしいと申し上げましたが、いろんな知恵を絞って、国県の補助金を導入しながら、そういう制度を導入しながらということで、5億は残ってるということですね。わかりました。

そこで、農災についての着工順位の基準かなんか、課長、ありますか。あそこが早くなって、うちんがどうもおくれるらしいというようなことをたびたび聞きますので、教えてください。農家が安心できるような説明をしてください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） まず、現在の査定状況を少し御説明申し上げたいと思いますが、先ほどからありました、工事を発注した場合の受益者の工事負担金について、現在、国の補助率により、被災されました農家の方、そして町の負担金等が確定いたします。そのために、現在、全力で査定業務を進めているところでございます。今週から、ちなみに第19次の査定ということで、2班体制で今週から行っているところでございます。

この査定業務によりまして、本町のことしの1月から12月までの1年間の災害総額を確定いたしまして、さらに過去3年間の被害者数、農家の方の数ですね、それから農家の負担金額などを計算して、国の補助要綱で決まりました計算率により負担率を確定いたします。

年末まで連日進めておりますけれども、過去の激甚災害と同じように、先ほど総務課長から申し上げましたように、高い補助率になるものと思っております。

それから、お尋ねの着工優先順位の基準はあるかということでございます。

これは、具体的には法律等で定めておるわけではございませんが、私たち担当課としましては、発注計画につきましては、基本的に農道、水路等は複数の受益者、それから受益地を抱えることから、早期に発注を計画する。また、農道においては、耕作の便宜を図り、復旧工事を行うための進入路となり得ること。水路については、水田への水を供給する、水稻耕作に当たってはふぐあいが生じないようなこと。このようなことを基準に、農道、水路については優先的に発注をやはり進めていくだろうということに思っております。

また、加えて、被災箇所が非常に多い地区、地域、これにつきましては、合札というような入

札方法をとりながら進めていくということを順位としては高く捉えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わかりました。とにかく、使用頻度の高い農道あたりを優先順位として位置づけていくというようなことでありましょう。

ついでに、農災事業対象にならない小規模の被災箇所をどうするのか。いうところの40万未満の事業対象はどういうふう処置をされるのか。

また、恐らく農家にはそれぞれ詳しく説明はあっておるかと思えますけれども、もう一度聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。質問の御内容が、制度対象の未満小災害の対処ということでよろしいかと思えます。事業費が、この補助災害の場合につきましては、40万円未満、いわゆる小規模災害でございますが、補助対象外のため、現在、それぞれの農家によって復旧作業が行われている状況でございます。

定例議会の中で御質問いただいておりましたが、その都度、御回答してまいりましたので、防災無線等をお聞きいただいております農家の皆さんにおいては、日本型直接支払事業、これは多面的機能支払と中山間地直接支払事業になりますけれども、これにおいて地域で重機等を借り上げ、復旧を進められている模様でございます。この制度につきましては、財源が国、県、町の補助でございますので、個人の負担なく復旧へつなぐことが可能でございます。

なお、担当課へのお問い合わせもあっておまして、多面的機能支払においては町内の12地区から、また中山間地直接支払においても重機借り上げによる復旧のお問い合わせなど、多数組織からあっており、既に実施していらっしゃる模様でございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わかりました。この日本型デカップリングといいますかね、そういったやつを利用しながらということ、やっぱり住民の自治能力がここで試されますからね、これは自助努力でそういうやつを利用しながらやっていただくという、そういう趣旨は徹底してるようですね。

それでは、次に行きます。

通潤橋の復旧がいつまで、見通しとして終わるのか。これは非常な特殊工法で工事ですから、これに精通してる業者というのは山都には1社しか、恐らく熊本県にも1社しかないんじゃないかなというふうに思います。

それから、バイパスが川底にヒューム管が、これは昭和30年代だったと思えます。1957、1958年ごろだったと思えますがね、あそこにヒューム管を通した。それが生きておれば、通潤橋に破損が起きても水は送れるわけですけど、今度は同時に両方やられてると。

ヒューム管については、今度の請負契約の案件を見ますと、特殊工法をやってますね。反転マークといって、私も非常に興味があるところですけども、それがいつごろ、ヒューム管のほうはいつごろ、それから、本体のほうはいつまでなのか。この町の観光政策とも非常に関連し

てまいりますので。

ヒューム管のほうは、直接、農家の来年の田植えに支障を来さないようにしなきゃなりません。恐らく3月までできるんじゃないかなという、素人ながら思っておりますけども、その辺の見通しを教えてください。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 通潤橋の件につきましてお答えいたします。通潤橋は、4月の震災によりまして、橋上を通る通水管の継ぎ目にありますしっくい損傷して漏水し、また通水管の間にあります被覆土にも亀裂が生じたり、壁石垣のはらみ出しも確認されておりますため、現在も引き続き水路からの通水をとめ、立ち入り規制を行っております。

また、通潤橋には、国の重要文化財として指定するに当たり、建造当初の姿のまま保存することを目的として、昭和30年ころ、橋より数メートル上流に五老ヶ滝側河床、川底ですけれども、ここを通る通潤用水の送水管が埋設されています。地元では、議員がおっしゃられた、このことをヒューム管と呼ばれておりまして、通潤用水を構成する上では通潤橋本体とあわせて、水量を補完する上でとても重要な役割を担っております。

今回の熊本地震におきましては、このヒューム管の継ぎ目部分からも漏水が生じておりますために、来年度の水稲の植えつけまでにはヒューム管を復旧させることが重要となっております。時期におきましては、来年の3月までにはヒューム管の復旧は必ずしていくものと認識しております。

今後の通潤橋の復旧内容につきましては、現在実施中でありますレーザー測量による調査や、通水管、被覆土の掘削による石管等の調査結果を踏まえて、縁石の積み直し、通水石管の補修や目地しっくいの詰めかえなどを平成29年4月から本格復旧として想定をしておりますが、通潤橋が生きた文化財としてその本質的な価値を損なわないことを最重要視し、これまでと同様に、引き続き文化庁や通潤橋保存活用検討委員会の指導を踏まえて、平成31年3月までを予定工期として今後修復を行ってまいります。

なお、工事請負契約につきましては、今議会において契約承認を今後受けることとしております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わかりました。大変、重要文化財ということで、慎重な工事が求められますね。文化庁との連携、あるいは指導を受けながらということですが、とにかく、一方ではこの川底に埋設してあるやつ、このヒューム管のほうについては、掘り返すことなく内部からフィルムを密着させるような形で、新たな管工がここに形成されるというような、そういう工事のようですね。大変な難しい特殊工事です。我々素人にはわかりづらいんですが、ついでに一つだけ聞いておきます。

見学台を設けると、この工事中ですね。これは文化財を理解してもらう意味でも大事ですが、観光振興の上からも必要なことじゃないかなと思っておりますが、見学台は通潤橋本体だけを見るんで

すか。それから、川底に埋設しているヒューム管の逆転マークといますかね、これを挿入する、そういうことも見学可能なのか聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。この議会の補正予算でも計上しております施設の見学設置ということで、300万ほど計上しておりますが、これにつきましては、通潤橋が被災して、それを災害現場というものを、実際に今後2年ほどかかりますけれども、これを全体的に見ていただくために、用水の上のほうからの施設のところに、上から見られる形でこれを皆さんの中で見ていただくために、橋上部分ですかね、これとあわせて全体周辺もあわせて、通潤橋の被災状況についてはこういう復旧作業をやっておるといようなことを見ていただくような形で見学していただくというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 160年前の技術に寄り添いながら、慎重にやっていく工事でもありますね。そういう意味で、私は子供たちに、場合によってはこの見学をさせてはどうかと。この辺のところは教育委員会と連携とりながら、あなたも教育委員会だけが、教育長、その辺はどう考えてますか。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） お答えします。現在も県内のかなり多くの学校が、今、通潤橋のほうに社会科見学ということで来ておりますけれども、現在、その学習の中身としましては、通潤橋の役割、そして物すごくすばらしい石工の技術が使っておりますので、そのことを中心に、今、学習しておるところですけれども、いよいよ工事が始まります。そのときには、そういう石工の技あたりもしっかりと子供たちが学習できるように、展望台からの見学ということももちろんなんですけれども、その技術をより詳しく見れるように、動画あたりも使いながら、そういった学習の場にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 恐らくこれは記録写真も撮っていくでしょうから、ビデオも撮っていくでしょうから、ぜひその辺の記録は怠りなくやって、今後の子供たちの学習材料にもしていただくようお願いしておきます。

ほとんど最後になって時間がありませんが、通潤荘の復旧は、檜林課長、見込みとしては年度内にできますか。

それから、やっぱり随意契約に何か疑義ありということもやたらと、何か裏であったんじゃないかというメッセージになっておるようですけれども、それを払拭する意味からもきちんと説明をお願いします。契約に当たっては総務課がしたのかな。説明ができる方にひとつお願いします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 通潤山荘の今回の地震によります耐震補強工事につきましては、発災当時からすぐに当時の設計管理業者と協議をいたしまして、通常の手続をとっていき

まずと行程スケジュールを試算しましたところ、来年の9月19日に竣工というスケジュールになりました。これで、通常山荘は1日も早く、まず利用者の安全を確保して、通潤山荘を早期に開業したいという原課の思いがありますので、そのことにつきましては、そういう事務手続を省略しまして一括発注というようなことで結論に至りました。そして、議会のほうにも予算をいただきまして、早期に工事の承認をいただきました。本当にありがとうございました。おかげで、2月28日に竣工する運びとなりました。約7カ月の工期の短縮をすることができましたので、通潤山荘も今、工事を行っておりますが、完全オープンに向けて職員の皆さんもしっかりと今、努力をしているところでございますし、こうした早期の議決をいただいたことに関しては感謝しております。

それから、工事の請負契約につきましては、総務課長のほうから説明をいただきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、私のほうから御説明をいたします。

まず、随意契約ということがあっております。簡単に随意契約の性質について、まず述べさせていただきますと、原則、地方公共団体の契約事務というのは一般競争入札であるということがいわれております。しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが事務の効率的な運営を阻害するようなことがある場合は、随意契約の方式が認められるということでございます。

また、随意契約というものは、相手方が特定したものであるために、競争入札によってその全てを満たすことができないような資力ですとか、信用、技術、経験等、相手方の能力等を熟知の上で選定することができるということから、その運用さえよければ、よくその長所を發揮して初期の目的を達成することができるというものでございます。翻って言えば、その要件を厳格適正に運用して、その活用を誤らないようにしなきゃならないということはいえると思います。

御質問の通信山荘の件でございますけれども、これは4月の熊本地震により被災をしました国民宿舎通潤山荘の修繕工事でございます。工事代金1億1,880万円、これは随意契約の方式により東急建設株式会社と契約を交わし、前回の9月定例会において議決をいただいた案件でございます。

この随意契約の判断に至った理由と申しますのが、これが国民宿舎という宿泊施設の性格上、早急な修復、それから早期の営業再開というものが最も重視されるべきことであったということは申すまでもないということでございます。そうした早期復旧という緊急の必要性から、随意契約ができる要件として、地方自治法の施行令第167条の2第1項第5号、これは緊急の必要により競争入札に付することができないときという要件がございますけれども、これに該当すると判断をまずいたしました。

次に、工期の問題でございます。競争入札の場合は、どうしても調査から概略設計、実施設計というプロセスが必要になってまいります。それから、入札に付する図面や設計書ということが必要になってまいりますので、どうしてもこれは1年5カ月程度かかるということが判明をいたしました。これに対しまして、今回採用しております設計工事一括発注方式というのは、今申し上げました通常の競争入札に比べて約8カ月程度短縮できる計算であるということ、これによっ

て今回、随意契約を採用するというにしましたものでございます。

それからもう1点、今度は業者選定の件でございます。4月の発災直後、通潤山荘の建設時の設計施工監理業者と、それから東急建設が本町庁舎の建設事業者でありますけれども、被災状況調査のために来庁されまして、その機会を捉えまして、この2社から工法等の提案をいただいたところでございます。この提案を比較精査しました結果、東急建設案のほうが迅速かつ安価にできるということから、その提案内容が適当であるというふうな判断をしたところでございます。

加えて、発災直後の混乱の中、こういった即応体制がとれる業者というのはほかには見当たりませんで、資力、信用ということはもちろんですけれども、工法等の判定に必要ないろんな資格を有する調査員や技術者、これを多数保有する東急建設、それとさきの阪神淡路、それから東北の大震災において十分な経験実績があるところから選定を行ったということでございます。

さらにはもう一つ、今回の事案が新設工事じゃなくて修繕であるということに着目をいたしました。修繕工事の場合は、非常に修繕内容の把握というのが困難でありまして、これを計画時に設計書の中に盛り込むということが非常に難しゅうございます。そういったことで、今回、先ほどから言っておりますように、設計工事一括発注方式という方式をとりましたけれども、こうした実施体制に対応できる業者となりますと東急建設のような、いわゆるゼネコン、これは総合建設業のことでございますけれども、こういった高い技術力を有しているところ以外には考えられなかったというところでございます。

これが随意契約に至った経緯、それから業者選定の理由ということでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わかりました。とにかく能力のある業者、そして、これ、構造部分が非常に傷んでおったということであれば、来客に危険を及ぼすこともあるという話もこの前ありました。そういうことと、やっぱり急がなきゃならない。いろんなことを勘案して、やっぱり167条の2の2あたりに、私はそれは当たるというふうにも思いました。

最初は、1億を超えるものが何で随契と私自身も疑問を思ったところなんです。しかし、御説明を聞きながら、なるほどなと理解して賛成を申し上げました。ほとんどの議員さんたちが賛成をされたと思いますが。

それでは、そういうことを全部総合しまして、最後に来年度の財政見通し、大体それぞれの災害復旧については財政見通しが立ってることは、この予算書あたりからわかりますけれども、これを総合してどうなのかと。あるいは、災害復旧の見通しはどうなのか。町長、あるいは副町長のほうでも言及いただければ安心できると思いますが、いかがでしょう。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、私のほうから来年度の財政見通しについて説明をさせていただきます。

今回、熊本地震と6月の集中豪雨、これの早急な復旧復興事業、これにスピード感を持って取り組む必要があるということでございます。しかしながら、先ほどから出ておりますように、財政調整基金の取り崩し等々でございます。これは、いずれにしても次年度に少なからず影響を与え

るというふうに考えるところでございますけれども、熊本地震と集中豪雨への対応、これは何よりも優先すべき課題であると思っております。将来の財政の健全化、それから災害からの復旧復興の推進、これを両立させるべく財政運営を果たしていかなければならないと思っております。

こうしたことから、次年度の一般行政経費につきましては、前年度当初予算額と比較して20%圧縮する、減額することを基本として編成をするということにしております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 財政のことは、今、総務課長が申し上げましたので、あとの実施のこと、災害復旧の実施に伴う、非常に懸念するところもございます。先ほど申し上げたとおり、実施に当たっては来年の4月以降が非常に大きなピークになると。発注のですね。これで今、電子入札をやっております。これが辞退、辞退と、全部が辞退するようなことになれば、すごい混乱が生じます。

それで、私のほうは宮崎県の建設業協会にもお願いを、この前、しに行っていました。そしてまた五ヶ瀬、高千穂、日之影、延岡市の各市町村長さんまでお会いをしてお願いをしました。協力体制についてですね。決してそういうことがないように、そして、速やかに復旧復興ができるように、今、しっかりと取り組んでいるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 財政の見通しについてのお尋ねがございました。さきの議会で中村議員は、総務委員長として経常収支比率が84.9%と非常に高どまりしていると御指摘いただきました。経常収支比率というのは、財政の柔軟性、健全化をあらわす指標であります。今、我が町は自由に使える経常収入が、逆算しますと15%しかないということでもあります。

したがって、災害復旧において、住民の負担をできるだけ軽くするということが第一であります。将来的な財政見通しを立てながら運営していく必要があると考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 不十分ではありましたが、とにかく民主主義というものは正しい情報を正しく、的確な情報を正しく理解をして、そしてつくり上げていくというのが原則であります。誤ったメッセージにならないように、私ども、今後も注意しながらやっていきたい。そういう思いで、十分ではありませんでしたが、皆さんにお尋ねしたところです。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって、12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 皆さん、おはようございます。10番議員の稲葉富人です。平成28年第4回の定例議会一般質問をさせていただきます。

12月になりまして大分押し迫りました。本年は、町長の提案理由説明にも申されましたように、1月の大雪、そして4月の大地震、6月の豪雨、そして10月の阿蘇山の爆発的な噴火、秋の取り入れ時期の長雨と、自然の災害の年でありました。

また一方、私たちににかかわります国会、それから県議会、市町村議会、その議員の金、この金に係りますことなど、不祥事が大きく報道されました。議員は住民の皆さんから選ばれ、住民の代表者として議会を構成しております。憲法第15条、公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないと定められておりますように、議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であります。本質を忘れ、任期半ばでその職責を果たさないままでやめなければならないという、まさに情けない事態での年でもありました。

議会の使命は、具体的な政策の最終決定、それと財政、行政運営のチェック機能を完全に果たすことにあります。山都町議会の議員の一人として、議会の使命、そして議会の責任、議員の果たす責務を改めて考えさせる1年でもありました。

今回の一般質問、3点であります。

1点目、災害復旧、復興の関連と、本年度の事務事業の進捗と見通しについて。

2点目、介護保険事業の改正の町と利用者への影響について。

そして3番目に、合併処理浄化槽の整備基数と今後の課題についてであります。あとは質問台のほうから続けてまいります。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） まず、災害復旧関連と、本年度の事務事業の推進と見通しについてであります。町民の皆さんも御存じのように、4月の震度7の2度の大地震、続きまして、6月の時間雨量最大で126.5ミリという豪雨の大災害が発生いたしました。まさにこれは複合型の大災害であります。

現在、復旧、創造的復興に向けて、町長を先頭に、オール山都町で取り組んでおられます。道路や仮設住宅、公共の建物というものは、行政が一体となって時間がかかりますが、粛々と進めていかれますが、被災された皆さんの生活や暮らしと、また地域の再生や地域のコミュニティーという部分については、その維持とか運営については非常に大きな課題があると思っております。町長も住民の皆さんの声を拾い上げて対応をしていくとコメントをしておられます。

大雨災害につきましても、宇城・上益城地区2016豪雨災害復興協議会と設置されまして、地震関連の災害として共通する課題について、連携して補助対象事業の拡大や補助率アップを求めて要望活動をされておられます。

そこで、実施計画初年度の五つの覚悟、そして、まち・ひと・しごと創生における総合戦略四つの目標に、この事務事業の滞り、そしておくれ、中止とまではいきませんが、こういった部分があるのか。このことにつきまして、全ての政策をまとめられます企画政策課のほうで、これに

ついて御答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。実施計画の初年度事務事業については、滞りはないかという御質問でございます。

28年度の主な新規事業、もしくは予算増額を予定しておりました事業については、主に4点を大きく取り上げております。

一つには、矢部地区の統合保育所、保育園建設事業、次に、町営グラウンドゴルフ場整備事業、3点目に交流拠点施設工事、4番目に超高速情報通信基盤整備事業を主な事業として上げておきましたが、グラウンドゴルフ場以外につきましては、本年度事業分として実施、竣工予定でございます。

実施計画に計上しておりますそれぞれの事業について見てみましたが、災害に関連する業務につきましては、予定いたしておりました事業が一部影響を受けていることは否めません。これにつきましては、災害復旧箇所がその事業予定の箇所と重なっておりまして、どうしても調整が必要なものがあるというふうに聞き取っております。これにつきましては、国県初め関係機関と十分協議し、調整を図っていく予定であるということです。

一般事務でございますが、議員申されました地方創生、また、その他の一般普通事業につきましては、現在のところ、滞りなく進んでいるということでございます。

また、重ねまして、予算執行ベースでも、現時点で約50%程度は負担行為の状況が進んでおりまして、低い部分につきましては、やはりどうしても災害復旧に関連しておりまして、そういったところの影響がっております。

地方創生になり、一般事務、事業事務につきましては、途中の点検も取り入れて、なるべくきちんとした事業に取り組んでいけるように、今後も調整していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） ほぼ順調のようでございますけれども、28年度に予定された全ての事業というものが滞りなく、そして進んでいく。これは行政の責任でもあるし、役目でもありますし、このことがまた次の災害復旧にも、災害復興にもつながってくるし、29年度の事業にもつながり得るということでもあります。こういった遅延、そういったことがあったときには、最小限に抑えながら次に進んでいただきたいと、そう思っております。

それでは、2番目の公共施設の各課の復旧復興の現況と進捗はということで、先ほど各課においても少し答弁がありましたが、それで私のほうでもわかっておりますけれども、再度、各課の災害にあった復旧復興、これからの手順、そういったものについてお答えをしていただきたい。これは非常に住民の皆さんが、防災無線を通じて一番知り得たいところと思っております。どなたからでもいいですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それではまず、山の都創造課です。

原課におきましては、11の観光施設、関連施設を持ってございますけれども、約30カ所被害を受

けました。その被害総額が1億7,000万円でございます。それぞれ鋭意、今、復旧に向けて努力しておりますけれども、通潤山荘、先ほども申しましたとおり、2月28日の竣工をいたします。それから、そよ風パーク、文楽館等々、全部3月31日までの年度内の竣工を目指して、今、やっておりますでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） 学校教育課で所管します復旧工事の現状、進捗でございます。

まず、熊本地震分につきましては、9月に査定が終了いたしまして、10月に実施設計を行い、土地1件、これは矢部小でございます、それから建物8件、これにつきましては清和小、蘇陽南小を除く8校全てでございますが、工事発注を行いまして、工期的には来年平成29年2月完了を予定しております。

6月豪雨分につきましては、中島小学校の土地でございますが、10月25日に査定が実施されて、実施設計を行い、12月中旬に入札予定です。平成29年3月完了を予定しております。

進捗状況でございますが、工事期間中の事故防止に努め、授業や学校行事への影響を最小限に抑えるために、町、学校、業者の綿密な調整による工事計画が必要かというふうに考えております。

なお、受注業者との工事箇所の確認を順次行っておりますが、現地査定後の余震等で被災の拡大や新たなクラック等が発見されております。追加の復旧につきましては、国県との協議等がございますので、場合によっては工期の再検討も必要があるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 私のほうでは、公共施設、土木です。災害復旧事業の内容について現況をお話ししたいと思います。

今、公共土木施設災害につきましては、今月いっぱいの査定終了をめぐり、今、職員全員で当たっております、日ごろ土木を中心に職員誰もおらない状況でございまして、来客者の方には大変な御迷惑をかけておるといっております。

今、地震、豪雨の災害につきましては、534件の災害の件数を見ております。これにつきましては、1件に当たり十数工区、二十数工区という工事の件数がございます。それにつきましては、それを1件の件数にまとめるか、あるいは2件にするかということで、この件数の534件というのはまだ流動的でございます。といいますのも、これ1件に対しまして査定が半日以上かかってしまいます。通常査定では1件につき15分しか時間を見てありません。ところが、それが半日かかってしまいますと、査定がどうしても終わらないという状況が続きますものですから、534件が実際は550件になったりとかいうようなところで、今、流動的などございまして。

既に、380件は現在終わっております。約70%を超えているかと思っております。決定額では、18億5,000万弱の決定をもう既にいただいております。

それから、発注につきましても応急工事もう既に出しておりますが、約、全体の30%弱の157件、12月末には発注する見込みでおります。金額にしますと約7億円を超す発注状況でござ

います。

今後は、復旧の業者の状況を見ながら、うちとしましては、連絡をとりながら、業者さんの手持ちを見ながら随時発注をしていきたいと。そして、早急に完了したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 先ほど触れておりましたけれども、農林災の現況というものについては触れておりませんでした。これもつけ加えて引き続きお願いしたい。一部の部分については先ほど答弁がありましたからわかりましたけれども、非常にこの農災については皆さんの関心の的でありますし、引き続きお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。農業等の災害についての現状とこれからの推移でございますが、まず、農地等の災害復旧事業につきましては、先ほど概略を申し上げました。

現在、査定を実施しております。査定件数につきましては、現在とられておりますのが1,800件程度になろうかと。この1件当たり、工事箇所を合併施工するというので、件数についてはかなり減ってきているということで、まとめたということでございます。

地震災害につきましては、179件の査定終了いたし、現在、豪雨災害の査定を行っている状況でございます。

とにかく12月末まで査定を終わり、この査定状況を見て、補助金、補助率等が決定するというので、昼夜問わず行っておりますが、現在、第19次を、先ほど申し上げましたとおりしているようなところでございます。

その中で、予算的な執行につきましては、ことしは地震の落石に伴います落石除去を37件程度、200万程度の支出を現在しているようなところでございます。

それから、農業用の施設です。これは、農業用の倉庫、それから畜舎、堆肥舎等が地震で災害を受けておりますが、この被災対応ということで90件、現在受け付けをしております。被害の金額にしましては4億2,300万ということで、国の補助金等を受けながら、この災害復旧に向けて、基本的には国の内示を受けて3月末までに終了する予定でございますが、ただ、建築業の業者の方も非常に大変忙しいということで、今後様子を見守ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

あと、林業作業につきましても、林道、そして、家屋の裏の治山事業等も現在行っているところでございます。地震災害につきましては、林道も15カ所程度崩れておりますし、その災害復旧額も1億5,000万近いということでございます。また、豪雨災害におきましても77カ所、被害総額が約4億円ということで、現在この復旧に向けて査定を行っております。

農地災害につきましては、基本的に机上で、現在、簡易査定を行っておりますが、林業災害につきましては、全部、現地の積み上げになっております。

そういうことで、とにかく早期に発注するように、課員一丸となって取り組んでいる状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 生涯学習課所管の施設について申し上げます。

まず、社会体育施設についてでございます。

体育館につきましては、全部で28の体育館がございますが、そのうち14の施設が被害を受けております。そのうち、11施設が既に工事を完了しておりまして、一般開放しておる施設が11施設でございます。残る3施設におきましては、これは中央体育館、それから下矢部西部体育館及び中島南部体育館でございます。これらの三つの体育館が、工事がまだ未完了でございまして、現在、閉鎖をしておるところでございます。

この未改良の3施設におきましては、改修設計については既に完了はしておるところですけれども、天井板の落下や外壁が大きく破損するなど、工事費が高額となりますために、国の社会体育施設災害復旧事業によって、今後改修を行うこととしており、この災害査定が来年の2月からの開始となるために、工事完了は早くとも来年の平成29年秋ごろとなる見込みでございます。

また、町営のグラウンドにつきましては、全部で九つのグラウンドを保有しておりますが、そのうち四つのグラウンドが被害を受け、そのうち1施設が工事を完了しております。

中央グラウンドの照明設備、それから下矢部西部グラウンドの奥の擁壁及び清和グラウンドの女子用のトイレの3施設がまだ未完了となっております。これらの三つのグラウンドそのものにつきましては、安全が確保できているために、被災直後から一般開放をしております。それで、残る中央グラウンドの照明設備などにつきましては、年度内の工事完了に向けて工事を今後進めてまいります。

次に、社会教育施設についてでございますが、町立の図書館、それと清和の集落センターにつきまして、屋根や外壁面など建物外部を中心に被害を受けており、この二つの施設につきましては、震災直後の建物応急診断では倒壊などの危険はないという診断がなされているために、震災後から現在まで引き続き開放をしているところです。

しかしながら、改修工事費が非常に高額となりますために、今後、社会教育施設災害復旧事業によりまして、来年の2月からの災害査定後から本格復旧工事を今後進めてまいります。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 水道施設についての復旧状況です。

小規模な漏水修繕工事につきましては、随時着工しており、ほぼ完了しております。

それから、上水道施設の山神山配水地の復旧工事につきましては、11月に厚労省の災害査定を受け、設計のほうは完了しております。これに関する予算を今回の議会に提案をさせていただいておりますけれども、議決をいただいた後、1月に契約着工の予定で進めることとしております。工期のほうは、工事規模が約9,000万を超えるということもありまして、適正工期でいきますと8カ月を要することになりますので、竣工は平成29年の8月を予定しております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） それぞれのこの災害が複合的災害でありますので、非常に施設というものが大きな件数で大きな被害がっております。非常に時間と労力、それに金というものが伴いますので、こういった施設、早く復旧するのが当然ですけれども、最大のスピード感を持って、財政とともに裏をしっかりとつくりながら、供用できるように取り組んでいただきたい。そのことを申し上げておきます。

またあわせて、農業災害につきましては、条例というものが準備をしてありますので、このことが決定しますと、恐らくは農家、林家、この人たちの負担が軽減できるということで、非常に喜ばれることであります。そういったことの取り組み、そういったことが行政の責任、ありがたいと思っているところです。

それでは、時間もありますが、次々と進んでいきます。

次に3番目、支援金、義援金の配分状況と復興基金の活用と。それぞれ復興基金につきましては、国が県に出しておりますし、県の方向もまだ、配分委員会ではいろんな形で出ておりますが、金額についての配分というものはまだ定められておらないというところでありまして、町独自の義援金、そういった公助の部分もあるかと思っておりますが、それを含めて基金の活用、このことについても尋ねておきます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） まず、支援金制度の説明をした上で、支給状況及び義援金の配分状況につきましてお答えしたいと思っております。

被災者生活再建支援金につきましては、生活再建支援法に基づき、各都道府県の拠出金と国等補助金等を原資として支給される制度でございまして、今回の平成28年熊本地震は被災者生活再建支援制度が適用されまして、全壊、大規模半壊、解体世帯等が支給対象となっております。

支援金には、住家の被害の程度が基準になる基礎支援金、新築か補修かなど再建方法に応じまして支給される加算支援金があります。別々に申請することができます。

支援金の申請期間につきましては、基礎支援金につきましては、災害のありました日から25カ月間。なお、加算支援金につきましては、災害のあった日から37カ月間が申請期間となっております。

支援金の支給は、被災者の方から申請書を町のほうを受け付けをし、県へ送付し、そして国が指定した公益財団法人都道府県会館に提出され、支給決定されます。支給につきましては、申請者の口座への振り込みとなっております。

本町では、全壊世帯16件、大規模半壊世帯40件に加え、そのままにしておく危険な状況であります場合により解体する世帯が対象となります。

現在、基礎支援金50件、加算支援金14件が申請され、基礎支援金49件、加算支援金13件が支給されております。まだ、半壊世帯のように、基礎支援金申請をすることができない方々もいらっしゃいますので、担当課といたしましては関係課と連携し、支給対象者の把握に努め、申請漏れがないように努めているところでございます。

続きまして、義援金につきまして、4月22日に熊本地震山都町義援金口座を開設し、町内外の個人、団体よりたくさんの方から温かい義援金を寄せられました。

なおまた、県と日本赤十字社、共同募金の3者から寄せられた義援につきましても、3者による配分委員会で決定した配分対象被害及び配分基準により山都町に配分されております。町のほうでも山都町義援金配分委員会を開催いたしまして、県と同様の配分対象被害及び配分基準としております。

被災者が義援金を受け取るには、町に申請が必要であるために、7月から申請受け付けを開始いたしまして、全壊12件、大規模半壊、半壊146件の全158件の方から7月申請分を8月に配分したところでございます。

なお、8月以降の申請につきましては、随時、健康福祉課のほうで申請を受け付けし、今現在配分を行っているところでございます。現在までに全壊16件、大規模半壊、半壊202件の全219件に対して配分を行っているところでございます。被災された方の1日も早い生活の再建に役立ててほしいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、復興基金についてお答えしたいと思います。これは県の復興基金、新聞でずっと掲載がっておりますけれども、その件だと思います。

復興基金につきましては、510億円、これは基礎事業分といいます。それに創意工夫事業分ということで13億2,000万、合わせて約523億2,000万が県の平成28年熊本地震復興基金と名づけられております。

そのうち、510億円、基礎事業分ですが、そのうち250億円、半分を一時配分するとしておりますが、その中で26億円を今回、県議会のほうで先行的に取り崩すということですので、私どもの理解といたしましては、一次配分の250億円のうちの26億円を取り崩してやるということですので。

これにつきましては、10の事業が新聞にも載っております。被災者生活支援、それから被災住宅の復旧支援、防災安全対策、公共施設の復旧支援、それから地域コミュニティーの復旧支援ということでございますが、この中で、まだ県がやる分と、それから、市町村配分となっておりますが、これにつきましては、今、県議会があつてございまして、その議決後、要綱、それから、配分方針については通知があるということで、現時点ではその詳細な面については見えておりません。こちらで今把握できているところは、おおよその配分金、全体枠の金額と、それから、補助率等については把握しているところでございます。

個々の事業につきましては、恐らく12月中に示された後、県への申請手続なり、町への申請手続をとっていくということになるかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 被災者生活再建支援金、それから地震の災害関連の義援金、これをまとめますと、それぞれの形で、わずかではありますけれども、支援金として配付、交付する。そして、義援金として配付すると。義援金につきまして、やはり迅速性、それから透明性、公平性、この3原則を十分にされまして、県が示します配分委員会、そして、町がつくります配分の委員

会と十分協議されて、今後におきましても交付していただきたいと、そう思っております。

次に、4番目の財政出動による29年度予算への影響と見通しということで、先ほど12番議員のほうからも質問がありましたように、もう一度、あわせて尋ねてまいります。

財政出動といいますと、一般当初予算が123億でありました。12月の今回の補正で220億に膨らんでおりますし、災害関係で、地震、大雨、合わせまして100億円になります。起債の発行も18億円、それから、17年度までは89億円が今回で100億の増加をいたしました。

また、先ほどありましたように、基金の取り崩しも10億6,000万、27年度末で25億が、今回の15億8,000万の残高見込みになります。また、復旧復興が財源を圧迫しますし、合併特例債の処置が、これ、2年目になりますかね、この減額が1億1,000万ほど。そして、先ほど言われましたように、28年度対比20%で次の予算を組んでいくということでございます。

あわせて、これからしますと、29年度、30年度といきます事業、それから財政計画、この見直しというのも当然発生するかと思いますが、これにつきまして、総務課長のほうからお答えをいただきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それではお答えをいたします。財政出動による29年度予算への影響と見通しはという御質問でございます。

ただいま議員さんおっしゃいましたように、本年度の災害関連の予算計上額というのは、約100億円に上ります。この財源としましては、国県補助金ですとか起債、それから、受益者負担金等といった特定財源を充当しております、充当後の残り約13億3,000万円が一般財源の額というふうになります。この一般財源に、ただいまおっしゃったような財政出動、つまりは財政調整基金等も繰入金等で手当をしているということになります。

まず、財政調整基金ですけれども、御指摘があったように、平成27年度末時点で約12億8,000万円でございます。これを7億6,000万円を取り崩しまして、今回の補正後の残高、これが約5億2,000万円ということになります。

この財政調整基金には、経常収支比率ですとか公債比率といったような財政指標のような適正な数値や適正規模といったものはございませんけれども、計画的な財政運営のためには過不足ない金額を積み立てておくということが求められているところでございます。

今後、災害にかかります補助金のかさ上げ、それから、特別交付税の増額等が見込めることができますので、さきに申し上げました一般財源の数値、約13億3,000万円を圧縮されるというふうに見込んでいるところでございます。すなわち、財政調整基金も一定金額までは復元をしたいなど考えているところでございます。

それと、起債の件も触れられました。現在、12月補正後の予算後の町債の発行予定額は27億5,400万円という数値を計上いたしております。これは実に、昨年度の町債発行額5億8,700万円でありましたので、約5倍近い多額の町債を計上しているということでございます。

こういったことも、非常に次年度以降への財政運営には影響を与えるものだというふうに思っておりますけれども、同時に、先ほど各課から報告、進捗状況等がございましたけれども、災害

からの復旧復興、これが重点化でありますし、また同時に、非常に長い時間と莫大な財源が必要となってまいります。

現在、復興基金を初めとしました国の支援策、先ほど企画課長が説明しましたけれども、そういった支援策の強化をされておりますけれども、平成29月以降の予算も非常に厳しくなっていくということは間違いのないところでございます。

よって、29年度の予算編成に当たりましては、地震、それから、豪雨災害からの速やかな復興を基本に据えながら、歳入歳出の全てにわたって事務事業の見直しを行い、それから、効率的な持続可能な財政運営の転換を図っていくことといたしておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 先ほどの12番の答弁の中にもありましたように、スピード感を持って取り組む、そして、この20%の削減ということで、経常的な事業の推進というのをやっていくということでもあります。こういった行政の運営、オール山都でしっかりと取り組んでいただきたい。

それでは、5番目。今のことを踏まえまして、災害の基金制度、また共済制度の創設は必要ではないかということ。それとあわせて、当初、開会当日に行政報告が政策課長からありました。このファンド、こういった部分もあわせてお答えをいただきたい。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、災害基金制度のことについてお答えしていきます。御質問の趣旨というのは、災害発生に際しまして、災害対応に要する経費ですとか、災害救助関係経費の財源に充てるための基金創設が必要でないかということであるというふうに思っております。

本町のような、非常に例年、災害が多発するような自治体にとりましては、そうした基金設置ももったもな御意見であるというふうに思っております。

しかしながら、災害対応等の財源につきましては、自治体においては、財政調整基金がその役割を果たすことになっております。本来、地方公共団体にとりましては、経済不況等による大幅な税収減によって収入が不足をしたり、それから、災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなどの不測の事態に備え、財政調整基金を積み立てておく必要があるというものでございます。

本町の基金条例におきましても、処分の目的に、財源不足額を補填することのほか、天災事変のため多額の費用を要する場合に処分することができるというふうに定めております。よって、今後も財政調整基金の確保、それから、適切な管理運用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、もう1点、御質問の中に出てまいりました、山の都創造ファンドでございます。これについては、行政報告で説明しましたように、民間と町からの拠出金をもって基金を設置することを考えております。震災、それから豪雨災害からの復興支援のための事業の財源として充当していきたいというものでございます。

さっきの財政調整基金が災害の対応経費に係る経費であるものに対しまして、今回のファンドの基金というのは、その先の復興支援に係るものということに対して、柔軟かつ弾力的な運用を

図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 考え方をお聞きしましたけれども、やはり財調というもので積み合わせていくということであれば、こういった災害の基金という意味合いを含めて、その分もやっばし積みまして、財調に積み立てていくということで達成できるかなと思っておりますし、今の都創造ファンド、これにつきましては、やはり住民参加型、変わった形の目的の基金ですが、しかも取り崩し型ということですが、これを今から協議することでありますが、こういった部分も積みながら、もともとこれに持ってくる原資というものが非常に厳しいところがあるとしても、こういった形の基金というものは非常に重要であると思っておりますので、この部分につきましても十分に協議されて、次なることを私たちも議会としても、これにつきましてしっかりと勉強、協議をしていききたいと思っております。

災害につきましての最後になりましたが、今回の大災害、これをやはり当然、総括をして、検証をしていくということが必要であります。この検証というものは、いつの時期に、そしてどのような形でされるのか。このことが、次なる災害に対応することにつないでくるということで、非常に重要なことであると思っておりますので、町長からでも、総務課長、どちらですか。総務課長のほうからお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今回の大災害の総括、それから検証、これについてはいつの時期にどのように考えるかというような御質問でございます。

農地等災害復旧事業等のハード面の対応につきましては、先ほどから各課のほうから報告があったとおりでございますけれども、依然、復旧には時間を要するということは間違いございませんが、被害調査、それから罹災証明書の発行手続等の事務事業のほうは、ある程度、落ちつきを見せ始めた感がございます。今回の地震及び豪雨災害の体験を風化させないためにも、それから、議員おっしゃいましたように、次なる震災につなげるためにも、まさに振り返る時期に来ているというふうに考えております。

今回、避難所ですとか、その避難所運営、それから自主防災組織の連携、そして、組織の自立支援、発災直後の初動体制等々、たくさんの課題、それから、問題点が浮き彫りになってきております。各課におきましては、それぞれの災害対応の分掌事務において、そうした留意点をまとめておくように指示をしております、こうした課題等を踏まえた防災計画の見直し、整備が、議員御指摘のように急務であると捉えております。

そこで、今回、職員のみならず、地域の方々にもアンケートを実施して意見聴取を行いまして、その上で地域を代表、それから有識者等から成ります地震豪雨の検証会議をまず開催して、真に実効ある防災計画を策定すべく、これから実施をしていききたいというふうに思っております。次年度当初にはこの計画を策定いたしたいというふうに考えおるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 旧矢部町のときに、63年に大きな災害がありまして、そのときは3,000

件を超える農災がございました。そのときの経験を踏まえ、それは記録史として残しておきました。それを今度の震災発生直後、担当にお渡しをして、よく勉強するようにと。そして、何に取り組んでいかなければならないか、そのときの課題は何だったのか。そして、対応方法についても十分協議をしたところがございます。そしてまた、今度の査定から実施に当たって、非常に参考になっているものと私は思います。

そのような今後の震災にも生かせるよう、早急に、記憶が風化しないうちに取りまとめ、そしてまた、今、大変な復旧作業、事務作業をしておりますので、それが落ちつき次第、この記録をまとめて、次の災害が起きてはいけませんけども、起きたときに十分成果を発揮するように取りまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） ぜひとも早い時期に総括、そして、検証をしていただきたいということを申し上げておきます。つけ加えるならば、非常に職員もこの災害に対して大変だったろうと思います。そういった職員の健康管理、こういった分もつけ加えて検証をしていただくならと思っております。

それでは、災害につきましてはこれで終わりますが、次に2番目、介護保険事業の改正は、町と利用者への影響についてということを探ねております。

この改正が、なかなか介護保険というものにつきましてはわかりにくいものでありますが、今、介護保険事業は心身の状態に合わせて7段階に認定されるものでありますが、それぞれの度合いによりまして、ケア、それから、リハビリ、介護保険のサービスが受けられます。

この制度は、介護の社会化を目指して2000年、平成12年にスタートしたものでありますが、今回までサービス量の増加によりまして給付が非常に増してきたと。そして、このことによって、財政が圧迫してきたと。このことで、保険料が引き上げられてきましたし、山都町におきましても、5期目で65歳以上の基準保険料というものは4,265円から5,500円に、また、6期、現在ですが、5,500円から6,000円に引き上げられてきました。そして、今回、あわせて軽度のサービスの要支援1、2の訪問介護と通所介護、これは保険給付から市町村の事業へと移行するというようになっております。

このことを踏まえながら、この改正と、取り組みというものはどう進めておられますかということをお課長に聞いておきます。なかなか難しいので、さわりの部分だけとなりますが、詳しく、丁寧な形で、短く。詳しく短く。町民の皆さんに、利用者の皆さんに、そして、介護事業所の皆さんにわかりやすく、ひとつ、答えていただきたい。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） わかりやすく説明しろということでございますので、制度改正の主な概要については、もう時間がありませんので、省略させていただきます。

まず、言われましたように、2025年度、団塊世代が75歳になることを見据えた制度改正が27年4月に施行されたところがございます。

主なところだけ言います。先ほど言われましたように、地域支援事業の構築といたしまして、

比較的介護度が低い要支援1、2の方が利用する予防給付、訪問介護、通所介護については、新しい総合事業で取り組むこととなっていることにつきましては、段階的に移行するというところで、平成29年度から取り組むこととして今現在準備しているところでございます。

取り組み内容につきましては、29年度より、比較的介護度が低い要支援1、2の方が利用する予防給付のうち、通所介護、デイサービス、訪問介護、ヘルパー利用につきましては、新しい総合事業のほうで取り組んでいきます。

段階的に移行しますので、29年度は激変緩和措置といたしまして、現行とほぼ同様にサービスの利用できるみなし指定事業として、現行どおりのサービスで、実施される事業所で取り組んでまいります。なお、要支援1、2の利用者の方は、本年度同様のサービスを受けることとなります。

将来、要支援になるおそれのある高齢者を対象に取り組んでいます二次予防事業の通所型サービスにつきましては、新しい介護予防日常生活支援総合事業のほうで取り組んでいきます。新たに町で指定された事業所で、国の基準単価を上回らないように、町が新たに定める単価でのサービスを実施してまいります。

なお、一般の高齢者を対象に、各自治振興区実施しております生きがいと健康づくり事業などの一次予防事業につきましては、一般介護予防事業として現行どおり取り組んでいきたいと考えております。

なお、第7期、平成30年から32年度の介護保険計画につきましては、第7期の介護保険事業計画の策定の準備といたしまして、支援・要介護認定者、認定を受けてない未認定者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者に対しまして、アンケート調査を本年度より実施してまいります。

計画策定につきましては、29年度末までに作成しなければならないために、29年度、策定委員会において新たに見直すこととしております。

平成30年度より、全面的に新総合事業で実施計画しますので、住民主体による生活支援の訪問型サービスについては、ボランティア連絡協議会等と協議いたしまして、29年度中に決定していきたいと思っております。

なお、地域における住民主体による支援で実施する通所型サービスにつきましては、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、支え合い体制の構築を次年度にかけて図っていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 利用する方々がわかって、一つずつこのサービスが低下をしないということだけははっきりわかりました。

それと、もう少し、この後においては、今、課長お話しになりましたように、地域支援の事業、地域支援、こういった介護予防事業、二次、一次、こういった予防というものに少し力を入れて、介護になる前の支援、こういったものが必要であると。介護されて、2、3、4、5、そういったところに、どれだけ支援してもこの人たちはなかなか、リハビリを受けたとしても回復しない。それよりも今大事なのは、介護にならないためにどうするか、これが重要だと思いますので、新し

い地域の支援型、それぞれの福祉協議会、ボランティアの会、そういった人たちに、行政を指導しながら、この取り組みを移行するために手伝いをしていただきたい。あわせて、1次予防事業に力を入れていただきたいということを申し上げ、介護保険については終わります。

次に、最後になりましたが、少し急ぎます。

合併浄化槽の件につきましてですが、合併浄化槽の整備の基数と今後の課題について、面的な整備になかなか取り組めないと。この背景は何なのか。あわせて、面的整備、個別整備の要件緩和できないかということでもあります。面的整備とは、23年からそれぞれゼロということですが、そういったことを含めて、当然、これは環境政策の一つであり、政策的なものでありますので、この背景というものをお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。合併浄化槽の面的整備が取り組めない背景は何なのかということでございます。

まず、平成27年度末での状況とこれまでの実績ですけれども、合併処理浄化槽の整備実績は、個別、面的合わせて整備基数で2,292基、うち36地区678基が面的整備での実績となっております。

また、本町での汚水処理人口は、人口1万5,985名に対し8,853人となっており、汚水処理の人口普及率は55.4%となっております。

面的整備につきましては、平成23年度に矢部地区で1地区6基の整備があつて以降、実績はあつておりません。その背景ということもございますけれども、いろいろ考えられます。

一つは、高齢化が進んでいく中で、設置に要する費用が、7人槽で約130万円前後と、これに風呂、トイレ、台所の水回りの工事まで合わせると相当の負担になるということが一つあると思います。

また、維持管理費でも、年額で、これ、7人槽で言いますと約4万6,000円程度を要し、経済的にもちょっと重くなるのかなということも考えられると思います。

それからもう一つは、面的整備の設置に必要な地域の環境、特に地域全体での設置に対して同意のとれる地区は、ほぼ、これは言い方はどうかと思いますけれども、出尽くしたような気もしております。

ほかにも住宅密集地では設置スペースの確保が難しかったり、1集落で戸数の多い地区では全体の同意がとりにくいといったことも考えられると思います。ただ、これまでの実績、先ほど申し上げましたけれども、36地区678基は、この制度があつての成果ともいえると考えております。

また、要件緩和についてですけれども、平成21年度に一定の要件は緩和しております。ただ、平成22年、23年の2カ年での実績で言いますと、3地区13基の整備にとどまっており、平成24年度以降の実績はあつておりません。制度が始まったところは、区長区単位が分母になるということからスタートしたんですけれども、これでは余り大き過ぎるということもあつて、それから、行政区でやったり、また最近、一番最後では区長、——弾力的にその辺についても運用してるところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 県も、熊本生活排水処理構想を立てて、目標値を90.3%ということを出しております。それまで行かんとしても、しっかりした形でこれに取り組んで、要件を緩和していただきたいと思います。合併浄化槽につきましてはこれで終わります。

最後に、きょうの質問を総合して、町長、就任されて4年になります。実質的には3年と10カ月。全ては町民の幸せのためにと、幸せを実感をする町を目指してということで政治の基本理念を掲げられ、取り組んで来られました。総合計画に基づき、本町の基幹産業の農林振興、そして、たくさんあります観光資源を生かした観光政策、そして、いつ災害が発生しても対応できるような防災減災のまちづくり、この三つの柱と施策を公平、公正、丁寧に進めてこられたわけですが、28年度総合計画、そして、五つの覚悟、しっかりしておられます。これらの、そして、総合的復興に向けて、オール山都で確実に取り組んでおられます。私は町民の一人として、議会の一人として、引き続きこの町のかじ取りを心からお願いを申し上げ、そして、大きな期待を申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、10番、稲葉富人君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。一般質問を行いたいと思います。

9月の定例会が終わりまして、9月から10月、11月と2カ月間、3カ月間続きましたけれども、その間に、災害にもめげず、蘇陽地区においては9月22日にオールドカーフェスティバルというのがありまして、昭和の車が150台ほど集まり、ギャラリーも2,000人。またその後、今度は蘇ジョレーヌーボーとあか牛まつり、これは地球元気村と一緒にあって、これも多くの人を集めながら、そよ風パークが大きなぎわいを見せました。またその後、また11月になりましては、マツダのロータリーフェスティバルというのがありまして、これも大変なぎわいを見せまして、山都町の中のまたそよ風パークというのを大いに地域に広げたと。これは、私考えてみますと、若者がみずから考え、みずから実施したというところに大きな意味があるというふうに考えております。別に町から補助金をもらおうと、町が主催になったわけでもなく、町は後援してくださいというようなレベルの中で、地域の商店街も巻き込みながら、地域の若者、20代、30代の若者がこのようなイベントを町のために企画していくということに対しまして、私は非常に感銘いたしました。これは議会としても当然応援してやらなきゃいけないし、これが地域の活性化につながるというふうに、今後も継承していかなくちゃいけないのかなというふうに感じた次第です。

そのほかにも、白石のお天道さん祭りとか大野小のおいしいものフェスティバルとか、また東竹原においては、みさお大豆のフェスティバル、白糸の棚田ウキウキ感謝祭、いろんなイベントがですね。やっぱりこれ、地域がみずから考え、何とか町を掘り起こしていこうというあらわれであり、まだまだ山都は元気がある町だというふうに考えてますし、これを知らんぷりしていやいかんと。なかなかイベントが一緒になってしまうわけですね。同じ日にどうしても一緒に。あっちも行かないかん、こっちも行かないかんということもありました。そういう中で、行政側におきましては、それをうまく調整してやっていって、できるだけ町民の皆さんが参加できるようにしてもらったらいいいのかなと。

私は、老人の人たちのスポーツ大会も非常に大切なんですけれども、若者たちがするオールドカーフェスティバルとか、地球元気村のフェスティバルとか、大野のお天道さん祭りとか、大野小フェスティバルとか、そういうものに関しては、老人のスポーツ大会はお孫さんが応援に来るわけじゃないじゃないですか。その中で自分たちが楽しいスポーツをやって、それも大事なことです。が、しかしながら、若者が企画したものに対しては、観客が、お父さんもお母さんも息子も孫もみんな集まってくるわけですね。その中で、地域の内外からもいろんな人が集まってきます。その中で自分たちの特産品を売ったり、また食文化があったり、いろんなことで波及効果があるし、こういうのはもっともっと町も一緒になってやっていくべきじゃないかなというふうに思ってますし、こういう企画をする若者に感謝しながら、町の活性化を推進していけたらいいなというふうに考えておりますし、今後もこの若者に大いなる力を、私たちもできる限りの力で協力しながら、まちづくりをしていきたいというふうに思っております。

一般質問でございますけれども、4点、5点、6点挙げておりましたけれども、12番議員、それと10番議員から農災の問題とか復興支援、現金支援などほとんどありましたので、私は30分ばかりで終わらにやいかんかなというふうに考えておりますけれども、できるだけ簡潔に、端的に質問しながら進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほど議長のほうから連絡ありまして、後藤誠輝君、建設課長ですね。ちょっとおやじさんが倒れたというようなことで、質問するようになっておりましたけれども、その分も割愛していきますので、簡単に終わると思いますけれども、執行部におきまして、できるだけきょうは早く終わりたいと思いますし、30分程度で切り上げたいと思いますので、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

じゃ、質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） まず、農業災害復旧についてということで、災害査定を進捗状況と災害復旧の見通しということで掲げておりましたけれども、先ほどこのことにつきましては、12番、中村議員のほうから話がありまして、多分、これ、重複することと思います。この件に関しましては、当初予算も暫定予算でありますけれども、災害復旧に関しましては、農災に関しましては、急ぐ必要があると思います。来年の田植えもあるしですね。早急にするためには、予算の査定が終わり次第、どんどんどん仕事を進めていかなきゃいけないというふうに考えております。

そういう中で、予算執行をスムーズにするために、どういう考え方を持ってされるつもりなのか、当初予算からだんとやっけて、査定が終わり次第、毎月でも臨時会でも開きながら、それともほかのやり方でやれるのか、この復旧につきましては、どのような考え方で取り組まれるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。今後の査定状況等を少し御説明申し上げます。その後、発注のほうに入っていきたいと思いますが。先ほどから申し上げておりますように、現在、第 19 次の査定を行っております。これが 12 月の 28 日まで、各週 300 件ずつぐらい 1,200 件程度、12 月に終わる予定に今しておるところでございます。

4 月の地震発生以来の申請の受け付けから現場案内、コンサルとの打ち合わせ、査定業務、変更設計なども連日進めておりますけれども、今回、国、県、そして民間含めて全国から 13 名の御支援を受けて、今進んでおります。職員一丸となって進めておるところでございます。その中で、予算の執行状況としましては、一部、地震災害の落石事故については、37 件の 200 万程度を、現在支出しておるところでございます。

今後の予定でございますが、申し上げましたように、12 月までに査定終了を予定しております。この査定が終わり、事業費の確定がしましたところで、28 年災害の補助金増高申請を 1 月いっぱい行うところしております。これが済みますと補助率が決まりますので、改めて受益者負担金等の通知事務を行い、その後に発注をするということでございます。

今回、既に 600 件程度は終了しておりますけれども、今後、国の予算配分にもよりますが、現在のところ、補正予算でも、後ほど申し上げますけれども、概算事業費の約 30%、13 億 4,700 万程度を 12 月補正のほうに出して、そして、実際のところ、現在、県内の業者の方々につきましても、町内の業者ももちろんですが、非常に仕事量が多いということを鑑みながら、30%程度を 3 月までに契約してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 4 番、後藤壽廣君。

○4 番（後藤壽廣君） この災害復旧につきましては、多分私も業者が足りないような状況になってくると思いますし、先ほど町長からも話がありましたように、宮崎県とかそちらのほうの援助も必要かと思えますし、そこ辺のところは二重になりますので省略いたしますけれども、災害復旧については、地域内外の方の力をかりながら、早急なる完了をしてもらいたいというふうに考えております。

続きまして、受益者負担につきましてですけれども、これは先般も予算審議のとき 8 番議員の工藤君からも予算の軽減について、再三再四、話がありました。今回、議案を見ますと、議案の 75 号により、設計費は、これ、通らなきゃわからないと思いますけれども、負担が 1% というようなことが提案をされております。これにつきまして、今までは負担があるんじゃないかなというような懸念もあったかと思えますし、どしこ負担せにやんとかかわらんという懸念もありました。それで、出した人も出さん人もおったかと思えますけど、その点につきましては漏れないように、また申請があったらそれも吸い上げてやってもらわなきゃ困りますので、そこ辺

につきましては、負担が1%となれば、まだあわせてやろうとかいうことも出てくるのじゃないかなと思いますし、そこ辺についてはどうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 受益者負担の軽減策につきましては、何度となく御説明申し上げたところでございますし、先ほどから申しておりますように、補助金の増高手続を終了しないと具体的にはわかりません。今回、補助災害の申請につきましては、現地を全部確認しながら、そして、未満のところについても150メートル以内で合算しながら補助にかかるようにということで進めてまいりましたところであります。

今、議員のほうからもお話ありましたように、補助率の増高等を見ながらももちろんでございますが、設計費にいたしましてはなくすということ。それから、工事の請負につきましては、限りなく少なくするというので今回上程し、また、補正予算の中でも今回提案するところでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、申請があつて、補助災害の限度額を割ったところ、ここについては、今回、県の復興基金の配分等ございしますが、その中に農地等の未満災害の救済策が出ております。これについて、まだ県のほうの補助要綱、それから予算もまだはつきり決まっておきませんので、この動向を見つめながら、要綱等を早急につくり上げ、そのときに即時に対応できるように進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、補助対象外のところまで、課長説明されましたけれども、今から言おうかと思ったところでした。

先般9月の議会におきまして、40万以下の災害についてはどうするのかということをお聞きいたしました。そのときに課長のほうから、これ多分、農地・水とですね。中山間のほうですということでもございましたけれども、これが課長はそう言いましたけれども、なかなかこれが浸透してないのじゃないかなというふうに考えているわけですね。それというのが、あるところでは30万ぐらいのね、石を割ってしまったよとかいう話があつて、災害の多いところではいっぱいあるわけですね、例えばそういうところが。指定されてないところもあるわけ。ところが、中山間というのと農地・水というのは指定制度ですね。農道はここですよとか、中山間も同じですよ、農地・水も。ですから、そこに申請外れたところもあるわけですよ。ところが、その外れたところじゃないところの事務屋への説明、これが私はどうもきちんとして説明されてないような気がするわけですけども、そら、課長のほうでは、いや、担当がやってますと言いましたけれども、例えば限られた予算額しかないわけです。その限られた予算の中で、草切りとか災害の復旧とかやってるわけです。ところが、交付金というのは決まっておりますし、それ以上に災害があるわけです。あつたところの対応とか、そういうのもたくさん出てきてるような気がするし、知ってる人もいれば、知らない地域もある。もうそれはできんけん、せんがいいという地域も聞くわけですね。

これにつきまして、十分、例えば中山間の担当、農地・水の担当、地域のですよ。各地域の担

当への文書での通知とか、こういうふうに対応しますよとかいうのはされているのか。私は、担当者はわかってます。で、話があったのはやっていますけど、きちんとした説明会があっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 小規模の災害につきましては、日本型直接支払。今、議員申されましたように、多面的機能支払と中山間地直接支払の交付金事業を使って行っていただきたい。これは国も国の交付金事業の一つでございますので、これで小規模、それから簡易の災害復旧ができるというふうに明言しておりますし、これに補助災害の補助金をつけると、二重に国費を出すようなこととなりますが、それとはまた別な話なんですけれども、こういうのでしてくださいというふうに言っております。

説明会のほうですけれども、区長会のほうでも説明しておりますし、また地震災害の後、5月の末に各組合、協定をしていらっしゃる代表者ですね。これに全部通知を差し上げておりますし、その後、代表者の区長さんの会議とかというところでも流しております。その中で、先ほど申し上げましたけれども、お問い合わせも確かにもうあっておりますし、清和、それから蘇陽、私も本庁にありますが、その中でお問い合わせの電話もあっております。多面的につきましても12組合からあっておりますし、それから中山間においても、こういうようなことを聞いたがというふうに聞いております。また、査定の現場にお伺いしたときに、そういうことで災害担当のほうから、これは、かからない分については地元でこういうふうな取り組みができますよという、一応、そういう形で全部の対象者のほうには御通知申し上げているような経緯もございます。

その中で、既に対応もされているという状況も聞く中でございますので、もし御承知おきいただけないところがあったときは、また改めて出すような形にいたしたいと思いますが、今回、一般質問の中でこういうふうに数度となくまた申し上げておりますので、対応いただけるところについては対応いただくということにしていきたいと思っております。

また、そういうところの組織がないところについては、先ほど申し上げました復興基金等の対応ができないかということで、県に今申し込みしておるようなところでございますので、情報を入れたところで、即時に対応できるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） その中山間とか農地・水の指定がないところの対応の復興基金で対応するという事なんでしょうけれども、そうであれば、当然町のほうでも、その使い方についてのどのような形で補助するのかというのは、きちっと明記する必要があると思うわけですね。例えば、簡易的に、国の災害に対する査定とかするわけじゃなくて、町のほうで、ここにこうありますけれども、そういう災害対応した場合は交付税措置があるというふうになっておりますよね。そうすると、事務的に非常に煩雑化になると思うわけですよ。ですから、今度の災害に対して、40万以下の災害に対しては、例えば重機借り上げとか、資材の購入とか、それに対して8割とか、そんな簡易的なことで対応するようなことは、広報あたりでもこのように対応をしますというようなことを明記して出したほうが町民の皆さんもわかりやすいし、これはどんこしようが

ないけんということもありますしですね。

今度は、先ほど言いましたように、40万以上の災害なら、例えばそぎゃんすつとは大ごとだけん、自分たちで重機でん借って自分でしようかっていう話があったかと思えますけど、1%になってくれば、やっぱ出したがいいという話になってくるわけです。ですから、そういうところの柔軟な対応もしなくちゃいけないのかなと思えますし、今後40万以下の災害復旧支援に対しましては、やっぱりもっと情報をきちんと流して、広報でも流して、復興基金を使うという話ばかりじゃなくて、どういうふうにするのか、どのような対応でするのか、来たものの何割補助するのかというのを明確に出さんと、復興金でしますと言わしたばってん、全額だろうか、半額だろうか、10%だろうかってわからんじゃん。そういうところも明記して、ちゃんとした要綱的なものの整備が必要と私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 11月25日の熊日の1面に、復興基金26億円、10事業にということで、議員も御承知かと思えます。その中の1メニューの中に、公共施設などの復旧支援6億3,700万。その中の農地の自力復旧支援、国庫補助の対象にならない1カ所40万未満の農地の復旧事業費の最大2分の1を補助するというので書いてあります。県のほうにこの新聞が出ました後、これは議会の日程等の調整も終わった後でございましたので、県のほうに確認しましたが、まだ詳細も決まっていないということでございまして、今回見送ったところでございます。

今、県のほうにまたお問い合わせしておりますけれども、以前に上越地震等でありましたときのその参考事例等を見ますと、今議員がおっしゃいましたように、同じよう測量して設計して工事を発注するという事は、もう時間もかかりますし、金額も上がるということで、おっしゃるように、事例としては機械の使用料、それから人夫賃、原材料支給、それから運搬費、燃料、こういうもの等々の一応2分の1を補助するというので県のほうでは今、決めていらっしゃるんじゃないかと思えます。

ただ、これ、まだはっきり決まっておりませんので、前例を調べた結果、そういうふうな形になっておるといことで、町のほうも国の要綱等に準じて、使うことができませんので、そのような形で進めておるところです。ただ、前例を参考にしながら、そういう要綱をまとめているのは、現在進めているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これはもう12月ですのでね、これ、もう急がんと。ちょっと田植とかもあるだろうし、自分たちで復旧しよらすとこもあつですね。実際もう重機借りながらやって、それは30万ぐらいかかってもうやってしもうたところは、それで終わりなんですか。もう終わったところはもう終わり。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 要綱上、それをどういうふうにするかというの、それこそ県のほうの要綱が決まっていなくてわかりませんので、そこは内部のほうでまた検討も進めたいというふうには思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） そういうこともあろうかと思いましたが、ちょっと聞いたんですけど、豪雨で災害あったら、写真判定するなら写真は撮っとけとか、何らかの形ですね。

この復興基金の活用あたりも後でちょっと聞きますけれども、まずもって復旧してもいいけど、写真ばかり撮ってとってくれという話があったわけですね。うちの神社も出した経緯があるんですけども、やっぱり、もう終わったけん、しょうがねえたいと言われれば、30万ぐらいかかったばってんが、そりゃ、後からしたもんがよかったばってんがということもあるかもしれませんが、そこ辺のところは内部で十分検討して、さかのぼってやるのか、したとこはしょうがにゃあけん、今からばいってということをするのかというようなことは、内部としても、そういうことがわかっているのであれば、それも十分検討していくし、農家が大事ということであれば、それでも負担がどんどんかさんでいくことじゃ困りますので、そこ辺のところは十分検討しながら周知徹底を。この40万以下に対しては本当に周知徹底してもらわんといかんわけですよ。

例えば、この復興基金ですとかいう話もありましたけれども、そりゃもう自分たちでわからっさんわけじゃないですか。どしこ補助するとか。で、ほかの秋田やら調べてみると8割から9割補助ですね、これ。それはやっぱ、町村が5割なら3割、かさ上げしてするのか、その方向性ばかりはもう内部で十分検討していただきたいと思いますし、その町民の人たちにも、これはもう。今、もうしょうがないという話じゃないわけでしょう。するちゅう話でしょう。するという話であれば、そのことを、実施しますということをちゃんと打ち出して、こういうことで実施しますということ打ち出して、方向性は出すべきだと思いますけどいかがでしょう。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御意見のとおりでございます、この基金の取り崩しを利用しながら、小規模、特に補助事業にかからなかったものについての対応は進めていくということで、十分検討を進め、即時できるように準備してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） よろしくお願ひします。

それから、話がありましたけれど、最近、ここ一、二カ月、3カ月ぐらいですか。査定で職員の皆さんが、私も夜中に1時、2時にこう通ったことがありますけれども、電気がこうこうと照って仕事をしていらっやいます。私は非常に職員の健康がどうなんだろうかと思いますし、そもそも本人とは話しませんが、本人の近い人、奥さんとか、そういう人に話を聞きましたら、朝は早よから、顔を見るとは朝ちょこっと見るばかりで、晩方は夜中のいつ帰ったかわからんような状態で仕事されていると思います。本当に皆さん頑張っているし、頭が下がる思いでございます。

その中で、そういう職員全体の連携、ケアとか、災害に伴って雇うというような話がありましたけれども、そこ辺、この職員に対してのケアとか、その辺について、やっぱりしょうがないけん、頑張れ、頑張れ、頑張れと言っても、こらもうストレスもたまりましようし、そこ辺についてのケアについても十分考えないかんというふうに考えておりますけど、課長のほう、建設課長

もいませんけど、建設課長のところが非常にそういうところが多いし、早う帰るとこはさっと帰れよごたるし、そこ辺のところの連携というのは、各課の中で、あるいは町全体の中でどのように考えていらっしゃるのか。今後、あと何カ月続くのか、今後その処遇をどのように考えていくのか、今の状況をそれでもそのまま続けていかんやいけないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 農林振興課に限ってということで申し上げますが、実際、補助金の申請手続きしますいろんなテクニック、それから、制度的なものを知ってるような専門性、こういうのがどうしても必要になりますし、これを査定官とのやりとりの中でおさめていくということで、専門的に職員が張りついてやっけるのは事実でございます。また、国、県、それから民間のほうからおいでいただいてある方々もそういう方々を御派遣いただけてるということで進めております。ほぼ、今、毎日しておりますが、きょうが第19次の2日目でございますけれども、1日30から40件の査定をきのうから2班ですつとやっております。

これと同時に、国の制度上、2週間前に査定官、それから財務官を派遣するというので、計画を出さなければいけないという、どうしても先の見通しをしながら事業を進めていくということで進めておるところであります。その事業が大体ピークを過ぎまして、今落ちついてきたということで、できるだけ早目に帰れるときは帰りなさいということと、土日については、翌週の準備もあつたりして出てくる職員もおりますが、1日は必ず休むようにという指示をしております。

また、補助率を增高していく手続の中で、職員誰でもできるような作業もございますので、今後、12月か1月にかけては、各課横断的に職員のほうの応援をお願いしながら、担当課の負担を少しでも減らせるように努力してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 仕事も非常に大切ですけども、職員の健康管理も課長が十分見ていながら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、災害復旧の見通しについてということで建設課長ということでございましたけども、建設課長、先ほどのような事情で退席いたしましたので、介護予防事業の高齢者住宅の活用についてということでお尋ねしたいと思いますけれども、今、蘇陽地域において、菅尾の高齢者共同住宅というのがございます。これは65歳以上の人のひとり暮らし及び夫婦世帯のみであつて生活が非常に厳しいというところの皆さんが入っておられます。これ、ずっと満所ですね。この負担区分というのは、120万以下はゼロ円とか、120万から130万が4,300円。非常に安い金額で入所されておられます。その中で、今度は二瀬本の老人福祉センターの柏老人福祉センター、これは菅尾にもありますけれども、この今の利用状況について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 現在、蘇陽地区にあります柏老人福祉センターに併設しております高齢者共同住宅につきましては、平成26年8月から入居者がいない状態になっております。ただ、本年度、今回の熊本地震によりまして、一時避難所として4世帯の方が入居されておるま

したけれども、今現在、空室となっておる状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 私が役場におるときでしたか、つくった経緯がございます。これにつきまして、今、私もあそこ、何遍も行って見たわけですね。そういう中で、高齢者共同住宅にするということであれば、風呂場と炊事場の整備は必要です。これを新たにつくるということになってくれば何億円もかかりますので、できましたら、これを、ニーズを調査いたしましたところ、共同住宅であればぜひ入りたいというような話はいっぱいあるわけですね。ここら辺でひとり暮らしの人、二人暮らしの人、ひとりで生活するのは非常に厳しい。また、施設に入りたくても負担金が月8万もかかるとなかなか行けないということであれば、この高齢者共同住宅に変更して、これは60歳以上ってなっておりますからね、老人福祉センターの場合は、これ、65歳以上に変更して、共同住宅のように変更して、風呂場と炊事場をつくって、その中で社協と連携とりながらですね。今、4部屋ですよ。あと2部屋ぐらいつくれますので、そこ辺のところで地域のニーズに応える。私もニーズ調査、ちょっと聞いてみましたところ、そやんとがあるならぜひ入りたいというようなこともありますし、それは町民の希望なんですよ。施設になかなか入れない人は、そこら辺に行って、家賃が4,500円と。300万も400万も取る人はおらっさん、200万以上なら3万2,000円も払わにやばってん、そういう人たちは120万か130万ですので、150万以下は1万円で入られますからですね。ですから、そういうところを十分検討してやってもらいたいと思いますが、そこら辺の検討はされていますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 同じ蘇陽地区にあります大久保高齢者住宅、この住宅につきましては食事つきということで、介護保険制度が始まりました平成12年度の翌年に10の10の補助金をいただきまして、同時期に建てた経緯がございます。なお、大久保高齢者住宅につきましては、建築当初より満室と。現在も続いている状況がございます。

そういうことを踏まえまして、柏老人福祉センターにつきましては、4畳半が2部屋、6畳が4部屋の6部屋ありますけれども、食事は自炊ということで、利用者が希望されない現状を踏まえまして、今後、利用者のニーズあたりを把握した上で、食事の提供をするために、調理場、ランチ室及び入居者の利便性を図るために、風呂場、各部屋の改修あたりも必要になるかなと思っておりますので、そのあたりに係る経費の費用や今後の管理運営あたりにつきましても、十分健康福祉課のほうで協議しまして、本年度中に柏の高齢者共同住宅のあり方については決定したいと考えております。

議員の御指摘のとおり、高齢者の支援につきましては、さまざまなニーズがありまして、遊休公共施設の有効利用の観点からも、今後、具体的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長のほうから話がありました。私もこれは、そのまま放つとけばただの小屋ですので、できたらきちんとそういうことを皆さんと協議されて、地域の高齢者の

ニーズに応えるように、また社協さんとも十分協議しながら、蘇陽支所の担当者もいますし、私も話ししてみましたところば、そういうニーズが多分にあるということでございますので、情報を的確に収集しながら、適切な対応をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 今言われたとおり、十分、蘇陽支所の健康福祉係とともに協議を進めて今後いきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 中心市街地拠点施設について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

もう工事のほうも着々と進んで、まちなかでいろいろな話があつて、ここにこやんできるとですねって話があります。これ、誰が管理しなつとですかとかいう話もありますし、横に八朔の造り物なんかも置いてありますし、なかなかどのようにされるんだろうかということ聞かれますけど、私は何と答えていいのか迷っておりますし、きちんと答えられるためにも、課長に質問しなくちゃいけないなというふうに思っております。これらの運営につきましては、今後どのような形で運営をされるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 拠点施設につきましては、これまでも再三にわたりまして協議がなされております。当然、商工会、観光協会、中心市街地活性化協議会、この3団体が中心となってしていくということで、これまでも2年3年にわたって運営についても協議しております。最終的に誰が管理するのか。私から言わせれば町民の皆さん、活用する皆さんが活用するんだという思いでおります。実施主体につきましては、当然、観光協会、商工会、中心市街地活性化協議会の集合団体ですということ、将来的には、あそこでいろんな営利を目的とした活動もするという事になれば、指定管理制度の導入といったことも考えていきたいというふうに思っております。現時点では、3月に完成いたしますので、それまでに運営母体を、当然初年度ですから町が委託して、その母体に委託料を払って管理していただく。将来的には指定管理制度の導入を考えていきたいというふうに思っております。

今現在、観光案内機能につきましては、観光案内所ルポんでやっておりますけれども、ルポンにつきましては、3月31日をもって観光案内機能が終了しますので、拠点施設のほうに移しますので、そういった形で運営していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） あんまりよくわからなかったのですがね。委託するわけですか。幾つか言われましたよね。観光協会とか出ましたけれども。やっぱりこれ、管理する場合、幾らぐらい予算があるのか、どんな業務、業務内容、観光案内ですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 名前のとおり、中心市街地の拠点施設ですので、商店街の活性化、それから今、仮称で文化交流施設となっておりますが、これは補助金の関係で文化交流関係の補助金ももらえますので、そういったことで仮称としてしておりますけれども、当然山都

町の文化の拠点、それから観光案内、それから阿蘇家の歴史、それから八朔の造り物、展示小屋も横につくりますので、そういった総合的な交流施設になります。観光客を当然誘致するのもそうなんですけれども、地域の皆さん、それから町民の皆さんに利用してもらってこそその拠点施設だと思っておりますので、誰が管理するだろうかということが商店街の皆さんから聞こえてくるということであれば、非常に残念かと思えます。ですから、当然町民の皆さんが活用する。それで運営母体は観光協会なり、最終的には商工会なり観光協会が共同体となった母体に対して、私は委託するということになるというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） そのようなことであれば、そのような趣旨のことを観光協会なり商工会なり、なんちゃらいろいろ三つ、四つ言われましたけど、そこら辺にそういうふうなことでやるんですよということを説明して、金額の提示もして、でき上がってから考えたっちゃ間に合わんと思うわけですね。ですから、今議会が終わったころには、そういう考え方を持ってますよとみんな集めて会議して、皆さんの意見を聞いて、構造的なこと、中身のこと、展示のこと、いろんなことを聞いて。課長は頭の中では整理できとっと思うばってん、ほかの者、多分整理できとらんと思うですよ。ですから、そこ辺のところ、きちんと整理して、その中でまた意見を聞いて、中身ば見て、皆さんに説明してどうだろうかということは計画されてますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 周知不足につきましては、これはどれだけ周知するかということになりますけれども、いろんなメディア、あるいは広報あたりを使って、周知を今しているところでございます。今、愛称募集ということでやっておりますけれども、その中には文化交流施設、それから観光案内機能を持っておりますというようなことでやっております。1月31日まで、愛称募集をしておりますけれども、そういった形で愛称を募集することによって、拠点施設がこうしてできるんだよというようなことで、そういったこともやっていきたいと思っております。

また、観光協会とか商工会と協議してるのかということですが、これは再三にわたって協議をしております。やはり、町の予算が潤沢にあれば、ぼんと委託料幾らということやってすればいいわけでございますけれども、最終的に、やはりそこで完結するような施設にしたいということですので、将来的にはそういう収益事業もやったりとかいうことで、そういったことを考えると、やっぱり観光協会は一般社団法人でありますので、一番その母体となれるかと思えます。

ただ、今、今回の震災を受けて観光協会も非常に苦しい状況になっております。指定管理施設として、今、道の駅通潤橋を管理しておりますけれども、今赤字のような状態でございますけれども、やっぱりその中で一生懸命やっておりますので、それはそれとして、道の駅通潤橋の観光案内と拠点施設での観光案内、これを一体的につなげることもやっていきたいと思っておりますので、そういうことはやっております。

また、積算につきましては、今、観光案内事業で年間に288万円要しておりますけれども、そ

のルポンの機能は当然拠点施設のほうに移ってまいりますので、その経費とあとは維持管理費、そういったものであわせて、トータル、今試算したところ、維持管理に400万かかります。あと人件費をどうするかということでございますけども、これにつきましては、やはり中心市街地のまちづくり支援事業といったところもございますので、今、まちづくりやべの企画事業部のほうに、まちづくり支援事業という団体で今やっておりますので、そういったことをあわせてやったほうがいいのか、人件費をそこであわせてやったほうがいいのかということで最終的に詰めておりますので、それができますと来年の運営はできますので、3月のオープンまでには、そのことを結論づけていきたいと思っておりますし、将来的にはもう一度、観光協会のほうに再建していただき、主体的になっていただきたいというふうに今思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 3月まで、かなりハードにやっていかにやんとかなと今の話、聞いてると思いますし、なかなか町の方向性ばきちんと出さんと、なかなか、そげん言いよらしたげなちゅう話になってくると困りますしですね。私は単刀直入に言いまして、これ、物産販売はしないわけでしょ。これ、できないわけですよ、物産の販売は。今のところ、この施設では。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 利用規程とか、そういったものを今後やっていきますけど、直営の場合はいろいろ使用料条例とか、そういったもののもろもろの規程とかをつくらなきゃなりませんので、できれば公設民営が一番いいわけですね。自由裁量でいけますので。当然、そこで物販を試みたり、あるいは駐車場スペースでフリーマーケットを試みたりとか、そういったことができる自由裁量で、町のいろんな細かな制約ができない、そういう制約に縛られない施設に私はしていきたいと思っておりますので、3月までにはそれをきちっとクリアした上でオープンしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） あのですね、それ、物すごく大事なことなんです。今のところ、この施設をつくって、初めからここで物販できないという条件でずっと話してきたわけですね。ですから、やっぱり必要であれば、ここで物販の施設も町単独でも、起債借りてでもいいけん、それなりにつくって、やっぱりそこで物産販売ができる体制をやりますと言う。言うと言わんとじゃ、受け方も全然違うわけです。ですから、私は本当だったら、ふるさと納税があるじゃないですか。そういうのの発送とか、受付とか、そういうのを全てここでやって、ここで商品開発も考えていながら、そしてここを拠点として連携するような町の方向性、そういうのをやっぱりここできちんと整理する必要があるんじゃないかなと思いますし、できるなら、せっかくだからなのであれば、そこ辺のところの方向性ですよ。つくってから考えとじゃなくて、オープンする前に考えなきゃだめなんだ。そこ辺まで総合的にどのように経営するのかというのは、方向性は考えていращやるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 私は物販ができないと一言も言っておりません。その中で、

観光協会あたりからふるさと納税の事務をやりたいというようなこともあっております。当然私は、今外注しておりますので、それは観光協会なり、しかるべき町内の団体にしていただきたいというふうに思っております。

今現在で1億2,700万円のふるさと納税がことし11月までに上がっておりますけれども、町長がどうしても2億円は稼げというふうに命令が下っておりますので、しっかりこれから最後の追い込みをしたいところなんですけれども、そういったときに、やはりふるさと納税の商品の開発、それから物販、そういったものが魅力あるものでないといけないということで、やはりそのことがわかっている観光協会にやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、まだまだそのノウハウをまだ蓄積しておりませんので、ことしの段階では、そういう、今外注しとる団体との交流、それから町のシステムを勉強していただいて、将来的にはその事務を担っていただいて、その手数料あたりを活用して、また次の事業展開をしていただくということでやっていければということで、会長とはそこらあたりまで詰めておりますので、3月までには今の拠点施設の運営についてはきちっと明示できると思っておりますし、この会議については、商工会、観光協会それから中心市街地と何度も何度も会議を重ねておりますので、議員の御指摘の心配については必ずクリアできるというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 課長においても、町の職員の皆様においてもいろんなところからおいでになって勉強も一生懸命されてます。私も何遍か参加したことはありますけれども、本当に交流事業とかいろんなことされておりますし、情報もたくさん持っておられると思うわけですね。ぜひそういうのを生かしながら、せっかく拠点としてつくるのであれば、今言ったようなことを、早急に皆さんの意見を聞きながら、ぜひ進めていってもらえればというふうに思います。

それと同じく、これはちょっと書いておくように、八朔造り物小屋の件ば言うと、負け惜しみで言うごたあって、何か言いたくなかったんですけれど、八朔の造り物、今、展示してありますよね、まちなかに。写真を撮る方とよう話すわけですよ。きょうはどこからですかとか言うたら、市内からとか、山鹿からとか言わすわけですね。箱の中にこう入れちゃつとると、なんか写真が撮れんって言わすわけですね。正面からしか撮れんもんだけ、やっぱ右下斜め35度からが一番いいという話もあったわけです。この辺からが一番よかですもんねって言うと、この造り物な後ろからがええとか、真横からがよかとかいう話があるわけですね。そうすると、箱の中に入れてしまふとなかなか正面ばかりで立体観がないと。ですから、この前、別に、この前、修正動議ば出したけんて、それば言うとじゃないとばってんが、要するに、見る人たちがどのような感覚で来られているのかっていうことはもう十分考えた方がいいと思います。

それと、あそこに何基もあるとも醍醐味もあるわけですね。それと今度は造り物する人も、一遍箱つくってしまうと、そん次、あの箱に合わせた物つくらにやいかんわけです。あれよか1メートルでん余分な物入れられんわけですので、この今後の取り組みにつきましては、同じ1,000万なら1,000万、その地域にあるとすれば、造り物小屋にこだわらず、八朔の造り物ばする作業場がいいとか、あるいは別に販売するところがほしいとか、いろんな意見があると思っておりますし、

地域力を生かした話を聞きながらするということができないのかなと思いますし、あそこにいっぱい並んどったほうが迫力もあるし、写真撮る人もなかなかいいなと思えるし。役場がつくったといえば通潤山荘前、もう3年か4年前つくったのが飾ってありますし、あんまり傷むものじゃにゃあと思っておりますし、そこの辺のところいかなもんかなって。箱の中に入れてしまうと、ちょっとねって話もありますし、そこ辺の検討されてますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 造り物小屋につきましては、第一に、作業2カ月間する作業の安全性と小屋を組み立てる、その経費を軽減してほしいということがまずありました。と、あわせて展示もできればということで、八朔造り物展示兼作業小屋としてつくったわけです。ですから、当然見ていただくとも重要ですから、三方をあけた形にして見れるようにという形では工夫しております。大きさにつきましては、そもそも新町、下市を通る引き回しは道路の幅が決まっておりますので、そもそもの造り物の規定が決まっております。幅2.5、長さ7メートル、それから高さ3.5メートルという規定がありますので、その規定の中で造り物を皆さんつくっていらっしゃるわけですので、その小屋の大きさはそれ以上にはできないわけです。そもそもがですね。

今おっしゃられました写真撮るときにアングルが悪いという話がございますけど、確かにそうであります。ことしは、幸か不幸か、八朔の引き回しが中止になりまして、その後、八朔造り物大集合ということでやりましたけれども、そもそも造り物を一堂に会するという事は八朔の歴史の中でもなかったわけで、ほかの連合組の方は自分たちのつくるの以外が見れなかったというような部分がありますけれども、今回、台風の影響で、見て、皆さんが一堂に会して、そこであだこうだという議論をされましたけれども、そういったこともできます。今回、この拠点施設の中では、既存の造り物をまた持ってきて展示したりとか、いろんなそういったことは各連合組で工夫していただいて、1年に1回は造り物大集合をやろうよとか、下馬尾の造り物は、拠点施設に1年間置きたいとか、そういったような要望が出てきますので、そういったことは柔軟にやっていきたいというふうに思っています。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ぜひそこ辺については柔軟に対応していただきたいと思います。

あと1点、ことし当初予算で通りました八朔の造り物小屋につきましては、当初予算に通りましたが、なかなかまだできてないということで、あんたが反対したっだろとかいう話がありましたが、いえ、当初予算で通つとりますと私は言っておきました。何でできんとだろかって言わすけ、いや、当初予算には通ったばってんがですねという話しましたが、これ、私に質問した人に対しても答えなきゃいけませんので、私、わかりませんって言いましたので。なぜ今までできてないのか、いつごろできるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 3月に予算が通りまして、4月にはすぐに設計協議ということで、仲町上組の皆さんと協議をいたしました。その中で4月11日の御承知の震災が起こった

わけです。

で、この事業の補助金の中にまちなかづくり補助金という県の補助金がございます、設計の段階で補助金申請をいたしまして、その補助金の決定を見てやっていこうということでございました。御承知のように、県のほうもこの震災対応ということで、なかなか補助金の決定の事務がおくれまして、その決定の期間を町としては待ったわけでございます。やっと11月の10日に補助金の決定がおりましたので、その前に設計の準備は終わっておりましたので、それと同時に今入札にかけておりますので、今年中には発注し、3月31日までには事業完了ということで、上組の皆さんには1年間待った形になりましたけれども、そういった事情は御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 30分で終わるつもりでしたけれども、最後になりますけれども、山都塾の現状と取り組みについてというふうに書いておりますけれども、これは矢部高校応援プロジェクトですか、そちらのほうでの山都塾の開催で、私も2回ほど参加いたしました。その中でつい先日、東竹原のほうでもありました。栗屋克範君が講演する山の、50年、100年の山という。その前は矢部高校の中でありました。

この山都塾の現状というのを私、いろんな人と話していく中で、矢部高校応援隊というのも十分理解できます。が、しかしながら、うちの町に住む人たち、子供さんを持つ親たち、当然山都塾に参加された小学校の子供、中学校の子供、たくさんいらっしゃいます。この子たちが、しゃがむってん矢部じゃなくて山都町というのは、選択肢として高森高校もあれば高千穂高校もある。市内の高校も非常に近いところにある。私は、この町に住んで子供を育てる親御さんの気持ちになっていくと、矢部高校だけの応援プロジェクトというのも大切かもしれませんが、話聞きますと、うちの息子は市内に行ったばってん、今度帰ってくつとたいって。百姓するって言いよるけって言う人もおります。高森高校に行った人も、竹原のほうに帰って百姓するという人もいます。私は、むしろ矢部高校応援プロジェクトというのがあって、山都塾というのがあるのであれば、この町に住んで、子供が市内に行くけ、市内に行かにゃんという人もいらっしゃいます。そういう総合的なものを考えた場合に、果たしてこの町に住む人が本当にこの町を愛して住むならば、高森高校に行くならバスの便宜も図ってやるのも必要だろう。高千穂高校に行くとの下宿料の補助もちょっと何らかの形でこの町から出て、この町に住んで、この町の子供が、この町の山都塾を学んで、この町から巣立っていく、将来帰ってくるのであれば、そういうところは一つのものにこだわらず、この町に住んで、熊本の高校に行こうが、高千穂高校に行こうが、高森高校に行こうが、その行く学校のサポート支援、何らかの形で、若干やっていくと、この町はいい町だと、やっぱり山都町はすごいというようなことになるんじゃないかなというふうに感じるわけですね。

きのうも食事に行きましたところ、そぎゃん話ばしよったところ、後藤さん、うちの息子もなって、今度、市内行ったばってんが、来年の春は帰ってくつとたいって。百姓するって言うもんなって。ばってん、そぎゃんことしてもらおうと、ほんなこの町おってよかつたって思うばってん、

私が知ってる人は市内の高校に行き、親子連れで出て行かしたっていう話も聞くわけですね。

まちづくりというのは果たしてそれが本当なのか。私は、自分のまちのいいところをちゃんと見直して、この町に住んで本当によかった、この町に住んでこそ、いろんな高校が選択できる。いろんなエリア、例えば高千穂高校に行くなら剣道で優待されていたとか、高森でテニスで行ったとか、熊農にテニスで行ったとか、そういう将来帰ってくるのであれば、この町が、巣立っていく子供たちのために、矢部高校のみならず、いろんなところで頑張っていく子供たちにサポートを何らかの形で少しでもいいですから、そういうことが考えられないのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治。

○教育長（藤吉勇治君） 御質問は山都塾の現状と取り組みということでしたので、まず、そのことでお答えしまして、先ほどありましたことに関しては、その後でまたお答えしていきたいと思えます。

まず、この山都塾ですけども、まず趣旨から説明していったほうがよからうと思えます。この山都塾は、将来を担う子供たちに、郷土の歴史、文化、それから自然、産業、そういったことについての認識をまずしっかりと深めてもらう。そして、この郷土への誇り、そしてふるさとを愛する心、それを育てていきたい。そして、そのことをもって将来の担い手として成長してほしい。そして、未来を開く人づくり。このことを目的としております。もちろん先ほどおっしゃったように矢部高校応援、その取り組みであることも確かです。ですから、今の趣旨を含めるなら、議員さんが先ほど言われました、将来に向かってのいろんな可能性を持つてる、そのことにもつながりますし、この塾を通して子供たちが地域のことを知り、そして未来を開いていく力っていうことでつけた力は、必ずやいろんな形でこの町にもつながっていくだろうし、たとえ外に出ても、そしていろんな形でまたこの町への支援ってことにもつながるだろうというふうに思ってます。

具体的には、ふるさと学ということでは先ほど言いましたけども、本当に貴重な歴史、文化、産業、自然がありますし、もう一つ、未来学、これは生き方であるとか、夢の実現であるとか、町の未来創造であるとか、そういう中身を含んでます。ですから、狭いところの考えではないです。もっともっと子供たちが未来に向かって活躍していく、そういった中身を含んでますし、そういった子供たちに育ててほしいということで願っています。今、時間がちょっとありませんけども、小学生、中学生、高校生全てを対象にしています。そうしまして、希望すれば、保護者、町民の方も参加できるようになってますけども、現在、子供たちの参加が第6回までで約200名ありました。町民の方も150名ほどありました。ということで、今進めてるわけですけども、一つ、時間がありますのに、子供たちの言葉を紹介したいと思えますけども。自分たちが町を担うときが来るといながら生活していきたいという、そういった子供たちの言葉も出てます。ですから、進路については、それぞれの子供たちがそれは決めていくことであるわけですね。それをいろんな形で町が支援をしていく。その支援の中身につきましては、いろんな形がありますので、そこにつきましては、今後また時間がありますときに答えたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 私が言いたいのは、その趣旨は十分理解できます。山都塾で学んだ子供たちが出ていく中で、やっぱりいずれ帰ってくる。外にいても、山都町のことをきちんと考えていける環境がその子供たちにあるわけですね。ですから、そういう子供たちのためにも、その子を持つ親のためにも、やっぱり何らかの支援が必要で、この町に住んでよかったというような町にさせていただきたいというふうに言ってるわけでございます。

○議長（中村一喜男君） これをもって、4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） こんにちは。6番議員の赤星でございます。

ことは1月の大雪、4月の地震、そして6月の集中豪雨と災害の多い年となりました。この災害に対し、町長を初め、職員が一丸となって昼夜兼行で対応され、安全と安心の確保に務められたことは町民の皆様が知り得るところであります。しかし、被害の爪跡は至るところに残っており、この期においては、町、議会、町民が一体となって、オール山都で復旧復興や生活再建、地方創生に取り組む必要があります。町長陣頭指揮のもと、町民の安全と安心のために、さらに頑張ってもらいたいと願うものであります。

今回、四つの質問を用意しました。平成29年度予算編成方針、子育て支援、観光施設整備と商店街の活性化、上水道の災害復旧、この4件であります。質問に当たっては発言台より行います。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 最初に、平成29年度の予算編成方針について質問してまいります。

例年、町長より次年度の予算編成の基本方針について、各課に説明があり、12月には予算要求書が提出されますが、平成29年度予算編成の基本方針について、町長に伺います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 細かい話は総務課長がいたしますが、私は災害の復旧復興、これを最大限に進めるということでもあります。そしてまた、財源の問題、いろんな問題ありますけども、総合計画、これはまちづくりの一番上位でありまして、これはやっぱりぶれることなく、おくれることなく、これを進めていくということを指示をいたしましたところでもあります。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 熊本地震、集中豪雨による災害の復旧と復興を第一としながらも、通常の業務も執行していかなければなりません。29年度当初予算は首長の改選期となるため、骨

格予算となりますが、予算要求は総合計画実施計画に基づくものであり、予算の全体的な大枠は把握されていると思っております。これらを含め、トータル的な財源の確保が課題となりますが、災害復旧費を含めた財源対策についてどうであるかお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えをいたします。新年度予算につきましては、ただいま議員おっしゃいましたように、町長選を控えているために骨格予算を編成をいたします。この骨格予算と申しますのは、行政運営に必要な不可欠な義務的経費ですとか、継続的に行う必要がある経費を中心に計上するものでございまして、公共事業等の政策的経費につきましては、選挙後の補正予算において肉づけ予算を編成することとしております。

よって、基本的な方針は、先ほど町長から述べられたとおりでございますので、肉づけ予算の全容が判明した時点で、そして今要求の基準の最中でございますので、そうした中身が判明した時点で確実な見通しを立てていきたいというふうに思っております。

また、財政調整基金について、これあたりを、非常に心配しております。先ほどからありますように、今年度復旧・復興予算編成のために、大きく財政調整基金を取り崩しているところでございます。現在の残高が5億2,000万円ということでございますし、さらには、昨年度から始まりました普通交付税の合併特例措置の縮減によりまして、今年度は昨年度の交付額から3億1,000万円程度の減額となり、来年度もこれからさらに1億1,000万程度の減少が見込まれるということでございます。これらによりまして、これからの本町の財政運営と申しますのは非常に逼迫をしまして、極めて厳しい状況になることは免れません。必要な事業を実施していくためには、あらゆる業務の見直しによる財源確保と歳出全般にわたる徹底した見直しを行う必要に迫られているということがございます。

熊本地震と集中豪雨への対応は何よりも優先すべき課題であるということは改めて申すまでもございせんが、将来の財政の健全化とそれから災害からの復旧・復興の推進、これを両立させる、この財政運営を果たしていかなければならないというふうに考えております。

こうした状況から、国、県の補助制度及び民間資金の活用、町有財産の有効活用等々、あらゆる歳入確保策を講じることとし、さらには次年度の一般行政経費は前年度当初予算額から20%減額した額を基本として編成するなど、経費圧縮により財源不足を補い、収支のバランスを図っていくこととしてるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） ただいまの答弁によりまして、やはり一般的な経費の削減20%削減。また、交付税の縮減というところで、それらを統合しますと、大体めどはついていくというふうには感じますが、それにしても先ほど言われました本町の災害の一般財源であります普通交付税が今年度と比較しまして1億1,000万円ほどの減少となるということでございます。それに対する方策としまして、行政改革の推進がクローズアップされてくると思いますが、この行政改革の推進について、どう考えられておるのか質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど、本町の財政は非常に逼迫をしてる、極めて厳しい状況であるということを申し上げました。こうした厳しい財政状況にありましては、ただいま申し上げましたような経費削減策のみならず、議員おっしゃいましたような行政改革の推進、こういった抜本的な改革を施すことが重要であるというふうに考えております。

そのためにも行政改革の意識、これ職員一人一人がしっかりと認識をして、そして職員全員で共有していく、取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。こういったことを踏まえつつ、今回の予算編成の基本方針では、四つの方針に沿って行政改革を進めるというふうにしております。

まず一つ目としまして、事務事業の必要性や行政の守備範囲及び町の役割の精査と見直しをすること。二つ目に、事務事業の優先順位の峻別を行う。三つ目としまして、事務事業の簡素化や整理・合理化及び施策水準の見直し。最後4番目として、事務事業の廃止、休止、縮小、終期設定の徹底を行うということでございます。

今後、こうしたことを念頭に置きながら、効率的で持続可能な財政運営のために、ただいま述べました見直し策を着実に推進していきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 事務事業につきましてお話がっておりますが、地方自治法は最小の経費で最大の効果を上げるというふうなうたっております。本町においても、今言われましたとおり、事業の見直しを徹底するとともに、必要な事業は推進するというを目的に、事業の仕分けが必要であると思っております。今後ますます厳しくなっていきます財政運営でございますが、そういった意味で積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、子育て支援につきまして質問をいたします。旧矢部町時代、昭和40年代の前半でございます。当時の高村町長は全国に先駆けましてゼロ歳児の医療費の無料化を実施しております。このことは熊日新聞の新生面に掲載され、地方の小さな町の画期的な取り組みと評価されたことを覚えております。このときから今日まで、本町の福祉政策につきましては、常に前を向いており、本町の子育て支援対策はほかの町村に勝るものであると私は思っております。

そこで、妊婦健診から高校生への支援を含め、本町の支援策を関係課長にお聞きします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 子育て支援策といたしまして、平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画を策定いたしまして、子ども・子育て支援施策を充実させ、少子化や人口減少の進行を抑制し、町の将来を担う子供たちや子育て中の親たちが安心して生活できるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

子育て世代の経済負担の軽減を図るために、子育て支援の拡充を27年度より3事業について実施しております。

まず、出産祝い金制度でございます。本町に1年以上住所がある方が出産された場合に、第1子に3万円、第2子に5万円、第3子に10万円、第4子以降に20万円を支給しております。また、転入され、出産の日以後引き続き本町に1年以上お住まいの方に誕生祝い金として一律3万円を

支給しております。

次に、子ども医療費助成でございます。生まれてから18歳の年度末まで一部負担金なしで医療費助成を実施しております。県内でもいち早く実施したところでございます。

最後に、保育料の軽減でございます。保育料は市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯の課税ごとに6階層の保育単価で算定されております。国の基準保育より、各階層約6割程度低額な基準額としております。県内でも2階層で高いところがあるものの、4階層におきましては県内一低額な保育料でございます。

さらに、本年度より多子世帯、ひとり親世帯等への保育料軽減の強化も行っております。年収360万未満の世帯につきまして、多子計算に係る年齢制限を撤廃いたしまして、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料としております。また、ひとり親世帯につきましては、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無料としております。

そのほか、従来より取り組んでおります町内七つの小学校区で実施しております放課後児童クラブ、私立保育園の運営補助を町独自で助成もしております。また、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を図るため、4カ月、1歳6カ月、3歳児の乳幼児健診に加え、町独自に7カ月、1歳、2歳、4歳児健診も実施しております。妊婦健康診査も無料で受診できるよう熊本県医師会に委託しており、里帰り出産等で県外で受診される方にも町で助成を行っております。本年度より、不妊治療をしている夫婦は6組に1組と言われている現状を踏まえまして、新たに特定不妊治療費助成も実施しておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 生涯学習課からは、矢部高校への進学支援の件について御説明をいたします。

まず、矢部高校の教育振興会というものがございしますが、これは高校への就学促進や地域との連携を推進する組織でございますが、この振興会への助成金として50万円。高校内において校内活性化につなげていくための助成金といたしまして30万円。それから矢部高校への進学者につきましては、新1年生においては入学支度金として1人2万円。それから2年生、3年生への進級者に対しましては、それぞれ年度当初に購入いたします教科書代相当額を助成しております。

また、居住地が町外など遠距離のために、下宿通学をしている生徒の保護者に対しましては、月額1万円を助成しておりますし、また、居住地が県外からのバス通学をする生徒の保護者に対しましては月額1万2,000円の助成金をそれぞれ支給をしているところです。これらの矢部高校への学校や進学者への助成金等につきましては、町のホームページで紹介をしておりますとともに、町内外の各中学校に対して、入学の奨励を行う際にもPRをしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 関係課長より説明がありました。出産祝い金、医療費の無料化、これは高校3年生までお金がかからないと。保育料の軽減、私立保育園への町独自の負担。矢部高校生への支援等々がございまして、この支援策に係る経費を27年度の決算から見ますと、児童福祉事業費10億2,320万円、母子保健対策費740万円、矢部高校支援対策等270万円、合計の10億

3,330万円を事業費として支出しております。これから国県の補助金を引いた一般財源は6,291万円となっております。

しかし、このような子育て支援対策について、町民の方の理解が得られていない部分があると思っております。ホームページやデータポンには掲載されておりますが、それを見ない人、使用しない人には理解されておられません。そこで、紙ベースで全世帯に周知すべきだと提案します。そのことが移住定住対策の一環となると考えておりますがどうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 支援策の周知につきましては、現在、子育てするなら山都町としてホームページで掲載しているところでございます。今後、議員が提案されました紙ベースでの周知の件につきましては、広報紙等の掲載及び子育てガイドブックや情報誌を今後作成していき、周知していきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） ぜひ、そういった対策をしてほしいと思っております。

町外の方から、山都町はどんなことをしてますかという問い合わせに対しまして、町民の方が山都町は子育てにこれだけ応援をしているというふうにPRできるように取り組んでいただきたいと思います。

話は変わりますが、宮崎県の日之影町におきましては、卒業後、町に戻ってきた高校生や大学生に対し、町の奨学金の返済を全額免除する独自の取り組みをスタートすると新聞報道がございました。人口減少が課題となる中、若者の定住促進と進学率のアップを狙うとのことですが、この件につきまして研修されたと聞いております。その研修をされました内容について、質問をいたします。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） 質問にお答えいたします。新聞で報道がありました宮崎県日之影町を調査してまいりました。平成28年4月より制度の改正を行われております。その概要と申しますのが、使いやすく返しやすいということの前提でございました。例を申し上げますと、保証人の人数を2名から1名に減らしたり、あるいは返済期間の延長というのを貸付期間の2倍から3倍。例を用いますと4年制大学に通った場合、返済期間が8年から12年になるというところがございます。それから、返済の開始時期でございますが、卒業後直ちにというところを1年間猶予するという、まずは使いやすいというような制度だというふうに理解しております。

それから、入学一時金の新設ということがございました。高校生ですと、10万円単位で30万円を限度、大学等になりますと、10万単位で60万円を限度で、返済はそれぞれ月5,000円ということになります。入学説明会とか、あるいは入学直後に数万から数十万単位で入学金の一部や教材の一部等を支払う必要がありますので、非常に助かる制度だなというふうに感じております。県内にも五、六町の事例があるようでございます。

それから、定住者返済免除というところがございます。1年間定住をされた方につきましては、居所を確認して、申請があった以降の返済を免除というところがございます。定住されていて途

中で転出された場合には、その転出されるまでの部分は免除ということになっております。新制度と旧制度の不公平感も生じるかなというふうに聞いたところでございますが、旧制度の利用者につきましては、新制度の実質発効します平成29年4月以降、償還金額の2分の1を免除というところで、なるべく公平になるようというところで措置をとられているということでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 奨学金返済の全額免除を含めまして、日之影町の取り組みは画期的なものであると私は思っております。定住対策の一環としまして、本町においても積極的に検討する必要があると思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） 今議員おっしゃいましたように、定住者に対しては奨学金の返済免除ということで、非常にありがたい制度というふうに考えております。実際的には、平成29年4月から実動するかなというふうに思っておりますし、従来の制度の方で定住されている方がいらっしゃれば、2分の1は免除というところで動き出すというふうに考えております。状況を調査しまして検討を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 子育て支援、定住促進の面からも前向きな取り組みをぜひお願いを申し上げます。

次に、観光施設整備と商店街の活性化につきまして質問をさせていただきます。熊本地震により通潤橋及び通潤用水路のヒューム管も被災しております。通潤橋は国の重要文化財であり、世界かんがい遺産でもあります。160年のとうとい歴史の中にあり、布田翁の精神は今も深く生きております。このことを踏まえ、通潤橋の修復工事がどのような形で施工されるのか、その工程と通潤橋修復工事に対する義援金の状況について質問します。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 通潤橋修復工事の工程につきましては、午前中の12番議員の御質問の答弁と少し重複する部分もありますけれども、通潤橋本体とあわせまして通潤用水を構成する上で欠かせない上井手管水路——いわゆるヒューム管、この二つの修復工事の工事請負契約を今議会中に提案することとしております。その承認を受けた後、復旧の順序といたしましては、まずは白糸台地への通水を確保するため、ヒューム管の補修を来年3月までに終わることとしております。

また、通潤橋本体の修復につきましては、これから平成31年3月までの約2年余りにかけて修復を行うこととしております。来年3月には、橋上の被覆土の除去を開始する予定ですが、現在行っておりますレーザーによる測量調査や通水石管の破損状況及び通水試験の結果を踏まえて、修理の範囲、それから方法等について検討を行ってまいります。破損状況の詳細につきましては、現時点では判然がしていないために、工事完了の日程を含めて、少し変動する可能性もあります。

また、修復工事を進めるに当たりましては、国指定重要文化財通潤橋の本質的価値を損なわないために、文化庁及び通潤橋保存活用検討委員会の指導を仰ぎながら工事を今後進めてまいります。なお、長期間にわたる通潤橋の修復工事となりますので、通潤橋の見学者に対しましても、修復作業を行っている生の現場を見てもらうための仮設見学所を整備することとしております。

次に、布田翁の教えということでございますが、これにつきましては、一言に申し上げますと豊かな心、勤労の喜び、創造の喜び、不屈の意志、そして郷土を愛する心であると考えます。先人の苦痛と思いによって、現在の棚田や水があることを感謝し、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う心が育つことを願っていたであろう布田翁の思いにはせながら、今後は通潤橋の保存に当たってまいります。

また、義援金という御質問に対しましては、通潤橋復興事業支援金ということでお答えをしたいと思います。震災後、本年6月から募った通潤橋復興事業支援金につきましては、現在まで163件、約630万円の支援金がありますが、多くの方から通潤橋の復旧のためにいただいた大切なお金であり、大切にに使わせていただきたいというふうに思っております。

通潤橋の復旧は単に橋上にある通水石管だけでなく、通潤橋を保存するために整備されました五老ヶ滝川を渡る上井手管水路、いわゆるヒューム管の補修もあわせて必要であります。特に、通水石管の継ぎ目として塗る漆喰の管理には重要文化財としての規制などが相当な負担がありますので、これまで地元土地改良区によって維持されておりますものの、組合員数の減少や高齢化などによりまして、その維持管理が大変困難な状況にあります。今後はその手間がかかる漆喰積みかえ作業の漆喰ボランティア等も広く募りながら、農業用施設災害復旧における土地改良区の分担金にも支援金等を充当することで、負担軽減を少しでも図っていききたいというふうに考えます。

なお、通潤橋の修復に伴う経費につきましては、これまで補正予算で計上してきましたとおり、多額の修復費用を要しますので、現在行っております町のホームページによる支援金募集だけではなく、今後は日本全国を視野にチラシを配布するなど、広く募集を行ってまいります。先般つくりましたチラシがこれでございますが、こういうものを、全国を視野に今後募ってまいりたいというふうに思います。広く募集する先、チラシを配布する先につきましては、今のところ、九州管内での市町村の文化財部局ですとか、全国にあります土木学会等を考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の答弁のとおり、布田翁の精神は大変な心があります。それを大切にしながら、国の重要文化財が再び立派な姿でよみがえることに期待をいたしております。さらに支援金につきましては、163件、630万円ということですが、先般、西日本新聞にこの募集について掲載がっております。やはり県内外の団体や個人の方に通潤橋の偉大さに対する理解を求めながら、積極的な支援金の募集活動をお願いするものでございます。

通潤橋の放水ができない状態が続きますと、観光客の足は遠のき、商店街にとっては厳しい状

況となり、ほかの観光関係施設にも影響が出てきます。現在、建設中の文化交流施設はそれをカバーする施設となると期待しておりますが、当該施設の完成後の姿と管理運営につきまして、どう計画されているのか、町長へお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほど文化交流施設については、課長が説明を申し上げました。災害のことも一緒にありましたけども、どちらにしましても、今、査定とかそんなことで手いっぱいできております。

40万以下の災害復旧事業のこととか、今、交流拠点施設について一生懸命取り組んではいまいますが、そこに、まだ、すっきりとした答えが出てないような感じが私もいたしておりますけども、そのことについて明快で簡潔な、その方針を示すことが職員のスムーズな事務にはつながっていくということでもありますので、その辺も指示をしているところでもあります。で、ありますので、この文化交流拠点施設の位置づけですね。これから考えていきますと、やはり造り物小屋展示場というのが、一つはいろいろ話がされて、それを一緒に集めるのかどうなのかとかいうところまで話があったところの文化交流拠点施設であります。

ただ、私が今言ったとおり、明快で簡潔なという考え方をしますと、造り物が何でああいう特異な発展をしたのか、北陸まで造り物文化はあるわけです。これはこの食器だとかそういう店の店主が自慢をするような、そういう造り物であったわけです。それが、特異な発展をしたと。何でかというところをやっぱりしっかり押さえていかなければならない。それはやっぱりこの町が非常に発展をしていった。それは交流の結節点であり、非常に下世話な話ですが、もうかっただいというところに一つはあります。

そして、その商店ができたのは中世の阿蘇家があったからであります。これは町の歴史からいっても明快でありまして、それは中世からの町であります。そういうことを、歴史としてきちっと押さえていく施設でなければならないというふうに思います。そして、何で阿蘇家がここに来たのかというところまで、やっぱりさかのぼって、その要点を示しながら、この八朔の造り物がこれだけ特異な発展をしたと。オンリーワンの造り物になったということを、そこであらわしていく文化交流拠点施設でなければならない。そして、それがいろいろ関連して、それは江戸時代の宿場町としての発展もありますから、それはもう一つの宿場町である馬見原にも連携しますでしょうし、江戸末期の時代に来れば、これは清和の農村文化、清和文楽という発展というか、そういう継承にもつながっているんだと、そういう関連性を持たせる文化交流拠点施設になるんだというすっきりとした説明ができる、その館であるべきであると思います。

ただ、これは資料館ではありませんので、一から十までそろえることはできません。それを明快に示していくということが大事であって、そして、深みを持たせるという意味では、図書館に行けば、これがきちんと、古文書から資料からそろってます。こういう連携も確かに必要であろうと思いますし、そしてそれをきちんと説明する案内人がいないと、どんなにこれを見てくださいと言っても見るものではないと思います。やはり、その説明をきちっとできる人を備えておくということは大事ではないかというふうに思います。そういう指示をしております。

管理については、もちろんそういうことですから、観光協会中心に、これは調整をさせます。そして、委託料については、少なくとも年内には方針を出せるように、それをしっかり決めるということを約束するように、きょう指示をいたしました。一番近い議会の中で、そういう行政報告ができたらいいなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今、町長から貴重な発言があつておりまして、やはり八朔祭と申しますのは、259年の歴史があります。その歴史の中に大造り物小屋を建設したり、また文化交流施設の建設、こういふことをごさいます、やはり商店街の活性化の一翼を担うものであると私は思っております。本町観光の基盤となりますように期待をいたしております。

それから、国道218号から商店街へのアクセス道路としまして、役場本庁舎から新町通り商店街に抜ける道があります。その道は幅員が狭く、商店街を通る車両から本庁舎への入り口がわかりにくいとの声があつております。また、国道からの取りつけ道路の末端にあり、その線形も悪く、事故発生の可能性もあります。

さらに、この道路は子供たちの登下校の道であり、高齢者の方が多く利用される道でもあります。ぜひ、この道路につきまして全面改良ができるならばという声が多数上がつておりますが、この件につきまして、町長のお考えをお聞きします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 取りつけ道路の計画の件でありますけども、やはり経費も相当要するというのは想像していただけるというふうに思いますし、そしてまた、それが町全体で認めていただくような、そのぐらいの規模になるし、そういう計画になるものだというふうに考えます。まちづくりの計画の中で、できるだけ早期にそういう計画ができたほうが私は望ましいと思っております。そういうことの意味を持ちましても、町全体からそんな意見が上がるように、それはやっぱり中心市街地がそれだけの意味を持つように、そしてみんなが盛り上がり観光協会、商工会、そして地域住民の皆さん方が一体となつて、そういうまちづくりの機運が盛り上がるように、そしてそういう意見が多数どこからでも上がるような、そういう環境がやっぱり必要だというふうに考えます。町としまして、そういうお考えのもとに、お考えがあるということは十分認識をしておりますので、しかるべきときに計画をどのようにするのか、そういう検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 安全性の確保の面からも、この道路の改良につきましては、ぜひ検討されますようお願いを申し上げます。

次に、若い人がお店を開きたいとの声を聞きます。若い人の新しい店に人が集まってくる、このことが商店街の活性化につながると確信しますが、それには情報や資金不足がネックとなります。このことに対する対策はどうお考えなのか質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 移住定住を考える場合、若者の起業、そういったものが非

常に大事になってきます。やっと山都町にも光通信が参りました。サテライトオフィス等の誘致も可能になってまいりましたので、そういったことをしっかりと報告しながら、PRしながら、UIJターンの受け入れをしていきたいというふうに思っております。

お尋ねの起業家支援につきましては、例えば、空き店舗を改修して、会社を入れて企業活動すると。そういったときの空き店舗の補助。今、空き店舗の補助はございますけれども、その補助を拡大して受け入れ体制をつくる。あるいは起業化に当たりましては、パソコンの導入とかそういったことが必要になってまいりますので、そういうソフトの導入に対する支援、そういったものを今考えております。

先般の行政報告の中でも、山の都ファンドということでありましたけれども、3月までにはその基金の助成条例あたりも出てまいりますので、来年の4月からはその運用が始まってまいります。そういったことで、若い人たちの起業家支援をしっかりとしていきたいと思っております。

今、山の都創造課で食農観光塾という人材育成塾をやっておりますけれども、その1期生の諸君が僕らの仲間で起業家化をしていきたいんだというような相談もあっております。そういったときに町内の空き店舗を一つ借りて、改修してやっていくというようなところが一つの案としてきると思います。

今、山都町には商工会の会員数、もう400を切りまして、398会員数しかおりません。その中で、浜町の商店街に177の店舗がございますけれども、そのうち15の空き店舗を今把握しております。そういった空き店舗をしっかりとそういった企業誘致、新しい企業、新しく若者がする誘致、それとかレストランをIターンで帰ってきて、それからUターンで帰ってきて、レストランをつくりたいとか、そういったところの支援をしっかりとしていきたいと思っております。このファンドができれば、今している限度額をもう少し引き上げてやっていきたいというふうに思っておりますので、そういったところにつきましては、また議会のほうとも御相談して積極的にやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 新規就農者に対する助成金制度がありますように、若い人の起業に関しても助成金制度があってもよいと思っております。ファンドの話もありましたが、国・県の補助金制度を検索しながら、情報の提供や大幅な財政支援等の投資を検討されますようお願い申し上げます。

4番目です。上水道の災害復旧関連につきまして、質問をしていきます。

さきの熊本地震によりまして、上水道は給水不能となりました。また、山神山の配水池では巨大なタンクの周辺の一部が崩落し、大変危険な状態になっております。今回、補正予算を組まれ、災害復旧工事に着手されるとのことですが、周辺住民の方は不安を感じられております。どのような工法で災害復旧工事を施工されるのか質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。熊本地震により被災しました上水道の重要施設であります山神山の配水池につきましては、6月の定例会の全員協議会のほうで被災状況、そ

れから応急対策、復旧方針について報告をさせていただいたところです。

まず、復旧につきましては、厚生労働省の水道施設災害復旧事業として申請し、11月に災害査定を受け、工法、金額ともに申請どおりの決定を受けたところです。まず、工事の内容ですけれども、山神山配水地の東西北側、3方向ののり面をグラウンドアンカー工と呼ばれるもので補強し、のり面の安定を図る工法でございます。これが主な工事になりますけれども、3面の総延長は約40メートルになります。このほか既設ブロック2カ所にもクラックや沈下が発生しておりますので、これもやりかえることとしております。山神山配水池関係の査定決定額は、総額で9,270万円でした。

今後の工程ですけれども、本議会で関係予算を提案させていただいております。議決後、来年1月に契約着工の予定で進めることとしております。工期は工事規模から適正工期として約8カ月を要することになりますので、竣工は平成29年8月を予定しております。

また、施工に当たり、現地への進入については、特に大型車両であったり、大型の資材の使用は予定しておりませんので、既設の管理用道路で十分使えらる。幅員も2.5メートルありますので、特に道路拡幅であったり、仮設用の工事用道路も必要ないと考えております。

ただ、桜の木が何本かあるんですけども、この何本かについては支障木として伐採することになるかもしれません。できるだけ残したいとは思っております。

それから、工事期間中の施工管理、安全管理、周辺地域への安全、また環境対策については、請負業者と協議の中でしっかりと指導監督をしながら、万全を期したいと考えております。また、周辺にお住まいの皆さんには近日中に説明会を開催して、その中で工事内容、工期等について丁寧に説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の言葉のとおり、周辺住民の方に工事に関する丁寧な説明をお願いするとともに、安全性の確保には十分気をつけられますよう、重ねてお願いを申し上げます。

また、上寺第一水源池上司尾でございますが、におきましては集中豪雨により河川が増水し、水源地の施設に支障を来しております。近年、温暖化の影響もあり、豪雨が多発しておりますが、第一水源池の周辺は洪水が常習化しております。さらに、周辺には民家も数多くあり、床上、床下浸水がたびたび発生することから、河川の改修の必要性を考えますが、この件についてどう対応できるか、町長へお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 豪雨災害によって、千滝川の石積みから超えて宅地に床上浸水というような被害を及ぼしました。それから、同様の被害を五老ヶ滝川でも、桐原集落でも受けております。県に対して河川改修の要望はもちろん要望いたしておりますけれども、その土地自体が低いということで、本当に抜本的な大規模な改修が必要なんではないかということを考えますときに、ただただ要望しているということじゃなくて、地域の皆さん方とどのような改修工法がその浸水された方々、そしてまた実効性のあるものでないといけませんので、その辺まであわせてですね。

町も県管理の河川であるということだけではなくて、地域住民の安全安心のまちづくりに寄与するために、県と一緒に、地元と一緒に話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 熊本県土木との協議も必要かと存じますが、地域の方の意見を聞きながら、河川改修または堤防の構築等ができればと思っております。関係機関とともに検討されまして、早急に対応されますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって6番、赤星喜十郎君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時11分

12月7日（水曜日）

平成28年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年12月1日午前10時0分招集
2. 平成28年12月7日午前10時0分開議
3. 平成28年12月7日午後1時28分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

1番 吉川美加議員

日程第2 議案第71号 専決処分事項（山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

日程第3 議案第72号 平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について

日程第4 議案第73号 平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例の制定について

日程第5 議案第74号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

日程第6 議案第75号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

日程第7 議案第76号 平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二

環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	森田京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） おはようございます。1番、吉川です。最後の質問となりました。しばらくお付き合いください。

さまざまな災害に見舞われた1年でした。復旧復興、ボランティア活動に走り回るうちに、日々は着実に過ぎ、ことしも残すところ1カ月を切ってしまいました。最近、益城や御船、西原のほうに出かけますと、随分と更地が目立ってまいりました。しかし、道路から見通しがよくなった分、多くの家が倒壊している様子が丸見えとなり、かえって、この災害の状況の深刻さが露呈しているという形でしょうか。

ことは雨も多く、稲刈りが進まないという話も聞きました。やっと収穫が終わった棚田にはイノシシがほじくり返した跡が生々しく見えたりしています。この田んぼで来期もまた米を植える農家の人たちの御苦労は、想像にかたくありません。国からの復興プランもあらましが発表されましたが、果たして、中山間地で農業を続けてきた人々を励ますプランであるかどうか。今後注視をしていきたいというふうに思っております。

さて、11月は町内でも文化的な行事がめじろ押しでした。まず12日、清和文楽館では、復興応援公演がなされ、人間国宝の豊竹嶋大夫さんが「雪おんな」を語られました。満場の会場に集まった人たちは大いに喜びを感じたところでした。15日の第5回の山都塾では、島根県隠岐の島より、隠岐国学習センター長の豊田庄吾さんをお迎えし、山都塾が公開されました。矢部高の2年生に対しての公開講座でしたが、子供たちに未来を語る、未来が見える図を見せていただいたような気がしております。

また、翌日には、2期目に入った食農観光塾が開催され、移住定住のトップランナー、徳島県神山町のグリーンバレー代表、大南氏の講演や、福岡県上毛町でまちづくりに邁進している元地

域おこし協力隊の西塔氏のお話を聞き、光通信が開通した山都町での可能性を感じたところです。

また、20日には、あちらこちらで収穫祭が行われました。私は東竹原の幻のみさを大豆の収穫祭に参加し、在来種の保存に楽しく向き合っている方々と交流ができました。作業を体験することで、種を保存することの大変さを学び、改良された大豆や外国から入ってくる安い大豆との違いを発信することの大切さも学びました。

25日には、来年、開催予定の全国石橋サミットのプレイベントが行われ、まさに通潤橋を初めとする緑川流域の石橋の復興を連携して発信していくことが大切だと、ただの飾り物ではない、通潤橋の存在意識を意義を感じたイベントとなりました。

また、個人的には、10月、11月と、福島県、また、新潟県に出かけ、それぞれの復興の現状を勉強させていただきました。福島は異次元の災害に見舞われ、熊本の被災状況と比べられるものではありませんでした。原発事故の重たさを改めて感じる旅となりました。新潟県では、中越地震から12年たった山古志村を訪問し、同じような中山間地の棚田の復興の現在を見てきました。

熊本の被害状況は中越地震と似ており、棚田を復興し、新しい生活を始め、元気に暮らす人たちと出会い、熊本も10年たてば新しい暮らし方が見えているのではないかというふうに想像いたしました。

さて、きょうは棚田を発展的に復興させるための策についての質問を中心に、幾つかの質問をさせていただきます。

では、質問台に移ります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 棚田に先駆けて、まずは、統合保育園の名称選定についての質問をいたします。

この統合保育園は、現在の矢部同和保育園を新築し、旧白糸保育園と浜町保育園、浜町第二保育園を統合し、平成29年4月に開園を予定し、今まさに、そのすぐお隣に、随分と形が見えてまいったところです。

新園としてスタートするに当たって名称を公募されておりました。そこまでは皆さんも御存じのことです。応募総数が303通、88作品が上がったそうです。統合保育園の名称については関心も高く、よく質問を受けますので、開会日に、行政報告で健康福祉課長から説明を受けましたが、町民の皆様にもわかるように、改めて説明をお願いしたいものです。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 平成29年4月開園に向けてただいま建設中の統合保育園の名称につきましては、学識経験者1名、地域代表3名、統合保育園関係保護者代表3名の合計7名により山都町統合保育所名称選考委員会を設置いたしまして、委員会により選考することといたしました。

8月5日に第1回山都町統合保育所名称選考委員会を開催いたしまして、募集時期、選考要領等につきまして委員会で決定いたしまして、山都町内にお住まいの方、通勤通学されている方を対象に、ホームページ、広報紙等で公募したところでございます。

募集期間につきましては、平成28年9月14日から10月14日まで実施いたしまして、応募総数303通、88作品の応募がございました。

11月11日に、第2回山都町統合保育所名称選考委員会を開催いたしまして、応募作品の中から各委員が10作品を選考し、各作品に1点を付与していただくために、全ての作品のリスト及び名称理由を配付いたしまして、1次審査を依頼したところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません、今のは今までの過程だったと思うんですが、先日の行政報告の中では、今後のスケジュールについてもちょっと触れてあったというふうに思いますけれども、その点についてもよろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 今後の予定といたしまして、今月の13日に第3回山都町統合保育所名称選考委員会を開催いたしまして、2次審査で、先ほど申しました1次審査の上位10作品につきまして、各委員が最優秀1作品に5点、優秀2作品に各3点を付与していただきます。

さらに、3次審査で、2次審査の上位3作品につきまして意見交換を行った上、各委員の投票により、最優秀賞1作品を選考決定し、町長に御報告することといたしております。

なお、統合保育園の新しい名称につきましては、次回開催されます議会のほうに上程いたしまして、議決を経てから、ホームページ、広報紙等で広く周知したいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。今のところが大変肝心だったというか、皆さんから、いつ決まるのか、もう決まったのかというような質問を最近よく受けますので、12月13日に最終的な審査が行われる。そしてまた、多分、次回の議会となると、年明けになるかと思いますが、そんなところで公になっていくのかなというふうなことを皆さん御理解いただけたんじゃないかというふうに思いました。ありがとうございます。

さて、この名称の選定結果につきましては、もちろん、今、御説明があったように、検討委員会の中で投票によって決められていくということで、本当に検討委員の皆さんに委ねたいというふうに思っておりますが、私はちょっと、この募集過程において気になることがありましたので、一言申し上げたいんですね。

ある保育園の保護者のOBの人たちが、この保育園の名前を書いて出してくださいというふうな強い働きかけ、具体的には、はがきなどを出されたように聞いておりますけれども、この行動そのものは、法律違反でも何でもないということはわかっております。もちろん、私たちが選挙する際にも、誰々さんに投票をお願いします、1票をお願いしますというふうに言ったりしますが、全くこのことが違うというのは、今回の投票には、先ほど御説明にもありましたように、ちゃんと自分の名前を書くというふうなことがあります。選挙は無記名ですので、そこは大変違うというふうに思っております。今まさに人権旬間が行われておりますけれども、そのような日ごろから人権を大事にというふうに提唱している我が町において、こういうふうに、個人の発言にプレッシャーをかけるような行動が行われたということは、私は非常に問題があるんじ

やないかというふうに感じているわけなんです。もっとオープンに、本当に個人個人の考えを尊重できるような方法というか、選ばれ方が望ましいというふうに思っておりますので、今回の、いわゆる個人の発言にプレッシャーをかけるかのような、こういう行動が行われたということについて、町長がどのようにお考えかということを一言お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 私がやまトークを始めましたのは、この広い町を画一的な町村運営で進めるということは、効率的でないし、効果的できないという思いから、住民の方々と膝を突き合わせるような、そういう密な論議を重ねて、まちづくりを進めたいという考えからであります。

今回の統合保育園の名称問題については、いろいろさまざまな意見があることは承知しております。この名称について、公募という手法をとって、さらに多くの人の、多くの住民の方の意見を取り入れたいというのが一つございます。さらに、名称選考委員会で、その多くの意見を客観的に判断をしていただくということが大事であろうというふうな考えをし、そしてまたさらには、私が最終的にその判断をする、結論を出すということ今進めてるわけであります。

だから、いろんな意見について、私も受けております。どなたも受けていらっしゃるでしょう。それについて客観的な判断をしていくということでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 何だかぼんやりしました。このことについて……。

（自席より発言する者あり）

はい、じゃあ、もう一言ですね。本当に保育園は未来を担う子供たちが過ごす、育ち上がる場所なので、本当にすっきりした形で、もちろん決まっていくでしょうけれども、私ももちろん、それが決まっていけば、それを粛々と認めていだけなんですけれども。そういう行動が起こり得る町の様子というのが、ちょっと違和感があるなというふうに思ったんです。もう一言あられば、どうぞ、町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） このことについては、何回もこういうやり方をやりますというのは、何回も私は説明しているわけで、そのとおりに今度もやるということであります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ちょっとずれたかもしれませんが、私はこの方法を前から投げかけをし、ついに公募になり、それを最終的に町長が決定されるという方法について何ら言っているわけではないんです。ただ、その過程において、この町の中で、そういう個人の発言に対するプレッシャーがかかっていったというのが、何か問題かな、町のあり方としてというふうに思いましたので、きょうここで御質問させていただきました。

もちろん、このやり方で決まっていくことについては、全然、異議がございません。今後も、この町の子供たちの将来を考えながら、私も一生懸命、周辺の応援をしていきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、次に、きょうの主題であります、棚田の復興についての提案なり質問をしていきたい

のですが。ことしは、皆さんも御存じのように、町内の多くの田畑で地震から豪雨とダブルパンチを受けてしまいました。やっとの思いで稲刈りも終わり、来期へ向けて、農地の復興作業にかならなければなりません。もちろん、農業振興課あるいは建設課のほうでは、毎日毎日、連日の査定作業で、大変な思いをされているというふうなことも存じ上げております。

ただ、きのうからも何回も出てきていますように、小規模のものに対すると取り組みですね。40万以下の部分については、いろんなやり方があるんじゃないかなというふうに思っております。

ことしの夏、民間から立ち上がりました、ふるさと発復興会議というものがございまして、本町でも、10月29日に開催をしていただきました。執行部の中にも参加された課長がいらっしゃいますので、概要はおわかりかと思えます。ここでは、4年前の九州北部豪雨災害に見舞われました福岡県の旧星野村の棚田復興に学び、山都町でも地元の農家だけではなく、外部からの応援を頼んで、地域に力を貸していただくというふうなものです。高齢化した農家では、どんなに補助金が出ますと言っても、自力での復旧作業は厳しいものがあると思っています。

そこで、都市部の人たちに呼びかけ、農地復興のボランティア作業をしていただき、農業の楽しさや大変さをわかっていただくとともに、協力しながら、その田植え、あるいは、稲刈りまでの一連の作業を行えば、そこでとれる米の価値が本当にわかっていただけ、また、交流人口の増加、そして、この田舎のおいしいものを都会に届けていただく役目を担っていただけるのではないかなというふうな期待もしているところです。

本町より早く、同じふるさと発復興会議が立ち上がりました御船町においては、先日の熊日紙上にも取り上げておられましたが、御船町の上野地区の農業水路の修復をボランティア力でやり遂げられたという内容が載っております。本町でも同じような取り組みが期待されているところなんです。まずは、先日、新聞でも発表になりましたが、復興基金のことについてちょっとお伺いしておきます。

復興基金の用途については、農地の復興というものにどのように使われていくのかということがよくわかりません、というか、もちろんきのうの答弁にもありましたように、まだ県のほうでも決まっていない、具体的なことは、ざっくりしたプランは出ましたが、具体的にどうなるかということとはなかなか、まだ課長のほうでもわかりにくい部分があるんじゃないかなというふうには思うんですが、現在のところわかっている状況、農業、今のようなその棚田の復興あたりに、小規模のものに、どのように対応ができていく性質のものなのかということをお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。御質問の、農地の復旧に国の復興基金をどのように使えるかということの御質問でございました。先日から復興基金の話題が出ております中で御説明を若干申し上げましたが、また改めて申し上げたいと思います。

御承知のとおり、11月25日、金曜日の熊日新聞のほうで、復興基金26億円、10事業に県の補正予算で計上するという内容で出ておりました。この中の公共施設などの復旧支援、このメニューとして6億3,700万円が計上される予定でございます。そのメニューの中の一つに、農地の自力復旧支援という形で出ております。これは、国庫補助の対象にならない1カ所40万未満の農地

の復旧事業費の最大2分の1を補助するというもので、予算の予定額としましては3億5,000万円の計上を予定してあるところでございます。

現在、県議会が行われておりますけれども、中身のメニューにつきましては、きのう申し上げましたが、中越地震の復興基金のメニューを参考に、現在、県議会の議決を経た上で、要領要綱等を作成するというようにお聞きしております。

今わかっております、その参考例でございますが、支援の内容につきましては、今申し上げましたような内容でございますけれども、支援の対象経費につきましては、作業機械の借り上げ料、それから、機械のオペレーター賃金、材料費、その他必要と認められる経費、これは重機の運搬費とか燃料費等になるかと思っております。補助基準につきましては、2分の1以内を出しますということで、補助事業の対象事業費の上限が40万ということでございます。

現在わかっておりますのは、以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） わかりました。ですので、今からなんですけれども、まだ個人的に、きのう御説明もありましたように、直接支払い等々で、既に水路とか農道については、各地区で取り組みが進んでいるかというふうに思っておりますが、個人の田んぼ、畑あたりについては、これが今から適用になってくるんじゃないかなというふうな理解でよろしいでしょうか。そのことの周知のほうも、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、ちょっと農林振興課長にお伺いしますが、今回の復興基金ですね。私、先ほど、ちょっと中越に行ってきましたというふうに申し上げたんですが、中越地震のときの復興基金というものがベースといいますか、あのときの復興基金がいかに有効であったかというようなことを受けて、多分、今回も、復興基金というようなことを国が考えたというふうに思っております。

ただ、全然違うのは、今回は本当に取り崩し式の復興基金であって、今回も、先日の25日の発表にありましたように、まずは26億円ですか、そういうふうにして、530億円というものを切り崩しながらやっていくと。そして、中越のときは、私が聞いた感じでは、国からやってきた、じゃあ、この地区ではこのぐらいって、つかみとといいますか、お金がおりてきて、そこで、財団法人あたりがその基金の運用をやっていった、決定運用をやっていったというふうに聞いていて、まさに困っているファーストの方式がとられたことによって、すごく利用価値のある使い方だったというふうに聞いております。

中越はもちろん12年前であって、今回、12年、今の熊本地震とでは、本当に状況が異なる、規模も異なるものだと思いますが、課長も多分、中越の勉強をされているというふうに思いますので、今回のその復興基金という点で、中越と今回の熊本地震がどういうふうに違うのかということをおわりの範囲で御説明いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 中越で利用されました復興基金につきましては、基金の今回からの利用につきまして、担当課のほうもございまして、そちらのほうで、トータルの利用、それから、受け入れ方法等については、復興計画の中でこの基金を利用していこうということで、

今進めているところだというふうに思います。

農林サイドにつきましては、議員の御質問の農地の災害復旧、小規模につきましてはもちろんすることもできましょうし、また、農家等もバックアップ、支援ですね。こういうもののやっばり必要性も、この復興基金の中でできないかということは御提案しているようなところもございます。

ただ、棚田を抱えた地域の、特に本町においても、ほぼ半数、50%以上が棚田というような形状を持っておりますし、現在、農地等の災害復旧事業の取りまとめを進める中で、これと並行して、民間の力をいただいているところに、この復興基金等が利用できればというようなことでは思っているところです。統合的な復興基金の中越との違いにつきましては、農政サイドではその程度しか今は持っておりませんので、お答えはここまでにさせていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） そうですね。本当に今回の復興基金については見えない部分がまだまだ多いと思います。しかも、この間の10プランのうちに、私も見るところ、我が町に当てはまるのが幾つあるんだろうというふうなプランでしたね。そこにいくと、その農地、それから、コミュニティ再生ということで、寺社、仏閣あたりもどうにか絡んでいくんじゃないかなというふうには思っておりますが。そういったことを県で決定されて、それからまた、町でまたそれを調査しろということになって、本当に町のほうは大変かと思うんですが、より有利に使用ができますように、今後も取り組みをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

多分、復興基金は、申請をして、それからまた、県が判断して、もちろん自治体が2分の1とか何分の1とかというふうに、負担も軽いものではないような感じもしております。ただ、農地の復旧復興ということは、どうなんでしょう、今のところ、原状に戻すということが条件というふうなことも聞いていますが、私が考えますに、本当にもとに戻しても、また来年、大雨が降らないとも限らない。何かのまた地震がやってくるとも限らない。もとに戻す、もとに戻すでは、その繰り返しではないのかなというふうに思っております。それをより、例えば、中越なんかでもそうだったんですが、狭い棚田を二、三枚を合わせて、もっとなだらかな耕作のしやすい田んぼに整備していくというふうな方法も、中越の地震のときの復興基金ではその取り組みができたというふうなことを聞いてきたわけなんですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。新しい形というか、作り直すというか、そういったことが今回できるのか、できないのか、そこら辺をちょっとお伺ひしたいです。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 中越地震の中で、復興をされた部分で、棚田の形状が著しく地形として変わっている。例えば、大幅な崩土が、山腹崩壊含めて、農地の形状をなさないようになってしまったと。現在行っております農地等の災害復旧事業、国の補助金の事業につきましては、あくまでも、議員がおっしゃいますとおり、原形復帰でございます。ですから、あぜが5メートルなくなれば、5メータそこに再興して、そして農地としての機能をまた再現する、維持するという形でございます。

議員が申されましたのは、先ほど前段で申し上げましたように、そこの谷が、棚田の形状をなくしてしまったというときには、違う災害復旧事業のほうで、新たな形状をそこにつくることができるという方向もございます。ただ今回、本町においての災害復旧におきましては、その地域の形状が、田畑の形状が残る状況でございますので、そこまでにはないという県の見解をいただいているようなところでございます。それを踏まえて、現在、原形復帰に伴う災害復旧事業の査定を進めているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） このことについては、そういう条件があり、条例等々、制度がある中で、なかなかすぐにはできないことかもしれませんが、この中山間地において農業を続けていくためには、単純にもとの形にするというのとは違う、もっと発展的な考え方が必要かというふうに思っております。私は農業者ではないのですが、このように厳しい農業環境、有害獣との戦い、高齢化による非効率な農作業。ことしはそれに追い打ちをかけるように地震、豪雨と、なかなか立ち直れない条件がそろってしまいました。私などに聞こえてくる話にも、もう離農を決められた方、また、考えていらっしゃる方、数々おられます。対策は急を要しているというふうに思っております。

先日、図書館講演会で話された話をちょっと引き合いに出させていただきたいんですが、先日、絵本作家の甲斐信枝さんという方が来られまして、「稲と日本人」という絵本を上梓されたので、講演していただいたわけなんですけれども、人間は2,000年の間、稲を育て続け、日本の気候風土に合った稲をつくり、天災に強い品種を改良し、土地の気候に合った品種をつくり続けて、野生の稲を手なずけながら、共生し合ってきた歴史があると。本当に動物と植物が種を超えて対峙してきた歴史があるんだと。そこで本当に人間はというか私たちは、米と一緒に生きてきたわけなんですけれども、このように気候が変わり、自然環境が変わり、米価が価値をなくしてきた現代において、農業者が割を食う世の中になってきたということですね。崩壊した棚田をもとの形に戻したところで、先ほど申し上げましたように、次々にやってくる災害に、本当に農民はどうやって生きていけばいいんだろうということの繰り返しではないかというふうに思うんです。

確かに棚田の風景は観光資源でもありますし、原形復旧することも大切で、それを残していくということは私も、何もかもなくせということではありませんで、大切なことだと思っておりますが、しかし一方では、この際、耕作しやすい圃場の整備を考えたり、跡取りが帰ってきて、農業をしてくれる、あるいは、新規に農業に参入したいという人が出てくることを考えることも大切な町の農業政策ではないのかというふうに思いますが。この点について、もう一言、課長のほうから、そして町長からも、この点についてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 議員まさにおっしゃるとおりかというふうに思います。

ことしの事例を踏まえて申し上げますと、やはり地震が災害としてあり、また豪雨があり、それに加えて台風の被害もあるという、非常に自然災害が多い時期、それから、これから多分にその規模等、勢力等も大きくなっていく、そうなりますと被害も非常にふえるということになるう

かと思います。災害に強い農業基盤の整備ももちろんでございますが、おっしゃるように、災害に強い農作物の生産方法、品種改良、それから施設等の導入等も今後、非常に重要とされる部分かというふうに思います。

食味も変わってくる中で、やはり自然災害にいかにか打ちかって、中山間地のブランド化を進めていくかということで、まさに今準備を進めておりますので、そういうことを基軸に、今後、農業基盤等の整備については進めていく必要があるかというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まずは復興基金のことにもちょっと触れたいと思いますが。復興基金は、県の見解を何回か聞く機会があって、そのこともやっぱり十分踏まえて、自分たちは考えていかなければいけないと思ひまして、説明をしとるわけです。復興基金、金額が五百数十億とか言われてまして、そのうち、どういう用途にしていくんだ、配分はどうするんだということを大枠では今話をしております。

ただ、その前提となるのは、今ある既存の制度事業を精いっぱい利用するということが基本であります。だから、最終的にはこれが使いやすいから復興基金で全部行こうなんて話をしよつたら、復興基金がパンクすると。制度事業になるべく早く手を挙げてくださいと。それを有効に活用しましょうよということを、まず言っております。

それから、復興基金の用途については、議員おっしゃったとおり、政教分離と言いつつも、コミュニティ維持のために、神社や仏閣、祠などを維持していかなければならない。そして、私どもも維持していかなければならない、個人の宅地も何とかしたいと。いろんなことに、最終的に、住民の方が困ってしまう、最後に残るものを何とか拾い上げようというのが、復興基金の大きな目的であるのは、これは間違いないと思います。

ただし、それが100%じゃないということですね。2分の1だとか、高くても4分の3ぐらいを今提示してあります。その辺でよくよく考えて、制度事業でと。制度事業の枠を今2戸以上だとか5戸以上だとかいうのをもうちょっと枠を広げてくれだとか、そういう活動もあわせていきながら、復興基金の、やっぱり最終的に、もうここはこれでないとしようがない、このくらいの率でもやむを得ないというところを、やっぱり私どもが。それでないと、2分の1出せますか、4分の3出せますかと。そういうことを強く訴えかけていって、改善していく。中越から東北大震災になって大分よくなってきたと思います。東北からこの熊本震災でも、さらに使い勝手のよいものに、私どもは、自治体の長としても、住民の考え方、そして自分が今置かれている生活困窮、それあたりも含めて、やっぱり訴えかけていく。そして、やっぱりそういう意見を吸い上げて、耳を傾けていく、これがやっぱり一番大事なことだと。復興基金の用途については、そういう見解であります。

さて、棚田のことなんですが、私も災害のほうはかなり経験をしております。さっき説明したとおりであります。やはり原形をとどめていないと。これについては原形復旧を言っているわけじゃないんです。改良復旧を進めていいということになっております。いろんな制約がある中で、それはもう十分考えているわけですけど、今の現状として言いますと、今、県のほうから進めて

いただいている県営の中山間地の圃場整備事業は3%なんです。今まで、こんな補助率の高い、97%も補助率がつくやつはありません。今までの圃場整備をずっとされてきたところは、やっぱり高くても4分の3でしたでしょうね。4分の1は、自分たちで出してらっしゃった。それがやっぱり97%ぐらいまで補助率をかさ上げしていいという話になったのは、非常に私どもは棚田、中山間地の農業を守っていくためには、それぐらい補助していかなければならない。町もそれは支援をしていっての97でありますけども、その3%を高いと見るか、安いと見るかはいろいろありましようけども、やっぱりこれを積極的に活用していくということはもちろん大事であると、私は思っているんです。今、10ヘクタール以上だとか、それも制限があります。ただ、これで10ヘクタールというのは、棚田なんて非常に難しいわけです。だから、一番最低の規模は何ヘクタールですか、3ヘクタールならいいだろうというような話も、今漏れ聞こえております。それを2ヘクタールぐらいに抑えてもらうとかですね。そういう考え方のもとに、私はこの棚田の圃場整備事業をまずは考えていく。そして、その後に、どうしても残るやつについて、町単でどうするか、復興基金でどうするのかと。それまで枠が広げられればいいですけど。これは長く話し合いはかかりますから、非常に復興基金をもくろむには、なかなかこれは難しいんじゃないかなというのが、今の印象であります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ中長期的に取り組んでいただきたい課題だというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

大規模なというか、全体の取り組みは本当に、県にお願いしたり、国にお願いしたりしながら取り組んでいけなくちゃいけません、先ほど言いました、ふるさと発復興会議のほうは、本当に、できるところからやっつけようじゃないかという取り組みです。まさに、この今回のピンチはチャンスということで、都市部の人たちにこの中山間地の窮状を訴えながら、復興の手伝いをさせていただくということが不可欠ではないかなというふうに思っております。

ちょっと例といいますか、11月の最初の週末に、私が住んでいます井無田のキャンプ場の堤に、大量に発生しましたオオカナダモというのがありまして、その除去作業に取り組んだわけなんです。その際にも、熊本市や他町村から多数の助っ人に来ていただきました。中でも、御挨拶いただいた九州農政局の官川熊本支局長のお話の中で、この山村の風景は地元の人だけで守るには限界がありますと。この風景を共有させていただいている都市部の人間もともに作業し、守り続けるものだというふうに、御挨拶いただいたところなんです。

まさにそういうことでして、条件不利なこの山間地で作業している私たちのことを知っていただき、そこでつくられるものの価値を知っていただき、米をつくっても赤字ばかりという生産者のお悩みも当たり前というふうな固定観念を脱しなければいけない、一つ一つの政策をお願いしたいというふうに思っております。

また、こういうふうに集中して作業をするために、都市部からボランティアを受け入れるということが非常に大切になってくるんですが、私が今懸念しておりますのは、フィールドの状況といますか、その方々を受け入れる体制、具体的に言えば、宿泊所なんですけれども、そのこと

について、ボランティア受け入れという前に、現在の町内の宿泊施設の利用状況について、ちょっとお尋ねしたいんですが。

といいますのも、かなり土木関係者、あるいは、その他の工事関係者の方で、町内の普通の一般の宿泊所がかなりの満室状況であるというふうなことを、一般の方が平日に予約しようとしても詰まっているということも聞いておりますので、そこら辺の状況を担当のほうからちょっとお知らせいただければというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 町内のホテル、宿泊に関しましては、通潤山荘初め、そよ風パーク等、ホテルや旅館が14施設ございます。そして、キャンプ場等が5施設、あわせて19の宿泊施設がございます。そして、部屋数で言いますと157の部屋がございます。そして、総収容人員で言いますと774人が宿泊できるということでもあります。

今回の震災を受けまして、当初、発災直後は、観光客も非常に対前年比の1割も満たないというところでございましたけれども、復興ボランティア、それから技術者、報道関係、そういった方々が数多く駆けつけられまして、意外と宿泊の稼働率は実際は多うございました。そよ風パークでいいますと、南阿蘇村のほうに技術者、あるいは、報道関係というようなことで、宿泊施設等も当時は半分ぐらいしか、災害で稼働できないという部分もございましたけれども、そういった形でいっぱいだったということもありました。

また、通潤山荘につきましても同様で、最初、発災当時は5部屋とかしか使えないというような状態で、利用客が、当然、観光客は来ないんですけれどもですね。そういう技術者等の宿泊施設として足りないというふうな状況もございました。

実際、皆さん、どこに泊まったかといいますと、五ヶ瀬のGパークの木地屋とかから、南阿蘇であったり益城に行くというような状況が、6月、7月ぐらいまで続きました。そういったことで言いますと、非常に宿泊施設の利用の仕方というのは難しい部分がございます。

それで、お尋ねの今後の受け入れ状況ということで言いますと、今の状態で言いますと、大体、稼働率としては70%か80%、通潤山荘の場合は回復しており、むしろ多いというような状況であります。ほかのところにつきましては、普通の大体5部屋とか6部屋ある町内の宿泊施設についても、結構いろんな、長期に技師の方が泊まっているというような状況も確かにございます。

今のボランティアの受け入れのことにつきましては、やはり山の都創造課としては、トリプルボランティアという概念を普及したいというふうに思っております。当然、災害の支援のための災害ボランティア、そして観光ボランティア。観光ボランティアは、災害の支援に来た人もそうですけれども、観光に実際に来ていただいて、その支援の状況も見ていただいた上で、その中で宿泊し、お買い物していただいて、帰っていただく。

それから、伝達ボランティア。これは、実際にその地域の現状をいろんな人に見てもらう。山都町の場合もそうですけれども、だんだん震災後、時間がたちますと、風化してまいります、そういう技師もいなくなると、お客さんもいなくなるといったようなことがございますので、地域で頑張っている方、当然、ボランティアで頑張っている方々を人から人へ伝えていただ

く。あるいは、その町の、例えば山都町のいいお店があるんだよとか、旅館はこうですよということで支援していただく。

このトリプルボランティアを有効に、概念として発信していきたいというふうに思っております。

トータルの話で行きますと、今、全体的な稼働率、押しなべて言いますと、4月から11月までの稼働率としては34%ということで、トータル的にはやっぱり低く、非常に経営的には厳しいというような状態が続いております。片方では宿泊施設としていっぱい、片方では宿泊者がいないというようなアンバランスな状態もありますので、この宿泊施設はあいておりますよ、この部屋は今いっぱいですよというような情報の正しい伝え方をやっていくというのが、山の都創造課としての役割ではないかというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 詳しい御説明ありがとうございます。トリプルボランティアについては、まさにやっていくべきことだというふうに思っていて、先ほど、私がくどくど言っておりますが、まさにこれが今回のふるさと発復興会議で行われることではないかというふうに、私たちのこの現場を知っていただいて、伝えていただく。都市とその田舎をつないでいただく。それが本当に大切なことだというふうに思っておりますので、今後とも御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

宿泊所の件については、今のような御説明です。やはりかなり技術者等々で埋まっているという状況もあるようです。

一つ御提案というか、できるかどうかちょっとお伺ひしたいんですが、今の遊休施設の有効活用ですね。例えば、最近の例で言いますと、白糸の保育園、それから白糸第一小学校、それから、うちの地元には朝日西部小学校なんかは今遊んでおりますけれども、そういったものをそういったボランティアさんたちの宿泊所というものに転換ができないか、有効活用ができないかというふうなことについてお伺ひしたいのですが、この遊休施設というのは、かなり担当課にばらつきがありますので、これはどこでしょうか。総務課でしょうか。あるいは、企画政策課でしょうか。総務課ですか。ちょっと転用についての手続なり、可能なかというところをお伺ひします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

遊休施設、いわゆる行政財産のうち、用途廃止となりました財産の利活用につきましては、手続としまして、内部の利活用検討委員会にて方針を決定しまして、解体や売却、それから、貸し付け等の処分を行っていくという手続にしております。

閉校になった学校施設につきましては、現存するもので16施設ございます。うち10施設、これにつきましては、総務課において普通財産として、地域の自治振興区ですとか、社会福祉法人、それからNPO法人等に貸し付けを行っている状況でございます。御質問にありました旧白糸第一小学校は、学校教育財産から普通財産になっておる施設でございますので、総務課において管理をしております、その利活用状況についても、ちょっとお答えをしていきたいと思っております。

ます。

当施設は、新庁舎ができるまでの間、仮庁舎として利用する旨、県を通じて、国の承認を受けて活用してまいりました。平成26年末まで、仮庁舎として利活用してきたということになります。現在は、さきの議会や決算審査等の御指摘にありましたように、分散しております公文書の一元化を図るべく、書庫として活用を進めているところでございます。特に今回の熊本地震及び豪雨災害に係ります工事関係の文書は膨大な量になるということが予想されます。よって、現状では、3階建てのうち、2階と3階部分には書類棚を設置するなど、その準備を進めている状況でございます。

ただし、1階部分につきましては、地元のほうから、自治振興区ですけれども、利用したい旨の御希望もあっておりますし、また、老人会のほうからも、そういう要望がっております。さらには、選挙時には、地元の投票所としての利用を行っているという現況から、書棚等の設置はせずに、そのままの状態にしているようなことになっております。

現況につきましては、ただいま申し上げましたようなこととなりますけれども、学校施設を貸し付けるためには、所定の手続が伴ってまいります。これは国庫補助を受けて、取得者、財産につきましては、この施設を補助目的以外に転用する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法とよく言われますけれども、これで、県や国への協議が必要となってまいります。これは、廃校や休校になった施設であっても、構造や規格等によって、処分の制限期間が設けられておりますので、旧白糸第一小学校の場合で申しますと、その構造等から処分制限の期間は築後47年間というふうになっておるといふふうに承知をしております。よって、処分制限のある間というのは、使途については適当であるかを、また国県等との協議を要するということが手続として必要になってまいります。

さらに、その承認を受けた後に、先ほど御提案の宿泊施設として活用する場合には、また、これに消防法ですとか建築基準法等の法律の問題、それから制限等がありますので、関係機関と協議を進めるということになります。

そうした法令の現行基準を満たすような改築等の整備の準備を考慮していかなければいけないということで、こうしたことを考え合わせて、利活用を進めていかなければいけないということで、お答えしたいと思っております。

保育所については、原課のほうからまた説明させます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 私も朝日小学校の地元利活用にかかわっておりますので、本当にさまざまな法律があったり手続があったりすることは承知しております。

ただ、例えば、この棚田の復興というものが年明けから何らかの形で進むということになりますと、本当に、来ていただいた方がいいが、泊まる場所ないというようなちぐななことでは困りますので、ぜひ、そういういろんな手続がありましようが、やはり前向きに進めていただきたいというふうに思っております。

今回の農業政策、いろいろちょっと申し上げますが、やはり農業者の生きがいを守るというこ

とと、若い後継者をつなぐということ、そして観光として農村の風景とともに、その場所で生きていかれる方々のための農村のあり方というものを、ぜひ両輪で町としては政策を立てていていただきたいということを要望申し上げておきます。

ちょっと時間が参りましたので、最後のコミュニティバスのことについて、ちょっと申し上げておきます。

ちょっと関係がありますので、先日の山都塾の話をさせてください。山都塾も、先日の3日の活動で6回目を迎えました。「百年の木を育てる～林業の名人に学ぶ～」という内容でした。参加者は60名を超える盛況でした。私も参加してまいりましたが、東竹原の林業家、栗屋さんに案内していただき、50年の森、100年の森を歩きました。そこには、真っすぐに伸びたナンゴウヒの立派な木がありました。栗屋さんは、きょうはたくさん若い人に森を踏みしめてもらって、森が喜んでますと話され、100年の森をつくるためには、3代にわたる取り組みが必要なこと、国策によって痛めつけられた森が、人々の営みによってやっと100年の木を育てることができたこと、長いスパンで物事を考え生きる必要があることを、わかりやすい言葉で、小学生から大人まで納得できる話をしてくださいました。何よりも、森に入ることで、森の歴史を肌で感じることもできたところです。

当日は矢部高校の緑科学科1、2年生も参加して、大変有意義だったというふうに思いましたが、この地元のすぐれた林業家の栗屋さんのお話を全ての子供に聞かせてやりたかったという気持ち湧きました。行ける人しか行けなかったということです。残念でした。こういうことを初め、山都塾への参加、今、3カ所で回しながらやっていますが、こういった方たちへの参加の利便性、また、部活動が社会体育へ移行していく今、手続の最中にありますが、また、あるいは一方で、高齢者ですね。今、いろんな交通事故の問題とかございますが、安心して運転免許を返納できるために、もっともって利便性の高いコミュニティバスの環境を整えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております、ことは3年に1度の事業者の更新の年でもありますので、そのことについて、担当課としてはどういうふうな御意見をお持ちかということをお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。

今回、先ほど議員が申されましたとおり、3年に1回の更新時期ということで、これについては行政報告をさせていただいたところでございます。

今、御質問のコミュニティバスの有効活用といえますか、そういう視点での御質問だったと思います。実は、この自家用自動車、町が町有しておりますバスを使って行う事業を、自家用有償旅客運送といえます。これにつきましては、町が運営します有償運送、俗に言うコミュニティバス。それから、過疎地有償運送。これは、特定の地域において地域の住民とかNPOがやるという運送方法。もう一つ、福祉有償運送というのがありまして、これは、現在、社協とか農協等でやってもらっている運送。その三つがございますが、いずれにしても、全て道路運送法、陸運局の登録と、それから、これの運行に当たっては、地域公共交通会議というものにかかまして、

ダイヤ運送なり、それから、福祉運送については登録制という基準で今やっているわけでございます。もちろん、この事業につきましては、御承知のとおり、うちの町ではスクールバスを運行しておりますので、スクールバスの空き時間を利用したというのが前提でこのコミュニティバスは運行しているということについては、御理解いただけているものと思います。

御質問の部活動、さらには、いろんな町内のイベント等への、子供とか、いろんな車を持たない人たちのイベント参加なんかにも活用できないか、またさらに、老人の利便性を図れないかという御質問だと思いますが、それにつきましては、このコミュニティバスそのものの制度では、なかなか厳しいのではないかと。さまざま制約がございますし、バスも今ぎりぎりの状態で運行しておりますし、運転手の確保、それから、途中でバスを1個引き抜きますと、その時間帯に戻ってこれるかこれないかといういちいちの調整が必要になります。運転手の確保も別にしなければならぬということで、非常にこれを通年で抱えるというのは厳しいのではないかと。

私どもとしましては、この分については、町内にありますいろんな公共機関なり、乗り入れております民営バス会社なんかの貸し切りバスに、何がしかの負担をするというほうが、一番安く上がるのではないかとこの考えを持っております。

とは言いながらも、コミュニティバスの今後のあり方については、これまでもさまざまな御意見いただいておりますし、見直し、それから、より住民サービスの視点から、よりサービスが行き届くような視点での使い方、それから、住民サービスのあり方、そして、今、課題になっております、そういう福祉面のところで、どこまで活用できるのかということについては、次年度以降、検討会で基礎調査をまたやりながら、第3次の地域公共交通のあり方という形での取りまとめをしていけたらというふうに考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。なかなか現行の制度では、私が思い描くような高齢者へのサービスは望めそうにもないということがわかりました。ですが、やはり、今、課長もおっしゃったように、今後、この過疎地で、本当に人々が生き生きと安心して暮らせるためには欠かせないサービスだというふうに思っておりますし、これは先ほど、ちょっと中にも出てきました福祉サービスの領域かとは思いますが。

そこで、申しわけないんですが、健康福祉課長にも、ちょっと時間が残り少ないんですが、行今現在、行われているサービス等がございましたら、御披露いただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 時間がありませんので、簡単に申し上げます。

介護認定を受けられた方に対しまして、地域支援事業として外出支援サービスのほうを現在行っているところでございます。対象者が要介護4及び5という方で、在宅の方のみということでございますので、JAと社協のほうに委託いたしまして、町が運行主体として運輸局に登録しておりますので、そちらのほうで移動の支援を行っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。つまり、福祉サービスのほうも、要介護とい

うふうな条件がつくということで、我が家にもおります元気な年寄りなんかには運転させたくありませんが、なかなかそういうサービスも受けられないという状況でございます。

これからのまちづくりにおいて、やはり高齢者の福祉サービス、そして、子供たちが元気に活動ができるように、そういった交通体系のほうもぜひ見直していただきながら、本当に住みやすい、お年寄りも、子供も、全ての人が住みやすい安全なまちづくりというふうなことについては、私におきましても次回への課題とさせていただきながら、きょうの質問を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） これをもって1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第71号 専決処分事項（山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第71号「専決処分事項（山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第71号について説明をいたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第10号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

平成28年12月1日提出。山都町長です。

次ページをお願いします。

専決第10号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、別紙のとおり、専決処分する。

平成28年11月1日提出。山都町長でございます。

さらに次ページをよろしくをお願いします。

本条例の一部改正につきましては、28年11月1日付で公布をしているものでございます。

山都町条例第22号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の内容とか趣旨について、まず説明をさせていただきます。

本条例の一部改正につきましては、災害派遣手当、武力攻撃災害派遣手当、それから、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新たに加えるものでございます。

今回は、熊本地震及び豪雨災害に係る復旧事業の関連業務に従事します職員を県を通じて全国知事会へ派遣要請をしまして、その結果、新潟県南魚沼市から職員1名の派遣を受け入れることになりました。この職員に対しまして、災害派遣手当を支給する必要が生じたので、本条例の一部改正を専決処分の手続により施行したものでございます。

まず、災害派遣手当でございますが、これは災害の応急対策、それから災害復旧、または復興計画の作成のため派遣されました職員が、住所または居所を離れて、派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在することが要する場合に限り、総務大臣が定める基準に従い、当該都道府県または市町村の条例で定める額を支給するものとするというものでございます。

改正条例の第20条にありますように、災害対策基本法及び大規模災害からの復興に関する法律に基づきまして、本町に滞在します職員に対し、滞在した期間及び利用施設の区分に応じて、手当の額を定めておるところでございます。これが裏面の別表第5になります。

なお、今回の災害派遣手当の改正に加えまして、武力攻撃災害派遣等手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当も、これは法律に基づく派遣要請を行う場合も想定をされますので、あわせて改正を行うものでございます。これが第20条の2及び第20条の3でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 1点だけ。この職員に対する、結論のところは私は賛成ですけどね、ただ、これのよって来るところの緊急事態法、非常に問題なんですね。だから、あえてここで意見を言わせてもらっておきます。

これは、時の内閣総理大臣の恣意によって、緊急事態という名で、憲法を超えるような行動を起こすことができるということなんです。国会でも大変問題になって、国論も二分しているんですね。それを、こういう形でさっと出してくる。既成事実をこうして着々とつくっていく。私たちはそれに乗せられておるということを自覚しなきゃならないというふうに思います。

そのことは、執行部の皆さんも十分承知の上で、今後の運用をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 答弁はいいですか。

○12番（中村益行君） 答弁いいです。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 2点です。

まず、1点目。これは国からの要求、結局、国からこういうふうに改正しなさいというようなことでの改正ですか。それが一つです。

それから、この派遣要綱の中に、新しくいった中で、武力攻撃災害派遣ということがなっておりますが、攻撃を受けて、災害が発生することを予想してのことですか。この意味はどの辺まで含まれるか、お答え願いたい。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。

先ほど御説明をいたしましたけれども、今回の条例改正に当たりましては、新潟県魚沼市から職員を1名受け入れることになったものですが、これは、本町から県を通じて全国知事会に派遣要請をいたしております。その者に対して災害派遣手当を支給する必要がありますので、そういったことで、今回、一部改正をお願いしたと。これにあわせて、先ほどから出ておりますいわゆる国民保護法の部分ですとか、新型インフルエンザ、これについての改正もあわせて行ったということで、特段、これは国からの改正をなさいということではございません。

それから、2点目でございますけれども、武力攻撃のお話がありました。先ほど中村議員からありましたように、国民保護法の関係で、平成16年にこれは改正、成立しておりますけれども、武力攻撃から国民の生命・財産ですとかをきちんと守るといことが、これの趣旨になっているようでございますけれども、市町村におきましても責務が決められております。警報伝達ですとか、住民の安否確認ですとか、そういったことの責務がこの法律によって求められているところでございます。

想定される事態としましては、なかなか難しゅうございますけれども、いわゆるテロ行為ですとか、弾道ミサイルの攻撃があった場合とか、そういったことが想定されるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 百田尚樹さんが「カエルの樂園」という本を出されました。一時期いろいろと話題を投げた本でございます。まさに日本列島が平和ぼけしてしまっ、戦争とか攻撃とかということを全然考えない時代になってきたんじゃないかと思ひます。そういう中で、武力攻撃ということで、その派遣ということが出てきましたが、やはり私たちも自分の身は自分で守る、自分の国は自分で守る、それぐらいの考えを皆さん方に持っていただくようにしていただきたいと思ひます、これを機会に。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そういう話が出るとエンドレスになるから、私は打ち切ったわけですけどね。今、百田尚樹の話が出たけれども、「カエルの樂園」というのは、我々はゆでガエルになっているんですよ。なりつつある。カエルは水の中からだんだんぬくめていくと、自分が入られていると感じないで、そして死んでしまうと。国民意識がそういう形で、ゆでガエル状態になされていく一つのこれは法律なんだと私は思ひますよ。

だから、総務課長、この法律を適用しなければ、この手当は出せませんか。あえて、また聞い

ときますよ。恐らく、こういう価値観が二分するようなことで、ここで時間をとりたくないから、私はただ問題提起だけしたわけですけども。あえて言わざるを得ません。課長、教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） これは、条文を見ていただきますとおわかりになりますように、国民保護法というふうに短縮させていただきますけども、この法律第154条ですね、ここで職員が、さっき言ったような災害派遣手当、災害で派遣された場合に、先ほどの手当所要額をお支払いするということです、この法律の条文の中に基づいた支給になっておりますので、これはこの条文どおりの解釈でお願いしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 正確に受け取ってください。こういう条文を当てはめなければ、この人に支給はできないのかということです。派遣が、この法律に基づいた派遣だったならば、それは仕方がないかもしれません。法律の体系上からですね。しかし、そうでなくて、災害派遣というのは、この法律ができる前からあっていたんですから。そうでしょう。だから、わざわざこれを適用しなきゃならない、その必須要件というのを聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 済みません、私のちょっと受け取り方がちょっと違っているのかもしれませんが、この法律に基づかないと支給ができないということは、これは間違いないところなんですけれども、今回は災害派遣手当に加えて、国民保護法と新型インフルエンザということをあわせて手当を改正するという条例改正案を提出させていただきました。

これはあくまでも想定されるということで、万が一、そういった国民生活に影響を及ぼすような事案が想定された場合に、職員を私どもが派遣要請する場合がありますので、そういったことで、この法律に基づいた派遣要請をする。そのための災害派遣手当ということでございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

したがって、議案第71号「専決処分事項（山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改

正)の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 議案第72号 平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第72号「平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） それでは、議案第72号について御提案をさせていただきます。

平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について。

平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月1日提出。山都町長。

提案理由です。

平成28年豪雨災害による被災者の生活再建支援に寄与することを目的として、町税及び国民健康保険税の減免に関する特例措置を実施するため、本条例を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

本文のほうをお願いいたします。

平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例です。

これにつきましては、さきの9月議会において提案し、可決をいただきました平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例と同じく、本年6月の豪雨が広範囲に非常に甚大な被害をもたらしたことから、被災された納税義務者の方々の生活再建を支援することを目的に特例の条例を制定するものでございます。

条例の構成につきましては、さきの熊本地震による減免条例と同様の構成としております。被害家屋の被害の状況判定につきましては、内閣府からの災害に係る住家の被害状況の認定の運用指針及び水害等による浸水による住宅被害認定通知により、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊というふうに認定をしております。その被害認定、状況判定に基づき、減免措置をとるということとしたものであります。

なお、本条例につきましても、減免の措置につきましては、被災をされた方々の被災者台帳に記載がある方につきましては、申請を省略しまして、職権で減免を行うようにしております。

また、附則におきましては、施行年月日を公布の日からとし、適用日としましては、豪雨災害が政令第282号により激震災害として指定をされました期間の初日であります6月6日からとっております。

各条文につきましては、第1条につきましては、趣旨を書いております。第2条は、用語の意義を定めておるところです。

第2条では、平成28年豪雨災害は、平成28年6月6日から平成28年7月15日の間に、熊本県で

発生した一連の豪雨による災害を言うというふうに規定をしております。

2条の1項、2項のほうでは、先ほど申しました内閣府からの通知等の部分を上げているところでもあります。

第3条につきましては、個人町民税の減免規定を上げております。

第4条につきましては、固定資産税の減免規定でございます。

第5条につきましては、国民健康保険税の減免の規定を上げております。

第6条は、先ほど言いました減免の申請に係る分でございます。第2項の部分におきまして、職権により減免を定めているところであります。

第7条は、減免の取り消し等の規定であります。

附則の中で、施行期日。この条例は、公布の日から施行し、平成28年6月6日から適用するというふうにしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第72号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号 平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第73号「平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 議案第73号の説明を申し上げます。

議案第73号、平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例の制定について。

平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例を別紙のとおり定めることとする。

平成28年12月1日提出。山都町長。

提案理由でございますが、平成28年熊本地震及び豪雨による災害に係る農地等災害復旧事業について、受益者分担金の徴収の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをおあけいただきたいと思います。

条例案でございます。

山都町条例第 号。平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例。趣旨。

第1条、この条例は、平成28年熊本地震による災害及び平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨による災害が複合的なものであるという点において、本町にとって未曾有の激甚な災害であることに鑑み、これらの災害に係る農地、農業用施設等の災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条に規定する災害復旧事業をいう。以下「平成28年発生農地等災害復旧事業」という。）について、山都町建設事業分担金徴収条例（平成17年山都町条例第165号。以下「分担金徴収条例」という。）第2条の規定により、町長が徴収する分担金の徴収の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

分担金の不徴収。

第2条、平成28年発生農地等災害復旧事業のうち、査定設計委託事業の施行に伴う分担金は、分担金徴収条例第2条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

分担金の額。

第3条、平成28年発生農地等災害復旧事業（査定設計委託事業を除く。）の施行に伴う分担金の額は、分担金徴収条例第3条の規定にかかわらず、当該事業費に次に掲げる受益者負担率を乗じて得た額とする。

- 1、農地等災害復旧事業、100分の1。
- 2、農業用施設災害復旧事業、100分の1。

次ページをおあけください。

第4条、前条に規定する事業に係る国の補助率が100分の99を超える場合において、分担金の額は、当該事業費に当該補助率を乗じて得た額を当該事業費から控除した額とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

添付資料といたしまして、激甚指定の官報をおつけしております。

4月26日に激甚災害、平成28年熊本地震による災害、これは本激という指定でございます、地震に起因する全ての災害を対象とするというものでございます。裏に、8月18日指定の豪雨災害の激甚指定でございます。これは局激という指定でございます、自然災害で地域を指定し、その被害を支援するというものでございます。このように、二つの本激、それから局激と言われる被害を被り、複数の災害が、過去に例のなかったような事象でございます。この被害を受けた農家の負担を軽減するために、今年度に限り制定するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第73号の説明が終わりました。これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第74号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第74号、平成28年度山都町一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

予算書をお開きください。歳出から説明しますので、12ページをお開きください。

まず、2款1項1目の一般管理費でございます。補正額を651万2,000円減額いたしております。

主な内訳としましては、先ほど議決いただきました災害派遣手当に関するものが25万9,000円。それから、その職員に係る14節の使用料36万円。これはレンタル料をお支払いするものでございます。生活の必需品ということで、冷蔵庫や洗濯機等の生活用品の使用料をお支払いするということです。

それから、負担金のほうで、2行目の災害関連職員派遣負担金、これが新潟県の南魚沼市のほうに負担する金額ということになっております。

残りの6節の恩給及び退職年金につきましては、今回、追加費用率が当初は1,000分の30.2だったものが、1,000分の16.7に確定されましたので、この分の減額を計上いたしております。

それから、下に行きまして、19節の754万4,000円、熊本県職員派遣負担金ということで、現在、健康福祉課のほうに交流人事ということで、熊本県により職員を派遣いただいておりますので、その1名分に係る負担金を計上いたしております。

次の5目財産管理費です。818万7,000円の補正額でございます。

内訳としましては、町有林道の整備工事ということで、これは稲積団地の作業道が崩土、それから、路肩の崩壊が起りましたものですから、この修復工事を行うということでございます。その他のところの818万6,000円といいますのは、これは水源林の整備事業補助金ということで、

分収林契約を締結いたしておりまして、森林総合研究所のほうから、この金額が入ってくるということでございます。

次の11目の企画費です。301万3,000円です。地方バスの運行等特別対策補助金でございます。これは震災等によりまして、迂回路線等がふえた関係がございまして。結果、利用客の減少につながったこと等という理由がございまして、運送収入の減を補填するというところで、補助金を計上したものでございます。

続く、13ページです。

ここでは、一番下、2款3項1目の戸籍住民登録費でございます。臨時職員の賃金を計上いたしております。窓口業務に係ります産前及び育児休業職員の代替職員ということにしております。

続く、14ページをお願いいたします。

3款1項7目の保険事務費でございます。713万4,000円は、ここに書いておりますように、平成27年度の後期高齢者医療給付の負担金の精算分でございます。この分を改めて、今年度でお支払いをするということにしております。

それから、その下の3款2項1目の児童福祉総務費です。91万8,000円の備品購入費を計上いたしております。これは木とともに育つ環境整備事業備品購入費という県費2分の1がつく事業でございまして、今回の統合保育園の備品、机や椅子、平均台等を購入する金額を計上いたしておるところでございます。

次の2目の児童措置費です。2,195万6,000円の補正額でございます。これは、園児数の増減に伴います過不足額の補正をいたしております。国県支出金のほうが4,572万4,000円ですけれども、これは、当初、概算による算定をしておりまして、今回、現時点で確認できる数値に直しまして引き直しますと、この金額になるということで、国が3,048万3,000円、県が1,524万1,000円の合計金額になっております。

続く、15ページをお願いいたします。

4款2項3目で最終処分費、4目で災害等廃棄物処理事業費ということでございます。これは、前回の9月定例までの報告では、この被災家屋の解体の申請件数50棟で計算しておりましたけれども、実際には113棟の申請が上がってまいりましたものですから、それに係ります家屋の解体処分等に係ります処分費ですとか、それから撤去処理業務委託料等々を上げているところがございます。国県支出金のところの1億1,973万円、これは災害等廃棄物処理事業補助金ということで、2分の1の補助でございます。隣の地方債は、1億1,970万円でございます。災害廃棄物処理事業債を充当いたしております。100%充当できるもので、95%の交付税措置があるものでございます。

続く、16ページをお願いいたします。

5款1項3目の農政費でございます。4,286万5,000円の補正額を計上いたしておるところでございます。

主なもので、負担金補助及び交付金で、耕作放棄地の解消事業補助金でございます。これは、耕作放棄地対策に取り組まれる農家の方に、原則3年間の耕作をしていただくということが採択

要件でありまして、反当たり3万円ですね。自己所有の場合は2万円ということでございます。これは初年度のみ交付されるということで、今回3名の方が対象になっているということでございます。全額、県費でございます。

続く、農地中間管理事業機構集積協力金でございます。これにつきましては、分散した農地の整備ですとか、担い手等に集約化する必要がある場合に、耕作放棄地等を、農地の中間管理機構、こちらが借り受けまして、そういった担い手に、まとまりのある形で、農地として利用できるように貸し付けるという事業でございます。

これにつきましても二つございまして、経営転換協力金が100平米当たり3,500円、それから、集積協力金が100平米当たり1,000円ということでございます。198万円を今回計上いたしておりますけれども、これも全額、県費で賄われるものでございます。

続く、担い手確保・経営強化支援事業補助金でございます。3,930万6,000円です。これはTPP関連政策でございます。国の2次補正で今回計上いたします関係で、全額これは国費でございます。内訳につきましては、農業用の機械、トラクターやコンバイン、それから畜舎や加工所の施設、これらを整備する農家に対して、担い手に対して補助金を給付するというものでございます。

その下の熊本地震被害対策資金利子補給費補助金は、債務負担行為でございます。後で、これについては説明させていただきます。

それから、次の23節の経営体育成支援事業補助金の返還金です。こちらの40万7,000円につきましては、平成26年の雪害に係ります支援事業の補助金の分ですけれども、その後、所得要件がありまして、その所得要件によって対象外となったものの返還金というものでございます。

続く、6目の日本型直接支払事業費です。中山間の地域等直接支払制度の交付金、それぞれ対象農地の増減がございましたので、補助金として交付金を63万5,000円、償還金として8万9,000円。これは算定面積の錯誤によるものでございます。

続く、17ページに行きましたけれども、5款2項の2目林業振興費でございます。100万円の有害獣の被害防止対策事業補助金、電柵に係るものです。

それから、鳥獣被害防止総合対策事業補助金返還金、これは平成27年度で概算でいただいておりましたものが、今回確定を見ましたので、その分の差額をお支払いするという事になっております。

続く、18ページをお願いいたします。

6款1項の2目商工振興費です。補正額はゼロでございます。財源の組み替えを行っております。これは、仲町上地区の大造り物小屋のまちなかづくり推進事業補助金が今回確定しましたので、その分の補助金を充当しているところでございます。

続く、4目の観光施設費でございます。3,500万円の補正をお願いしております。これは提案理由にありましたように、通潤山荘、それから清和文楽の邑、そよ風パーク、これら指定管理施設熊本地震助成金という名称で補助金を出すものですが、熊本地震により、入り込み客の大幅な減少に伴う減収、こういったことで非常に運営が厳しいということで、その助成を行うも

のでございます。

続く、5目の山の都づくり事業費は、ふるさと寄附金に係る謝礼品、それから、送料等の補正を3,063万2,000円計上いたしているところでございます。

続く、7款2項1目道路橋梁総務費は、道路台帳の作成委託料ということで、5路線の新規認定路線が発生しましたので、その分の委託料を計上いたしました。

続く、道路維持費、18から19ページにまたがっておりますが、地震、豪雨災害による修繕分に係る所要の金額を計上いたしております。1,790万8,000円の補正額でございます。

続く、19ページの中段、7款4項の応急仮設住宅費78万円でございますけれども、これは原地区の応急仮設で物置を今回購入いたします。これは、災害救助費の県負担金が全額対象となりますので、78万円同額を特定財源に充当しているところでございます。

8款1項4目災害対策費でございます。職員手当ということで、9月以降発生しました豪雨災害等の災害待機手当。それから、まだまだ家屋被害調査、それから罹災証明発行等が出てきております。これらの事務補助として賃金を計上したところでございます。

続く、20ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費です。その他のところの30万は、教育寄附金ということで、2件の寄附金を合算したものを計上いたしております。その用途としましては、発達検査用の用具購入費と、それに係ります消耗品を計上いたしました。さまざまな障害を持つ子供の早期発見ですとか、早期療育に資するという目的でございます。療育方針を具体化するための検査を行うということで、30万円計上いたしたところでございます。

次が9款2項1目の学校管理費です。車両借り上げ料を葛原線に係りますタクシー借り上げということで、一応12月から3月までの見込み額を計上いたしております。

それから、続く21ページの中学校費も同様でございます。車両借り上げを114万2,000円、葛原線に係るタクシー借り上げ料ということで計上いたしております。

委託料につきましては、150万円。蘇陽中学校の武道場のつり天井の撤去に係ります設計監理委託料を今回計上いたしました。工事費につきましては、また適宜、次期定例会において、計上いたしたいというふうに思っております。

次の9款5項2目の体育施設費でございます。グラウンドゴルフ場の関連経費を今回減額ということで、計上いたしております。

その他の欄は1億円、公共施設整備基金のマイナスでございます。

続く、22ページをお願いいたします。

10款1項1目の現年度農業施設災害復旧費です。13億8,884万円の補正額を計上いたしているところでございます。

まず、委託料は3,140万8,000円でございますが、土地改良連合会への委託料、これは職員派遣に係ります6カ月が2名、5カ月の方が3名、計5名ですね。この方々の土地改良連合会への委託を計上いたしているところでございます。

工事請負費が13億4,700万円です。農地が310件、施設が300件、計610件の災害復旧を今回計上

いたしたところでございます。

負担金のところの943万2,000円は、農業施設の災害復旧事業の補助金というふうに名称を書いておりますけれども、これは開パ、それから、牛ヶ瀬に係りますパイプライン、それから、水路の復旧応急工事分の補助をいたすもので、全額国費でございます。

なお、特定財源につきましては、昨年度の激甚災害の農地、施設のそれぞれの補助率で今回計上させてもらっております。まだ、現在、補助率が決定しておりませんので、農地を93%、施設を97%で算定をして、計上いたしたところでございます。

それから、その他のところは、昨日から出ておりますように、測量設計負担金が2%から0%になったということで、減額が1億2,960万円、プラスの金額が1%部分、1,342万円、この合算額で△1億1,618万円ということになります。

続く、現年度林業施設災害復旧費です。728万8,000円、矢部水越線ほか10路線に係ります測量設計委託料でございます。

続く、23ページは、10款3項重要文化財災害復旧費でございます。補正額はゼロとなっております。これは、通潤橋の本体工事に係る分ですが、右の説明欄にありますように、仮設見学所を整備する予定にしておりますので、その分の減額、不用額のものについては、今回落とさせていただくということで、結果、補正額はゼロということになります。

それから、24ページから26ページにつきましては、給与費の明細書でございます。

今回、主に調理員の補助、非常勤職員の報酬、それから災害復旧費に係ります時間外勤務手当等の数値を反映したものでございます。

続きまして、歳入でございます。それぞれ歳出予算の財源として説明いたしたものににつきましては、省略をさせていただきます。

説明しましたもの以外では、10ページ、19款繰入金でございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金です。今回、財政調整基金を2億6,085万5,000円取り崩しをするということにいたしております。これも、昨日から御質問があつておりますように、これにより財政調整基金の現在高は約5億2,000万円となるものでございます。

それから、ページ戻っていただきまして、4ページでございます。

先ほどの農業費のところ5万円という数字を計上いたしておりますけれども、今回、熊本地震被害対策資金利子補給費補助金ということで、5年間の利子助成期間を設けておるところでございます。復旧のために必要な施設等の整備資金、それから経営時に必要な運転資金ということ借りられました農家の方へ利子の補給を行うということでございます。限度額が、ありますように25万円、これを5カ年間にわたって助成をしていくというものでございます。

続く、5ページは、地方債の補正でございます。事業費の変更に伴う災害復旧事業債の借り入れ予定額の変更額を計上しているものでございます。

続きまして、表紙の次をごらんください。

平成28年度山都町一般会計補正予算。

平成28年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億9,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億9,700万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成28年12月1日提出。山都町長。

以上で補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第74号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ちょっと2点だけ、お尋ねしたいと思います。

まず、16ページですね。耕作放棄地解消事業補助金の反当たり3万円と自己保有2万円。それと、その下の農地中間管理事業機構集積協力金、これは平米当たり3,900円とかいう話でした。これの対象者はどのようにになっているか。この基準は、例えば認定農業者だけなのか。あるいは、どのくらい放棄しているのを復興した場合にできるのか。その基準がどのようにになっているのかお尋ねしたいと思います。

それとあと、18ページ、指定管理施設の熊本地震助成金というのが3,500万ありますけど、この配分については、どのような基準で配分されるのか。その基準は定められているのかお尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 16ページの3、農政費でございますが、ここの耕作放棄地解消事業の補助金でございます。これはちょっと個別の名称は捉えておりませんが、3件分でございます。借入地が333アール、3町3反ということでございます。これを耕作放棄地として現在なってるのを解消するために、今回は露地野菜のキャベツ、それから飼料用のイタリアン、そして大豆、こういうものを、借り入れて、耕作放棄地につなぐということで、3名の方が取り組みをされたという結果でございます。

（自席より発言する者あり）

失礼いたしました。次の農地中間管理事業の機構集積協力金のことでございました。失礼いたしました。

これにつきましては、総務課長のほうから御説明がありましたけれども、地域の担い手となる農家であれば、交付金が出るということでございまして、転換協力金につきましては、これは農業

をやめる方に交付されるということで、今回5戸の方に新たに貸し付けるということ。

それから、耕作者の集積協力金につきましては、これも個人さんでございますけれども、所有者が借り受け者のほうに、この中間管理機構が現在、貸借している農地の隣接地について、集積促進を行った場合には交付しますよということでございます。これにつきましては、認定農家、それから担い手農家等ということで、規定は特に今のところございません。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 説明する前に、まずおわびを申し上げます。といいますのも、私、9月の議会のときに答弁の中で、後藤議員からの質問だったんですけども、指定管理施設の今、現状が非常に厳しいということで、支援はどうするんだということがございました。そのときに、当然、支援はしていきますということで答弁しましたけれども、そのときに、支援の仕方としてはいろんな方法があつて、その中で、経済建設常任委員会と協議しながら、しかるべきときに御提案させていただくということでしてございましたけれども、今回、その常任委員会もしておりませんでしたので、そこについては、まずおわびを申し上げたいと思います。

その理由でございますけれども、この3,500万円を上げるに当たっては、課内でも非常に協議をいたしました。今、企画政策課のほうで、第三セクターのあり方についても協議をしております。その中では、そもそもこの公益性、公共性、そういったものを勘案し、その上で、もう一つ採算性まで考えて、この第三セクターの見直しをやっていくというようなことで、今、企画政策課のほうであり方の検討をしておりますので、そういった中で、今回、町内のそれぞれの指定管理者は非常に窮状でございます。9月の議会の説明の中では、約9,000万円の赤字になるというような説明を申し上げましたけれども、今回の積算をするときに当たっては、今の予測では、赤字幅としては7,000万円を予測しております。

ですから、その半額を補助しようということで、3,500万円という積算をしました。これに当たっても、やはり性質上、赤字補填というようなことになりはしないかということを考えました。赤字補填ということになりますと、このあり方の今指針をつくっておりますけれども、あり方の中では、施設への、第三セクターへの赤字の補填、あるいは、債務の保証はやらないということで、今、協議を進めておりますので、そのこととどう整合性をとるかということが、非常に議論になるわけでございますので、そのところを課内で非常に検討した結果として、やはり、今、窮状にある施設を救援することは必要だと。やはりホテル業、サービス業ということで、資金ショートして、休館、休園になったというようなことでありますと、当然、マスコミ関係にも報道されますし、イメージとしても悪うございます。

そういったことも考えて、そういう状態はやっぱり避けたいということがございましたので、予算の査定の中では、総務課長ともかなり協議しました。その上で、最終的には、町長の判断をいただくということになりまして、それが議運の日の朝までやった結果として、最終的に町長に御判断をいただいて、今回3,500万円ということでございます。

性質上、やはり赤字補填の意味合いを払拭できませんので、ここをどう理解するかということでございますけれども、やはりこれは、今まで、台風が連続する、あるいは、長引く経済不況、

そういったものがあるというようなことで、鳥インフルエンザ、それから口蹄疫、そういったものがあって、各施設が非常に大変だということがあったときにも、一切、町としては支援をしておりませんでした。それは、それぞれの施設にそれぞれに考えていただこうと。資金を借り入れたりしていただこうということでやっておりますけれども、今回はやはり熊本地震という、誰もが経験したことのない非常な危機だということで、天変地異の最たるものだということで、今回はあえて資金援助をしようということで決定をさせていただきましたので、3,500万円を計上させていただきました。

内訳につきましては、主要3施設ということで今考えております。その7,500万円の約2分の1ということで3,500万円ですけれども、そよ風パークに約2,000万円前後、それから通潤山荘に1000万円前後、それから文楽の里協会に500万円前後ということで、これにつきましては、最終的に損益の分岐点あたりをもう一度、再度再度、協議して、精査をした上で、補助金の交付決定を、助成金の交付決定をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 確かに、今の支援につきましては、9月、私のほうから質問いたしました。そういう決断をしてもらったということに関しましては、十分、配分につきましては、議会のほうからも、説明が十分できるような説明をお願いしたいというふうに考えております。

その前に、耕作放棄地の解消補助金につきましてなんですけれども、これにつきましては、私が言ったのは、何戸で、どこに、どこにあるという話じゃなくて、こういう規定があつて、どのように周知されて、その基準は何なのかと。ほかに、こういうところをやろうとする場合、できるのかということなんです。例えば、今、耕作放棄地がたくさんございましてね。その中で、そのどういう基準の中で、どういう査定があつて、どのように広報されてきたのか。それを今後、そういう取り組みがある場合は、どのようにしたらいいのかという手続的なものと、決まり的なものがあつたら教えてくださいということを行っているわけです。

よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御説明申し上げます。

まず、耕作放棄地等の解消についての部分では、まず、現在、農業委員のほうで農地パトロールを行っております。現地へ赴き、その結果、当事者等に耕作放棄地の解消については、県の補助金があるということで、農地の流動化を含めて現場で説明しており、また、事務局のほうからも御説明を申し上げているようなところでございます。

その中で、個人さんから土地を借りる場合については、10アール当たり3万円を交付して、お借りになった人が、重機、またはトラクター等で、現在、耕作放棄地を耕起しながら、そして、自分の、借りる人の農作物等の生産拡大につなげるということで、この事業の周知を行っているところでございます。

また、農業委員会の広報等でも、こういう事業があるということで周知徹底はしておりますけ

れども、また、山都町の広報等を使いながら、今後も広報等は進めてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） そういうことであれば、今後、この耕作放棄地というのは、いろんなところで、たくさんあると思います。それを、農業振興の上においても非常に大切なことだと思いますので、ぜひ広報等をしっかりしていきながら、そういう放棄されている農家の指導をですね、こういう制度があるということを周知徹底していきながら、農業経営の繁栄を、経済の安定を図っていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（中村一喜男君） まだ質疑があるようですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時02分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第74号の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼します。余り大きなことではないんですが、たしか消防費のところに臨時職員というようなことで、災害対応に対する罹災証明等の発行がまだ終わっていないとか、そのような業務にかかわる方の分であるというふうなことがございましたので、その後、いろいろ都度都度お知らせはいただいておりますが、現在、手続はどのような完了状況であるか。どのぐらいまだ見通しが残っているのか。その辺のことを総務課長にお尋ねします。

それともう1点は、次ページですが、20ページの教育費のところです。発達検査用の用具を購入するようになっております。それは大変結構なこととして、ただ、よく、往々にしてあるのが、学校教育の場面で、こういったものをそのときの先生が必要に応じて購入を希望されますが、それが先生の異動によって所在がわからなくなったりとか、そういった例が時々ありますので、これをどのような体制で、どこが管理していかれるのかというようなところをちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 失礼いたします。8款1項4目で、臨時職員の賃金を計上させていただきました。説明しましたように、家屋被害の調査、それから罹災証明発行、それから、もう一つは、これらのデータの入力等も非常に時間を要するものでございますので、こういった調査、それから、発行業務はまだまだ、引きも切らないと言うと、ちょっと大げさかもしれませんがけれども、証明の申請に日々まだ来られておりますので、それらの作業員、調査員としてすぐに対応していただくと、やっぱりどうしても臨時的な業務が発生するというところで、今回お願ひす

るものでございます。

きのうの一般質問のほうでも、大体落ちつきを見せ始めているということは申し上げましたけれども、そういったことで、ちょっと件数については申しわけありませんが、また後で、事務局のほうに確認したいと思っておりますけれども、まだまだそういった要請があっているということでございますので、そういった事務に対する手当をすべきであると。これは実は今回だけじゃなくて、継続して雇うということで、10月末まで、実際この罹災証明をやっておりましたけれども、またさらに1月からということに考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） 質問にお答えいたします。

発達検査用具の購入ということで、知能検査キット1セット、それから、発達検査のキット1セットを購入したいというふうに考えております。管理は町のほうで、教育委員会のほうで行います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 災害復旧費ですか、そのことでちょっとお尋ねをいたします。

農業施設災害復旧事業補助金というようなことで、国営パイロットと牛ヶ瀬地区のパイプラインのことだと思いますが、これは応急だから、97%はまだ確定していないという総務課長の説明がございましたけれども、943万2,000円の予算の件ですが、災害復旧費のですね。負担金及び交付金の中の、これは提案理由の説明があったときには、開パのパイプラインと牛ヶ瀬地区の用水路関係というようなことを聞いておりますが、97%はまだ確定していないということで、3%の補助金、自己負担ですかね、組合負担という形になるかと思いますが、そのことについて、例えば、ほかのは1%の事業費の負担のですね。それが3%ということで、その違いが何なのかということですね。町の応急工事というようなことで、そういったことになっているのかどうか。その点をちょっと農林振興課長、お願いをいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

この19節の補助金につきましては、総務課長のほうからも御説明がありましたように、農業施設の開パ地区内のパイプライン、それから牛ヶ瀬用水路の用水路改修。この開パのパイプラインにつきましては、応急本工事で終わっております。それから、牛ヶ瀬につきましては、応急仮工事で終わっているところでございます。

97%といいますのは、今まで激甚を受けたときに、施設災害として見込まれる補助率を概算として掛けた数字でございまして、実際、地元の管理組合が受領されました金額の97%を国のほうから暫定的にもらって組合のほうにお支払いするということ。

最終的に、何度も申し上げますが、補助の増嵩手続をしたときに、最終的な補助率が決まりますので、この差額がまた出た場合については、また組合のほうにお返しすると。それから、牛ヶ

瀬のほうにつきましては、この後、本工事がまた別に始まりますので、その事業費を使って、補助金等を使いながら、事業を進めていくということになります。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 応急工事だからというようなことで、そのことに関しては、こういった割合で行くということですね。本工事になれば、当然のことながら、ほかの災害等、農業災害と一緒にような形になるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。

本工事に当たりましては、先ほどちょっと説明が悪かったかなと思いますが、今回97%は概算の補助率として見ておいて、これが99%になったときには、もう1%しかありませんし、また、これが99%を越すような補助率になったときについては、その分はまた減額していくということで、その場合は補助金の差額については、また交付するような形になるかと思えます。

（自席より発言する者あり）

仮工事の場合の補助率でございますか。それも同様に扱うようにする予定でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） ちょっと関連しますのでお尋ねしたいと思いますけども。清和地区の米生に食肉加工所を増設することを認めましたですね。それで、4月1日から運行というようなことを聞いておりましたんですけども、地震とか災害あたりで延びたことはわかっておりますが、そのあたりはどのくらいおくれておるのか。実際に4月1日から運営ができるのか。その辺はどうですかね。その辺のちょっと工程あたりをちょっと教えてもらえるならばと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

9月の定例会のほうで設計委託料、それから工事請負費について、また備品購入費について、御承諾いただきました。現在、工事のほうの発注用に実施設計書の積み上げをしております。実施設計の協議を最終的に県のほうと協議をするわけなんです。これは設計審査という分でございます。この設計審査で、実は、震災、それから豪雨災害等の建物、建築工事の審査依頼がかなりの量が県のほうに入っているようでございまして、その予定をとるということで、今、県のほうと打ち合わせをしているところでございます。

なお、この設計審査が終わり次第、入札という形で、年内または年明けに、大至急、建設工事のほうの発注は進めたいというふうに思っております。

ただ、建築工事においても、御存じのように、建築業等々の数もかなり減っておりますし、平坦のほうに仕事に行ってらっしゃるという状況と、それから、建築業界においても非常に数が少ないという部分もございますので、そこについては、土木建築含めたところで、業者さんのほうに何なりとお願いをしながら、一応、補助金の性格上、3月末までに終わるということで、うちのほうも3月末まで終わるように係と十分打ち合わせをやっているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第75号「平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、議案第75号について説明いたします。

資料のほうをごらんください。

今回の補正においては、主に本年度予定しておりました4地区で実施しております簡易水道整備事業の国庫補助金が確定したことによる各地区の事業費の増減額分をお願いするものです。

歳出のほうから説明しますので、7ページのほうをお願いします。

1款1項2目簡易水道事業費。補正前の額3億7,402万4,000円、補正額1億36万8,000円の減、補正後の額2億7,365万6,000円としております。

ここで、需用費が16万1,000円。これは消耗品費、それから公用車の燃料費です。

それから、役務費、委託料、工事請負費につきましては、それぞれ事業の減額に伴い減額するものです。

行政報告の中でも触れましたけれども、現在、簡易水道4地区で整備事業を進めるところですが、平成28年度の国庫補助金が、全地区、要望額に対し、約6割での交付決定となり、その分を減額するものでございます。

ただ、山都中央地区分については、国の本年度の2次補正で交付の内示を受けましたので、この地区は、平成29年度までの計画で進めてきたところですが、今回の補正で本年度、工事は繰り越すこととなりますが、予算上は完了することとなります。ほかの3地区については、平成31年度までの計画で進めることとしております。

次に、歳入です。6ページをお願いします。

今回の事業費は減額補正に伴う国庫補助金、繰入金、水道事業債を増減額するものです。

まず、国庫支出金です。補正前の額1億4,054万9,000円、補正額3,682万4,000円の減、補正後

の額1億372万5,000円になります。

節の内訳ですけれども、記載のとおりです。

次に、繰入金です。これは一般会計からの繰入金です。補正前の額1億9,821万2,000円、補正額185万6,000円、補正後の額2億6万8,000円になります。

事業が減額したのに、繰入金が増額になっておりますけれども、この理由につきましては、山都中央地区の事業で、さっき申しあげました2次補正で29年度予定分を前倒しで実施するんですけれども、この工事の中に、補助対象外、単独でやる分ですけれども、管理用道路の舗装とか消火栓等が含まれることによるものです。

最後に町債です。これも事業費の減額によるものです。補正前の額2億5,380万円、補正額6,540万円の減、補正後の額1億8,840万円になります。

3ページをお願いします。

第2表、地方債の補正です。

起債の目的。

簡易水道事業債。限度額2億5,380万円。補正後1億8,840万円となります。

表紙の次のページです。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億36万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億265万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

平成28年12月1日提出。山都町長、工藤秀一です。

○議長（中村一喜男君） 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号 平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第76号「平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 続きまして、議案第76号について説明いたします。

議案第76号、平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

今回の補正においては、熊本地震により発生しました上水道での施設災害復旧工事に関連する予算を計上するものでございます。

まず、収益的収入及び支出のほうから説明いたします。支出のほうです。

5ページをお願いします。

1款1項1目原水及び浄水費です。補正前の額1,419万5,000円、補正額16万円、補正後の額1,435万5,000円となります。これは水源地での機械器具の修繕費です。

次に、2目配水及び給水費です。補正前の額1,377万円、補正額209万円、補正後の額1,586万円。

2節賃金9万円。これは嘱託職員の時間外の賃金です。

10節修繕費200万円。これは当初予算でも計上していたんですけれども、震災の関連の復旧工事ではほぼ施工しておりまして、これから冬場を迎える中で、凍結等による漏水修繕、漏水の修理の発生を想定しての補正としております。

4目総係費2節手当です。14万4,000円。職員の時間外手当を計上しております。

それから、4項1目予備費。補正前700万、補正額239万4,000円の減、補正後の額460万6,000円としております。これは営業費用で、今回補正する財源として、予備費から充当する分を組み替えるものでございます。

収益的支出の合計、補正前の額8,178万8,000円、補正額ゼロ、補正後の額8,178万8,000円となります。

次に、資本的収入及び支出です。

支出のほうから説明いたします。7ページをお願いします。

1款1項1目原水施設改良費。補正前の額200万2,000円、補正額337万円、補正後の額537万2,000円。これは水源地のポンプの更新、それから、水位計の更新をするものです。これは当初予算で予定しておったんですけれども、災害対応でこの工事費を執行してございましたので、再計するものでございます。

次に、2目配水施設改良費です。補正前の額1,035万8,000円、補正額1億28万2,000円、補正後の額1億1,064万円。

6節委託料です。100万円。これは山神山配水池の災害復旧工事に伴う施工管理委託料です。

10節の工事請負費です。9,928万2,000円。これも山神山配水池の災害復旧工事請負費になります。

次に、3項の予備費です。1目予備費、補正前の額300万円、補正額150万円、補正後の額450万円。

資本的支出の合計3,887万3,000円。補正額1億515万2,000円、補正後の額1億4,402万5,000円となります。

次に、収入についての説明です。6ページをお願いします。

1項1目企業債。補正前の額1,000円、補正額2,020万円、補正後の額2,020万1,000円。これは山神山配水池の災害復旧工事に要する費用の国庫補助が10分の8で内示してあります。この補助残の10分の2を企業債から借り受けるものでございます。

4項国庫補助金です。補正前の額1,000円、補正額7,810万円、補正後の額7,810万1,000円になります。

資本的収入の合計が、補正前の額68万4,000円、補正額9,830万円、補正後の額9,898万4,000円となります。

表紙の次のページをお願いします。

平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成28年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度水道事業会計の補正予算（以下「予算」という。）予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

左から既決予定額、補正予定額、合計で読み上げます。

第1款水道事業収益8,178万8,000円、補正予定額ゼロ、計8,178万8,000円です。

支出、第1款水道事業費8,178万8,000円、補正予定額ゼロ、計8,178万8,000円。

第1項営業費用が6,806万9,000円、補正予定額が239万4,000円、計7,046万3,000円です。

第4項予備費700万円、既決予定額が700万円で、補正予定額が239万4,000円の減、計460万6,000円となります。これは予備費と営業費の予算の組み替えという形になります。

内訳については、第1項、第4項の記載のとおりです。

次に、2ページです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3,818万9,000円を4,504万1,000円に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおりとする。

第1款資本的収入、既決予定額68万4,000円、補正予定額9,830万円、計9,898万4,000円となります。

内訳については、第1項、第4項、企業債、国庫補助金、記載のとおりでございます。

次に、支出です。

第1款資本的支出、既決予定額3,887万3000円、補正予定額1億515万2,000円、計1億4,402万5,000円となります。

内訳については、第1項、第3項、建設改良、予備費、それぞれ記載のとおりでございます。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額510万4,000円、補正予定額14万4,000円、計524万8,000円とな

ります。

第5条、予算第7条中、棚卸資産購入限度額220万円を270万円に改める。これは災害関連で、修繕工事で使用した材料費を補填、購入するために増額するものでございます。

平成28年12月1日提出。山都町長、工藤秀一。

○議長（中村一喜男君） 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時28分

12 月 8 日（木曜日）

平成28年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年12月1日午前10時0分招集
2. 平成28年12月8日午前10時0分開議
3. 平成28年12月8日午前10時54分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第77号 工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）
 - 日程第2 議案第79号 工事請負契約の締結について（重要文化財「通潤橋」保存修理工事）
 - 日程第3 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）
 - 日程第4 議案第81号 町有財産の譲渡について
 - 日程第5 発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
 - 日程第6 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二
環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾

建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	森田京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第77号 工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第77号「工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） おはようございます。それでは、御説明いたします。

議案第77号、工事請負契約の変更について。

平成27年第4回定例議会において議決された大川大矢線道路改良工事のうち、契約金額9,612万円を1億549万8,370円に変更することとする。平成28年12月1日提出。山都町長、工藤秀一。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次ページをお願いします。

工事請負変更契約概要でございます。

工事番号。道改清第10号、これは道整備事業で行っております。

2、工事名。大川大矢線道路改良工事。

工事場所。山都町鶴ヶ田地内。

当初契約年月日。平成27年12月10日。

工事内容。大川大矢線、これは本線でございます。L=140メートル、幅員7メートル。

元仁田尾線、これは、それに接続する町道でございます。L=113.5メートル、幅員5メートルでございます。工事の概要につきましては、掘削工から側溝工まで下のほうに列記しております。

変更の内容としましては、これは変更後の数量でございまして、変更前が出ておりませんので、内容がちょっとわかりにくいかと思っておりますので、少しだけ説明をします。大川大矢線本線のほう

の道路を掘削しまして、それを元仁田尾線というところに埋める盛土工の盛土が、地盤が悪うございますので、その土量の増量による変更の内容でございます。

契約の相手方。熊本県上益城郡山都町大平434-4、有限会社清和建設、代表取締役武原公洋。次、お願いします。

公共工事請負変更仮契約書。

上のほうは省略させていただきます。

4番、変更契約事項。変更工事請負額、増額の937万8,370円でございます。

工事の内容は、先ほど言ったとおりでございます。

平成28年10月3日付で請負変更契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本変更契約のあかしとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するということの契約書の写しでございます。

続きまして、資料としまして、町内の平面図。それから、そこを拡大した平面図を載せております。

本線に接続、本線が大川大矢線で、それに接続する元仁田尾線というところがごらんいただけるかと思えます。黒の実線はもう実施済みのところでございます。その平面図の拡大図がこちらにございます。下のほうから右上のほうに行くとるやつが、本線でございます。左上のほうに延びているのが元仁田尾線と、ちょうどT字になるところでございますが、こちらのほうになります。本線の掘削土を元仁田尾線のほうに盛るという工事でございますけれども、土質が悪うございましたので、その分をまた土量を削って、その分の足りない分をこちらに埋めるというような工事でございます。使われない土量につきましては、近くの土捨て場がございますので、こちらに捨てるという契約の内容になっております。

④のほうが、この標準断面図でございます。これは本線のほうの標準断面図でございます。

それから、その次が、これは元仁田尾線のほうの標準断面図でございます。これは、補強盛土という工事をしておりまして、今回の工事では、ピンクの色に染めておりますけれども、ここを盛るとような工事の内容になっております。その上の白い部分は、今度28年度の事業として行う予定でございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第77号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第79号 工事請負契約の締結について（重要文化財「通潤橋」保存修理工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第79号「工事請負契約の締結について（重要文化財「通潤橋」保存修理工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明いたします。

議案第79号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。平成28年12月1日提出、山都町長。

工事番号。山教生工第11号。

工事名。重要文化財「通潤橋」保存修理工事（災害復旧）。

工事場所。山都町城原・長原地内。

契約金額。1億1,599万2,000円、税込みです。

契約の相手方。山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役尾上一哉。

入札の方法。指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次の2枚目をお開きください。

工事請負契約の仮の契約書です。

4番目の工期です。平成28年12月8日から平成29年3月31日までとしております。これは本件、通潤橋の本体工事は平成31年3月31日までの期間を予定しておりますが、議会の議決、文化庁の繰り越し承認を得るまでの間は、一旦、29年3月31日までとしておりまして、議会の議決、承認が得られた場合には、その後、平成30年3月31日まで工期延長することとし、その後も同様の措置で、最終的には平成31年の3月末まで、再度、工期延長することとしております。

契約保証金につきましては、規定によりまして1,159万9,200円ということで、契約条件につきましては、同様の数字でございますので割愛いたします。

契約日が平成28年11月25日としております。

次の3枚目をお開きください。

入札結果でございます。

開札が平成28年11月24日です。全11社の指名を行いまして、応札がありました尾上建設さん、

入札金額が1億740万円ということで、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格であり、落札が決定しております。

次の4枚目をお開きください。

工事請負契約の概要でございます。

6番の工事内容について、少し御説明いたします。

熊本地震により被災しました重要文化財「通潤橋」の調査工事と修理工事の内容になります。工事の範囲につきましては、重要文化財の指定範囲に限られますので、その右に書いておりますが、通潤橋本体の石垣、それから橋上を通ります通水管の石管、それから取り入れ口、吹き上げ口となります。この資料の一番最後の6枚目のところに、平面図を載せております。この本工事につきましては対象部分は、この赤の線で囲ってあるところになります。左側の川の左岸側になりますが、取り入れ口の部分と、それから通潤橋本体の石垣と橋の部分、それから右のほう、右岸側になりますけれども、吹き上げ口のこの赤で囲ってある部分になります。

ということで、4枚目に戻っていただきまして、工事概要についてでございますが、概要につきましては、一般質問の答弁の中でも少し被害内容を御説明しておりますけれども、確認をいたします。

地震による被害状況から、今回、必要な修理事項を設定しております。

一つ目に、通水管の漏水部分です。これは、次の2ページにございますが、写真の1と2で状況がおわかりになられるかと思えます。

それから、二つ目といたしまして、通水管、取り入れ口、吹き上げ口の目地の破損。

それから、三つ目としまして、橋上被覆土の亀裂、縁石、これは壁石垣の上段部ですけれども、これらのはらみ出しが確認されております。これは3ページになりますけれども、写真の3と4のほうで、その状況が御確認いただけたらと思います。

今回の工事といたしましては、土工事、石工事、左官工事で、この右に書いておりますような、それぞれの内容の工事を予定しております。

特記事項といたしましては、工事のまず内容につきまして、各種工事の内容や数量は、通水管の被覆土の全掘後に予定しております被害状況調査の結果ですとか、今後、工事期間中に随時行ってまいります文化庁や通潤橋保存活用検討委員会での検討、協議によりまして、工事の進め方の変更も予想されますために、変更事項が生じる可能性がございます。これは工期ですとか、金額面のことでございます。

工期につきましては、先ほど説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第79号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 目地材をつくるというのは、非常にいろいろこれまで苦心をされてきました。これは尾上建設がノウハウを持つとと思いますが、一つだけ、ここから、私にすると

落ちてるんじゃないかなと思うのは、通水管のクッション役をしている松材、これは大丈夫かなと。その辺のところは、ここに上げてありませんので、それも含めて、この通水管と石管の取りかえとなっているのか、どうなのかを聞いておきます。

松材となれば、これだけのやつがなかなかないですね、適切な松材が。あれは昭和30年代だったかな。探したときに、かなり苦労して、当時の町長さん、あれは高村さんだったかな。苦労なされたこと、私は知っておりますので、その辺のところは検討してあるのか、聞いてきます。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 提言がありました、その漆喰の材料でございますが、松とか、そのほかにもいろんな自然のものですとか、そういったものを使ってから漆喰はつくられるものであります。特別な作業に基づいて漆喰はつくられますので、そのあたりの数量とか、そういったものにつきましては、ノウハウがおられます地元改良区の皆さんとか、受注されました尾上建設さんあたりとも協議しながら、また進めていきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、議員さんがおっしゃってるのは、中のクッションに入れている松の通水管を言われてるんだと思います。ちょっとその石管のほうも数個はもう傷んでるだろうという想定のもとに、今の当初設計書には、数個の設定をして出しています。当然、全体を掘削して全部を見ます。だから、中のクッション材の松材もそのときに見て、これをやっぱり変えなければいけないという判断だったら、そのとき変えと。今のところは、そこまでの判断はしていないということでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わかりました。これは解体新書じゃありませんけれども、腑分けをしなければわからないですね。だから、この松材が、最近は通年、満水していますかね。その昭和30年代になってバイパスを通すようになってからだったかな、シーズンオフのときに水を通してなかった。それで、松くい虫にやられた。この松材というのは、杉でもそうですけれども、昔は土木工事に非常に使われております。水に浸っている間は、これは非常に末代物ですね。縄文時代の土埋木が湖底から出てくる。もうしっかりしたのが出てきます。だから、これは腐っていない。

今度の場合はどうなのかなと注意して見ておったら、それが材料として、修理箇所として出てないから聞いたところですが、今、説明でよくわかりました。もうあけてみなければわからない。ただ、それを想定した用材の探索もしとく必要があるんじゃないかなと。本当はないんですよ、最近。これに適するような松材が。ほとんど戦後、香木に切ったり、チップになってしまったりということで、あのときは、人吉、球磨から、熊本県下いっぱい、たしか探したと思います。

だから、そういうことを事前にやっぱり想定した形で取り組む必要があるんじゃないかなと。これは教育委員会のほうで、十分、これはもちろん、担当業者がそこは十分周知なさっておると思いますので心配ありませんが、老婆心ながら申し上げておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「工事請負契約の締結について（重要文化財「通潤橋」保存修理工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第80号「工事請負契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明いたします。

議案第80号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。平成28年12月1日提出。山都町長。

工事番号。山教生工第12号。

工事名。平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事。

工事場所。山都町城原・長原地内。

契約金額。1億44万円、税込みです。

契約の相手。熊本市北区龍田町弓削812番1。株式会社環境開発熊本営業所、所長坂田廣文。

入札の方法。随意契約。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次の2枚目をごらんください。

工事請負契約の仮契約書でございます。

4の工期についてです。平成28年12月8日から平成29年3月10日までとしております。この工期につきましては、先日も御説明しましたとおり、来年の水田の苗代が始まるころまでには完了することをめどとしておりますので、この工期設定としております。

契約保証金につきましては、1,004万4,000円になります。

この契約書につきましては、平成28年11月25日に締結しております。契約を交わしております。

次の3枚目をごらんください。

工事請負契約の概要でございます。本件につきましては、文化庁の重要文化的景観部門の補助金、国の75%補助を使っております。

5番の開札年月日です。これは見積もり入札によりますところで、平成28年11月24日に行っております。

工事の対象となる施設の概要につきましては、これも先日の一般質問の中でも説明をしたところでございますが、この件につきましては、一般的に余り知られておりませんので、少しかいっまん御説明をいたします。

昭和35年に通潤橋が国の重要文化財として指定される以前の昭和30年前後に、県営事業により設置された内径が約800ミリ、延長約150メートルの農業用水を白糸地区へ送水する埋設のコンクリート管でございます。このページの下配置図にあります赤い点線部分になるところに、このコンクリート管が埋設されております。通潤橋の左岸側、取り入れ口付近より取水いたしまして、五老ヶ滝川の河床を經由し、通潤橋の右岸側にあります吹き上げ口に送水する方式、逆サイフォン方式というものですが、これをとっております。両水面と川底のヒューム管までの高低差が約30メートルと推測されます。通潤用水上井手を通じて白糸台地へ送られる用水の大部分は、この管水路を利用して送水されており、主要水路としての機能を果たしております。

取り入れ口と吹き上げ口の逆サイフォン方式というものにつきましては、取り入れ口と吹き上げ口の水面から、川底を渡っている中央の管水路部分が低い位置にあるために、位置エネルギーの関係上、高いほうから低いほうへ流水する原理を利用したものである形式となります。

この施設の性格を少し申し上げます。以下の3点にまとめられると思います。

一つ目に、重要文化財「通潤橋」を保存のための施設であるということで、通潤橋を補完する役割を担っております。

二つ目に、重要文化的景観「通潤用水と白糸台地の棚田景観」、これは平成20年に選定をされておりますが、この維持に不可欠な施設ということで、重要な構成要素の一つに上げてあります。営農活動に不可欠なものということです。

それから、三つ目といたしましては、通潤橋保存修理工事の期間中は、橋上石管の水をとめすために、このヒューム管だけがこの白糸台地へ送水することができる唯一のかんがい施設であるということがいえます。よって、このヒューム管が復旧しない限りは、通潤橋本体への修理工事が実施できないということがいえます。

ここで、この資料の3ページをごらんください。

この上井手管水路の写真を掲載しております。

この写真1につきましては、取り入れ口付近にあるヒューム管の部分です。取り入れ口の部分です。ここの真ん中の鉄格子がありますが、ここで取水をされます。

その下の写真2につきましては、右岸側にあります吹き上げ口のヒューム管の吹き上げ口のところです。この写真は、震災後の4月20日に、地元の土地改良区を主体として、管内に生じた亀裂のコンクリート詰めを応急措置として、作業を行っているときの写真です。この真ん中におられます中央の青い服の人が見ている先が、次の4ページの写真になります。

4ページの上のほうをごらんください。

ここに写真3として、ヒューム管の吹き上げ口の近景でございますが、コンクリート管の800ミリの口径が見えます。ここに水が上がってきて、先ほどの応急修理の際には、この命綱ロープをかけられて、これを下って行かれて、目地補修をされたところです。

その下の写真4が管内部に生じた亀裂の状況でございます。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、コンクリート管が約5メートルのものが約30本ほどありまして、そのつなぎ目が損傷して、漏水の原因というふうになっております。

次の5ページのほうに移りまして、写真5につきましては、その管内の最深部の状況でございます。吹き上げ口から下っていった約20メートルほどのところでございますが、先ほど下られた方が撮った写真でございますけれども、この中央部に丸く白い薄い輪がごらんいただけるかと思いますが、ここがそこまで溜まっている水面でございます。ここまでしか行かれませんでしたのでこの写真ということになります。漏水で次第に水位が下がっている状況になります。そういうことで、これは水面ということで、ずっとこれが下がっていくというふうなことでございます。

その下の写真6が、これがヒューム管の漏水によりまして、土地改良区のほうで緊急用の送水パイプを設置された作業がこの写真でございます。田植えを間近に控えた時期でございますので、地元の方たちによって、この写真にありますように、橋上にずっと1本、青いホースが見えると思いますが、これを緊急に送水パイプとして設置をされたところでございます。

ちょっとページを2ページのほうに戻っていただきまして、工事の内容についてでございますけれども、今回、このインシュチュフォーム工法というものによって、通潤橋第2送水管の管更生工事を行います。この工法につきましては、後で工法も申し上げますが、簡単に申し上げますと、掘削を伴わずに管内に熱硬化性の樹脂を含浸させたライナー、更生材でございますが、これを水圧で挿入をいたしまして、内部より管更生を行います。管内の洗浄及び調査も本工事に含んでおります。

ここで、この資料の7ページをごらんください。

今回、取り上げますインシュチュフォーム工法の施工工程を記載しているものでございます。ずらっとありますので、簡潔に申し上げますと、写真の7ページの真ん中にイメージ図がございますが、これが既存のコンクリート管の中に、熱硬化性の樹脂を含んだライナーを水圧によって反転挿入させたまま、水圧でずっと押し込んでいくものです。そして、その下の図につきましては、その後に、温水ホースを管の中に、水の中に、温水ホースを設置、取り付けをすることになります。

次の8ページをごらんください。

そして、そうした中で、ライナーの中の水をポンプで循環をいたします。そして、中の、先ほど取り付けました温水ホースを温めることによって、熱硬化性の樹脂は固まると。数日間、そのままでございますが、数日間の日程によって完全に固まるというふうなことでございます。

その後に、ライナーの中の水を取り出すということで、その取り出した後が、この8ページの

下のほうに3枚写真がありますが、一番右のほうで、管の内部のほうに、こうした管が、硬化した管ができるというものでございます。

2ページのほうに戻っていただきまして、先ほどの工事内容の途中からでございますけれども、熱硬化性樹脂を管内に挿入して管更生を行う工法につきましては複数存在いたします。今回のインシュチュフォーム工法以外にも、蒸気や光触媒でライナーを硬化させる方法もございます。内部の屈曲や勾配状況によりまして、それぞれ適性が異なるほか、仮設の規模や条件もそれぞれ相違がございます。ほかの工法も、今回は温水硬化法でございますが、蒸気硬化でありますホースライニング工法ですとか、ノーディパイプ工法ですとか、蒸気によって硬化させる方法もございますけれども、こうしたものは今回のような急勾配での管路には、均一な硬化が保てないとかいうことが懸念されます。そのほか、管路の軸線上にライナーバックというのを搭載した車両を設置する必要がございますので、バックヤード、いわゆるその設置スペースが確保できないということが懸念されます。

それから、その温水硬化でも、シャワー循環式の工法もございますが、こうしたものは均一な効果が保てないですとか、内部の形状が不明なために、そういったことが考えられ、あと光硬化あたりでも、管が曲がったところ、曲管部での実績がなかったり、あるいは、断面縮小の恐れがあるということで、今回、この工法を取り入れているところでございます。

今回の場合、取り入れ口と吹き上げ口から川に向かう管が急勾配で、相当程度の内圧があり、また、仮設設備を設置する敷地が非常に限定されているために、ライナーの硬化方法、それから曲管部での有効性、作業スペースの施工要件などから比較検討した結果、最も条件に適合した今回の工法を採用したところでございます。

また、このインシュチュフォーム工法につきましては、我が国に最初に導入されました工法でございます。他の工法と比較して施工実績が最も蓄積され、非常に信頼性が高いというふうに判断をされます。

工事概要につきましては、ここに記載のとおりでございます。

随意契約の今回の理由、それから業者選定につきましては、インシュチュフォーム工法につきましては、海底に敷設されるガス等のパイプラインや都市部の上下水道管の管更生に多く用いられる工法でございます。本町におきます発注事例はありません。また、確認できる範囲では、県内でも施工事例はございません。

施工能力を有する業者につきましては、コンプライアンスの保持を目的として、原則、インシュチュフォーム協会に登録がある業者は、九州管内では十数社に限られており、このうち本町へ指名願が提出されているのは、今回、見積もりをいたしました1社のみでございます。

これらのことをまとめますと、本工事を随意契約により施工する理由といたしまして、一つ目に、当該工法で工事の遂行能力があると認められるインシュチュフォーム協会に属した業者で、本町に指名願が提出しているのは1社のみであるということ。

それから、二つ目に、施工遂行能力を有する業者に発注することで、安価な価格でも契約締結を進めることができるという、この2点にまとめることができます。

結果、今回の随意契約によって、今回の1社を選定したところでございます。
以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第80号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号「工事請負契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第81号 町有財産の譲渡について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第81号「町有財産の譲渡について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、議案第81号について説明をいたします。

議案第81号、町有財産の譲渡について（旧清和高原野菜市場・建物）。

町有財産を次のとおり譲渡することとする。平成28年12月8日提出、山都町長

1、物件の所在。合志市幾久富字上沖野1656-475。

2、譲渡対象物件。建物（木造合金メッキ鋼板葺2階建239.31平米）。

3、譲渡代金。829万円。

4、譲渡の相手方。熊本市東区保田窪本町4番57号、株式会社白川リゾート、代表取締役藤本祐二。

5、契約の方法。一般競争入札。

提案理由です。町有財産を譲渡するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

めくっていただきまして、財産の概要を掲載いたしております。

1から5までにつきましては、ただいま述べたものの詳細の説明になっております。

参考ということで、一番下の表をごらんください。当該一般競争入札、今回は土地と建物の売却を一括で実施をいたしております。契約金額の内訳というのは、この建物、土地それぞれの合算額ということになっておるところでございます。

続く、裏面は仮契約書でございます。

それから、また、もう1枚めくっていただきますと、一般競争入札の開札調書、それから案内図、建物は平面図ということの参考資料をつけております。なお、今回、土地に関しての議決を要しないかということの御疑問がおりになろうかというふうに思いますけれども、土地の場合は、予定価格700万円以上かつ面積が5,000平米以上のものと、この金額と面積の二つの要件が議決を要する基準となっておりますので、今回、皆様方にお諮りする案件につきましては、建物のみの部分ということでお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第81号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 質問じゃありません。長い間のこれは課題でしたね。やっとこれで一つ整理できたんじゃないかなと思います。

ただ、これ、質問じゃないと言いましたが、一つだけ聞かせてください。

1社、一人しか参加者がなかったんですが、これは同時に、何か心当たりの評価委員、あるいは不動産鑑定士、そういう人たちの鑑定も徴したかどうか。それを一つだけ聞いておきます。この結果としては、私は異論ありません。早く我々は、これを指摘してきたことですから、やっとそれを解決してくれたということで労を多としたいと思います。ただ参考までに、今のところを一つだけ教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今回のこの金額、いわゆる予定価格を設定いたしましたのは、今、議員がおっしゃいましたように、不動産の鑑定評価によるものでございます。7月1日時点の各時点ということで調査をなさっているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 初歩的なことで申しわけないんですけど、町が売るのに消費税のことは一切触れてなかったんですが、そこら辺のところの説明はどうなっているんでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） これは、税込みの金額ということでお願いしたいと思っております。お願いしますというか、税込み金額ということで、これは売買の締結契約を締結するものでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第81号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号「町有財産の譲渡について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、発議第4号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 発議第4号を提出いたします。

発議第4号、平成28年12月8日、山都町議会、中村一喜男様。提出者、山都町議会議員、稲葉富人。賛成者、山都町議会議員、赤星喜十郎。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化していることであります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国の町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、その2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入してきた厚生年金も、議員の在職期間は通算されず、老後に受ける年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

これが、この議案を提出する理由です。

○議長（中村一喜男君） 提出理由の説明が終わりました。

意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） 朗読します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするのが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山都町議会。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 発議第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 質疑じゃありません。意見を、私はこの際、お互いに襟を正す意味から申し上げておきたいと思います。

この年金制度、分母が非常に少なくなった。町村合併あたりですね。ですから、この共済年金の機構そのものが解散しなきゃならないようになってしまった。それと同時に、当時の社会背景は、いわゆるこの政治に対するコスト減という世論が非常に大きかった。それが町村合併ですけども、同時に議員も減少し、議員の給与面についても、いろいろ論議されたところですよ。

ですから、これは有権者から見ると、お手盛りの意見ということになってしまう面もあります。

ですから、時代にふさわしい年金制度というのは一体どういうものかということ、時代にふさわしい議員のあり方というのはどういうことか。議員のあり方は時代によって変わるわけじゃなくて、やっぱり一貫して、いわゆる全体の奉仕者としてどうあるべきかと。おのずと一人一人が胸に問い直すことでありますが、こういう意見書を出す以上は、我々も改めて全体の奉仕者として、この議員のあり方を胸に問いながら、この意見書を出してもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、「陳情等付託報告について」を議題とします。

陳情第4号「地域の实情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情について」報告を求めます。
厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） 山都町議会議長、中村一喜男様。厚生常任委員会委員長、藤澤和生。

厚生常任委員会審査報告書。本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

事件番号、陳情第4号。

付託年月日、平成28年12月1日。

件名、「地域の实情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情」。

陳情者、熊本市中央区神水1-14-41、熊本県社会保障推進協議会、会長、鳥飼香代子。

審査結果、採択。

審査意見。政府の2025年の必要病床推計結果では、既存の病床数と比べ、今後大幅な削減が求められている。しかしながら、高齢化社会が推進する中であって、地域医療体制の確保は命と健康を守り、安心して生活していくために極めて重要であり、また住民の願いでもある。よって、本陳情を採択とする。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号「地域の实情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情について」は、採択することに決定しました。

日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、町長から発言の申し出がっております。これを許します。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 来年の2月に予定をされています町長選挙、これについて、出馬に関して、私の態度表明を、時間をいただきまして表明をさせていただきたいというふうに思います。

私はこの約4年間、公平公正ということを旨として町政を進めてまいりました。この広い山都町でいろいろ課題はありつつも、おかげをもちまして、何とか前に進んできたというふうに思っております。

しかしながら、ことしの8月臨時議会において、グラウンドゴルフ場の整備工事契約締結の承認の議案上程において認めていただけませんでした。これは私の説明不足ということでもありますけども、次の1カ月後の9月の議会に上程すべく、私はその理由、1カ月後にすぐに否決されたものをまた出すというその理由、それから私の思い、このグラウンドゴルフ場の整備にかかる私の思い、いろんな関係について、手紙にしたため、持参をし、いらっしゃる議員さんには説明をし、お渡しをし、そしてまた精いっぱい努力をしたつもりでございます。

しかしながら、再びの否決ということでもございました。このことは、私の今の政治環境を象徴的にあらわしているということを考えざるを得ないというものでありまして、結果的に町民の皆様に御迷惑をおかけしているということ深く反省したところでございます。

私は町長選出馬の折に、政治信条として、全てはその人の幸せのためにということを経営信条として掲げて選挙戦を戦い、そして、今もこの政治信条は変わりません。

よって、これ以上、町民の皆様に御迷惑をかけるということは本意ではございませんので、2期目の出馬については控えたいということを決断いたしました。大変お世話になりました。今後とも残りの任期についてはよろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年第4回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時54分

平成28年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第71号	専決処分事項（山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	12月7日	原案承認
議案第72号	平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について	12月7日	原案可決
議案第73号	平成28年発生農地等災害復旧事業に係る分担金の徴収の特例に関する条例の制定について	12月7日	原案可決
議案第74号	平成28年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	12月7日	原案可決
議案第75号	平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	12月7日	原案可決
議案第76号	平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	12月7日	原案可決
議案第77号	議案第77号 工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）	12月8日	原案可決
議案第78号	工事請負契約の締結について（白小野鶴越線②道路災害復旧工事）	12月1日	原案可決
議案第79号	工事請負契約の締結について（重要文化財「通潤橋」保存修理工事）	12月8日	原案可決
議案第80号	工事請負契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）	12月8日	原案可決
議案第81号	町有財産の譲渡について	12月8日	原案可決
発議第4号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について	12月8日	原案可決
陳情第4号	地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情について	12月8日	原案採択
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	12月8日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
